公益社団法人　日本社会福祉士会
第３３回通常総会

議案資料集

２０２１年6月１９日（土）
（１３：００～１６：００）

本会事務局会議室及びＺＯＯＭ会議室

JACSW
公益社団法人　日本社会福祉士会

第３３回通常総会

議案資料集目次

Ⅰ　議案

第１号議案　2020 年度決算報告…… 1
第２号議案　役員選任案…… 15

Ⅱ　承認事項

第１号承認　ソーシャルワークを考える政治的アプローチについて…… 17

Ⅲ　理事会報告

第１号報告　2020 年度事業報告……20
第２号報告　2022 年度予算・制度に関する提案書……90
第３号報告　2020 年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況 ……103
第４号報告　ぱあとなあ活動報告書 IT 化　検討の経過と今後の進め方について…… 106
第５号報告　子ども家庭福祉に関する資格について
第６号報告　令和２年７月豪雨災害について（熊本県社会福祉士会からの報告）

※第 5 号及び第 6 号報告につきましては、総会当日に報告いたします。

Ⅳ　事務連絡

第１号事務連絡　規程類改正 …… 109
第２号事務連絡　第 29 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）
第３号事務連絡　第 30 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）
第４号事務連絡　その他

※第 2 号及び第 3 号事務連絡につきましては、総会当日に口頭報告いたします。

※第 4 号事務連絡につきましては、総会当日に資料配付します。

Ⅴ　参考資料

①　2020 年度　補助金・助成金・委託事業一覧（実績）…… 112
②　2021 年度　補助金・助成金・委託事業一覧（申請予定含む）…… 115
③　都道府県社会福祉士会　会員数増減一覧 …… 117
④　都道府県社会福祉士会　入会状況一覧（2020 年度末現在）…… 118
⑤　役員一覧（2020 年度）…… 119
⑥　都道府県社会福祉士会　会長・事務局長一覧（2020 年度）…… 120
⑦　委員会委員一覧（2020 年度）…… 121
⑧　アドバイザーリスト …… 125
⑨　賛助会員一覧 …… 126
⑩　主要行事予定表（2021 年度）…… 127

公益社団法人　日本社会福祉士会

第３３回通常総会

第１号議案

2020 年度決算報告

JACSW

貸借対照表

令和3年3月31日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ．資産の部			
1．流動資産			
現金預金	138,963,671	93,483,624	45,480,047
未収会費	3,446,000	6,047,000	△ 2,601,000
未収金	13,039,374	13,499,096	△ 459,722
前払金	1,281,880	1,792,290	△ 510,410
仮払金	200,000	0	200,000
短期貸付金	0	2,200,000	△ 2,200,000
貯蔵品	9,590,146	3,665,138	5,925,008
徴収不能引当金	△ 13,352,574	△ 16,312,974	2,960,400
流動資産合計	153,168,497	104,374,174	48,794,323
2．固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	2,500,000	2,500,000	0
基本財産合計	2,500,000	2,500,000	0
(2)特定資産			
成年後見事業被害者救済制度積立預金	28,649,439	24,859,018	3,790,421
財政調整特定預金	42,577,108	42,573,997	3,111
災害活動支援預金	5,160,809	5,160,809	0
ホームページリニューアル準備資金	3,893,000	0	3,893,000
特定資産合計	80,280,356	72,593,824	7,686,532
(3)その他固定資産			
建物附属設備	271,347	587,168	△ 315,821
什器備品	2	2	0
リース資産	7,340,665	11,392,943	△ 4,052,278
ソフトウエア	11,362,027	15,374,728	△ 4,012,701
電話加入権	74,984	74,984	0
敷金	5,372,285	5,372,285	0
その他固定資産合計	24,421,310	32,802,110	△ 8,380,800
固定資産合計	107,201,666	107,895,934	△ 694,268
資産合計	260,370,163	212,270,108	48,100,055
Ⅱ．負債の部			
1．流動負債			
未払金	28,117,642	17,388,163	10,729,479
前受金	15,000	77,417	△ 62,417
預り金	12,256,148	5,050,705	7,205,443
短期リース債務	2,886,850	4,036,965	△ 1,150,115
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税等	1,719,900	920,600	799,300
流動負債合計	45,065,540	27,543,850	17,521,690
2．固定負債			
リース債務	4,709,224	7,596,074	△ 2,886,850
固定負債合計	4,709,224	7,596,074	△ 2,886,850
負債合計	49,774,764	35,139,924	14,634,840
Ⅲ．正味財産の部			
1．指定正味財産			
寄附金	5,160,809	5,160,809	0
指定正味財産合計	5,160,809	5,160,809	0
（うち基本財産への充当額）	0	0	0
（うち特定資産への充当額）	(5,160,809)	(5,160,809)	0
2．一般正味財産	205,434,590	171,969,375	33,465,215
（うち基本財産への充当額）	(2,500,000)	(2,500,000)	0
（うち特定資産への充当額）	(75,119,547)	(67,433,015)	(7,686,532)
正味財産合計	210,595,399	177,130,184	33,465,215
負債及び正味財産合計	260,370,163	212,270,108	48,100,055

令和2年度　正味財産増減計算書
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
（1）経常収益			
基本財産運用益	250	250	0
基本財産受取利息	250	250	0
特定資産運用益	3,409	5,089	△ 1,680
特定資産受取利息	3,409	5,089	△ 1,680
受取会費	223,085,000	222,445,000	640,000
正会員受取会費	222,155,000	221,495,000	660,000
賛助会員受取会費	930,000	950,000	△ 20,000
事業収益	47,781,483	52,180,576	△ 4,399,093
研修収入	11,485,500	17,784,280	△ 6,298,780
修了証等発行収入	114,500	58,500	56,000
出版物販売等収入	2,454,318	2,993,624	△ 539,306
印税収入	996,481	996,000	481
後見登録料徴収代行手数料	401,478	537,490	△ 136,012
名簿登録料収入	910,000	900,000	10,000
認定登録料収入	460,000	670,000	△ 210,000
会費管理手数料収入	3,777,606	4,713,582	△ 935,976
業務受託収入	27,181,600	23,527,100	3,654,500
受取負担金	23,331,355	15,603,700	7,727,655
受取負担金	23,331,355	15,603,700	7,727,655
受取補助金等	42,264,000	35,864,114	6,399,886
受取国庫補助金	33,924,000	27,864,114	6,059,886
受取国庫助成金	340,000	0	340,000
受取民間助成金	8,000,000	8,000,000	0
受取寄附金	814,913	0	814,913
受取寄附金	22	0	22
受取寄附金振替額	814,891	0	814,891
雑収益	6,532,381	14,135,230	△ 7,602,849
受取利息	1,574	1,221	353
広告料収入	327,160	814,710	△ 487,550
資料販売収入	5,349,037	12,794,376	△ 7,445,339
研修派遣収入	243,000	243,000	0
原稿料収入	0	12,000	△ 12,000
雑収益	611,610	269,923	341,687
経常収益計	343,812,791	340,233,959	3,578,832

令和2年度　正味財産増減計算書
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
（2）経常費用			
事業費	**279,129,351**	**281,558,276**	**△ 2,428,925**
給料手当	82,479,870	79,736,851	2,743,019
臨時雇賃金	1,652,850	1,741,200	△ 88,350
法定福利費	13,616,141	13,032,718	583,423
福利厚生費	2,210,172	2,082,460	127,712
通勤費	2,500,834	2,193,273	307,561
修繕費	17,226	0	17,226
光熱水料費	895,818	947,409	△ 51,591
賃借料	13,025,727	11,640,546	1,385,181
リース料	830,449	1,017,571	△ 187,122
会員管理費	2,327,853	3,329,904	△ 1,002,051
租税公課	2,954,800	2,432,960	521,840
減価償却費	7,376,137	7,975,844	△ 599,707
徴収不能引当金繰入	200,000	0	200,000
徴収不能額	3,028,976	600,000	2,428,976
支払寄付金	1,014,891	400,000	614,891
システム管理費	16,241,535	11,549,706	4,691,829
大会費	885,690	500,000	385,690
業務委託費	39,730,632	27,242,521	12,488,111
旅費交通費	1,176,019	26,291,211	△ 25,115,192
諸謝金	15,525,254	11,416,522	4,108,732
会場費	310,970	5,860,964	△ 5,549,994
会議費	10,582	420,537	△ 409,955
通信運搬費	22,760,963	21,543,786	1,217,177
事務消耗品費	3,119,434	2,798,596	320,838
印刷製本費	33,267,954	34,239,484	△ 971,530
諸会費	3,315,776	3,202,002	113,774
保険料	5,763,119	6,678,554	△ 915,435
新聞図書費	0	3,100	△ 3,100
雑費	2,889,679	2,680,557	209,122

令和2年度　正味財産増減計算書
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
管理費	**31,148,225**	**59,045,192**	**△ 27,896,967**
役員報酬	60,000	90,000	△ 30,000
給料手当	13,976,378	14,171,682	△ 195,304
臨時雇賃金	419,250	256,200	163,050
法定福利費	2,331,175	2,392,006	△ 60,831
福利厚生費	639,675	561,442	78,233
通勤費	500,759	521,807	△ 21,048
渉外費	161,087	188,596	△ 27,509
修繕費	2,574	0	2,574
光熱水料費	133,858	167,190	△ 33,332
賃借料	1,946,373	2,054,214	△ 107,841
リース料	131,462	184,301	△ 52,839
租税公課	6,850	7,990	△ 1,140
減価償却費	1,004,663	1,023,357	△ 18,694
諸報酬	3,118,500	3,272,840	△ 154,340
徴収不能引当金繰入	161,600	15,649,174	△ 15,487,574
徴収不能額	456,200	273,300	182,900
システム管理費	422,664	284,907	137,757
業務委託費	493,268	1,409,436	△ 916,168
旅費交通費	337,302	10,642,384	△ 10,305,082
諸謝金	22,274	0	22,274
会場費	0	675,877	△ 675,877
会議費	0	3,733	△ 3,733
通信運搬費	790,105	844,066	△ 53,961
事務消耗品費	323,818	437,120	△ 113,302
印刷製本費	918,367	1,448,159	△ 529,792
諸会費	956,175	1,046,150	△ 89,975
保険料	19,799	167,278	△ 147,479
新聞図書費	520,461	540,429	△ 19,968
支払利息	457,059	365,371	91,688
雑費	836,529	366,183	470,346
経常費用計	310,277,576	340,603,468	△ 30,325,892
当期経常増減額	33,535,215	△ 369,509	33,904,724

令和2年度　正味財産増減計算書
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
2．経常外増減の部			
（1）経常外収益			
リース解約益	0	1,235,425	△ 1,235,425
経常外収益計	0	1,235,425	△ 1,235,425
（2）経常外費用			
リース資産除却損	0	1,157,596	△ 1,157,596
経常外費用計	0	1,157,596	△ 1,157,596
当期経常外増減額	0	77,829	△ 77,829
税引前当期一般正味財産増減額	33,535,215	△ 291,680	33,826,895
法人税等	70,000	70,000	0
税引後当期一般正味財産増減額	33,465,215	△ 361,680	33,826,895
一般正味財産期首残高	171,969,375	172,331,055	△ 361,680
一般正味財産期末残高	205,434,590	171,969,375	33,465,215
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
受取寄附金	814,891	560,910	253,981
一般正味財産への振替額	△ 814,891	0	△ 814,891
当期指定正味財産増減額	0	560,910	△ 560,910
指定正味財産期首残高	5,160,809	4,599,899	560,910
指定正味財産期末残高	5,160,809	5,160,809	0
Ⅲ　正味財産期末残高	210,595,399	177,130,184	33,465,215

令和2年度 正味財産増減計算書内訳表
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	他1	小計		
Ⅰ　一般正味財産増減の部								
1．経常増減の部								
（1）経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	250	250
基本財産受取利息			0			0	250	250
特定資産運用益	51	0	51	0	247	247	3,111	3,409
特定資産受取利息	51		51		247	247	3,111	3,409
受取会費	0	111,542,500	111,542,500	0	0	0	111,542,500	223,085,000
正会員受取会費		111,077,500	111,077,500			0	111,077,500	222,155,000
賛助会員受取会費		465,000	465,000			0	465,000	930,000
事業収益	27,148,000	0	27,148,000	3,450,799	17,182,684	20,633,483	0	47,781,483
研修収入	9,946,500		9,946,500		1,539,000	1,539,000		11,485,500
修了証等発行収入	101,500		101,500		13,000	13,000		114,500
出版物販売等収入			0	2,454,318		2,454,318		2,454,318
印税収入			0	996,481		996,481		996,481
後見登録料徴収代行手数料			0		401,478	401,478		401,478
名簿登録料収入			0		910,000	910,000		910,000
認定登録料収入			0		460,000	460,000		460,000
会費管理手数料収入			0		3,777,606	3,777,606		3,777,606
業務受託収入	17,100,000		17,100,000		10,081,600	10,081,600		27,181,600
受取負担金	10,856,300	0	10,856,300	0	12,475,055	12,475,055	0	23,331,355
受取負担金	10,856,300		10,856,300		12,475,055	12,475,055	0	23,331,355
受取補助金等	41,924,000	0	41,924,000	0	0	0	340,000	42,264,000
受取国庫補助金	33,924,000		33,924,000			0		33,924,000
受取国庫助成金	0		0			0	340,000	340,000
受取民間助成金	8,000,000		8,000,000		0	0		8,000,000
受取寄附金	814,913	0	814,913	0	0	0	0	814,913
受取寄附金	22		22			0		22
受取寄附金振替額	814,891		814,891			0		814,891
雑収益	6,025,539	0	6,025,539	7,962	367,046	375,008	131,834	6,532,381
受取利息			0			0	1,574	1,574
広告料収入	327,160		327,160			0		327,160
資料販売収入	5,349,037		5,349,037		0	0		5,349,037
研修派遣収入	243,000		243,000			0		243,000
雑収益	106,342		106,342	7,962	367,046	375,008	130,260	611,610
経常収益計	86,768,803	111,542,500	198,311,303	3,458,761	30,025,032	33,483,793	112,017,695	343,812,791

令和2年度　正味財産増減計算書内訳表
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	他1	小計		
(2)経常費用								
事業費	203,083,747	0	203,083,747	1,503,001	74,542,603	76,045,604		279,129,351
給料手当	54,705,683		54,705,683	556,869	27,217,318	27,774,187		82,479,870
臨時雇賃金	1,569,000		1,569,000	0	83,850	83,850		1,652,850
法定福利費	9,031,119		9,031,119	101,336	4,483,686	4,585,022		13,616,141
福利厚生費	1,456,416		1,456,416	16,800	736,956	753,756		2,210,172
通勤費	1,728,965		1,728,965	24,288	747,581	771,869		2,500,834
修繕費	11,484		11,484	198	5,544	5,742		17,226
光熱水料費	597,212		597,212	10,297	288,309	298,606		895,818
賃借料	8,683,818		8,683,818	149,721	4,192,188	4,341,909		13,025,727
リース料	497,473		497,473	8,577	324,399	332,976		830,449
会員管理費	0		0	0	2,327,853	2,327,853		2,327,853
租税公課	1,914,931		1,914,931	171,855	868,014	1,039,869		2,954,800
減価償却費	2,708,221		2,708,221	43,681	4,624,235	4,667,916		7,376,137
徴収不能引当金繰入	0		0	0	200,000	200,000		200,000
徴収不能額	0		0	0	3,028,976	3,028,976		3,028,976
支払寄付金	1,014,891		1,014,891	0	0	0		1,014,891
システム管理費	10,698,843		10,698,843	23,848	5,518,844	5,542,692		16,241,535
大会費	885,690		885,690	0	0	0		885,690
業務委託費	33,718,913		33,718,913	0	6,011,719	6,011,719		39,730,632
旅費交通費	1,170,593		1,170,593	0	5,426	5,426		1,176,019
諸謝金	15,103,183		15,103,183	0	422,071	422,071		15,525,254
会場費	310,970		310,970	0	0	0		310,970
会議費	10,582		10,582	0	0	0		10,582
通信運搬費	19,399,081		19,399,081	40,653	3,321,229	3,361,882		22,760,963
事務消耗品費	2,342,886		2,342,886	24,637	751,911	776,548		3,119,434
印刷製本費	30,642,278		30,642,278	312,673	2,313,003	2,625,676		33,267,954
諸会費	3,315,776		3,315,776	0	0	0		3,315,776
保険料	71,379		71,379	1,231	5,690,509	5,691,740		5,763,119
雑費	1,494,360		1,494,360	16,337	1,378,982	1,395,319		2,889,679

令和2年度　正味財産増減計算書内訳表
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	他1	小計		
管理費							31,148,225	31,148,225
役員報酬							60,000	60,000
給料手当							13,976,378	13,976,378
臨時雇賃金							419,250	419,250
法定福利費							2,331,175	2,331,175
福利厚生費							639,675	639,675
通勤費							500,759	500,759
渉外費							161,087	161,087
修繕費							2,574	2,574
光熱水料費							133,858	133,858
賃借料							1,946,373	1,946,373
リース料							131,462	131,462
租税公課							6,850	6,850
減価償却費							1,004,663	1,004,663
諸報酬							3,118,500	3,118,500
徴収不能引当金繰入							161,600	161,600
徴収不能額							456,200	456,200
システム管理費							422,664	422,664
業務委託費							493,268	493,268
旅費交通費							337,302	337,302
諸謝金							22,274	22,274
通信運搬費							790,105	790,105
事務消耗品費							323,818	323,818
印刷製本費							918,367	918,367
諸会費							956,175	956,175
保険料							19,799	19,799
新聞図書費							520,461	520,461
支払利息							457,059	457,059
雑費							836,529	836,529
経常費用計	203,083,747	0	203,083,747	1,503,001	74,542,603	76,045,604	31,148,225	310,277,576
当期経常増減額	△ 116,314,944	111,542,500	△ 4,772,444	1,955,760	△ 44,517,571	△ 42,561,811	80,869,470	33,535,215
2. 経常外増減の部								
(1)経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)経常外費用								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 116,314,944	111,542,500	△ 4,772,444	1,955,760	△ 44,517,571	△ 42,561,811	80,869,470	33,535,215
他会計振替額		894,020	894,020	△ 894,020		△ 894,020		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 116,314,944	112,436,520	△ 3,878,424	1,061,740	△ 44,517,571	△ 43,455,831	80,869,470	33,535,215
法人税等			0			0	70,000	70,000
税引後当期一般正味財産増減額	△ 116,314,944	112,436,520	△ 3,878,424	1,061,740	△ 44,517,571	△ 43,455,831	80,799,470	33,465,215
一般正味財産期首残高								171,969,375
一般正味財産期末残高								205,434,590
Ⅱ 指定正味財産増減の部								
受取寄附金	814,891		814,891			0		814,891
一般正味財産への振替額	△ 814,891		△ 814,891			0		△ 814,891
当期指定正味財産増減額	0		0			0		0
指定正味財産期首残高								5,160,809
指定正味財産期末残高								5,160,809
Ⅲ 正味財産期末残高								210,595,399

公益法人　財務三原則	
収支相償	△7,771,424円（マイナスになること）
公益目的事業比率	206,976,747円/314,170,576円×100%＝65.88%(50%以上)
遊休財産の保有残高	184,716,354円(206,976,747円以下)

財産目録

令和3年3月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）				
現金預金	現金		手許資金として保管している。	16,799
	普通預金	三菱UFJ銀行　麹町中央支店	運転資金として使用している。	99,680,038
		みずほ銀行　麹町支店	運転資金として使用している。	16,006,560
		三井住友銀行　麹町支店	運転資金として使用している。	226
	通常貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として使用している。	2,083,253
	郵便振替	ゆうちょ銀行	運転資金として使用している。	21,176,795
	未収会費		会費の未収	3,446,000
	未収金		テキスト販売収入他	13,039,374
	前払金		賃借料他	1,281,880
	仮払金		予納金	200,000
	貯蔵品		研修テキスト・バッチ等	9,590,146
	徴収不能引当金		会費等に係る徴収不能引当	△ 13,352,574
流動資産合計				153,168,497
（固定資産）				
基本財産	定期預金	三菱UFJ銀行　麹町中央支店	運用益を法人運営の財源としている。	2,500,000
特定資産	成年後見事業被害者救済制度積立預金	三菱UFJ銀行　麹町中央支店 普通預金	被後見人等の救済に備えて積み立てている。	28,649,439
	財政調整特定預金	三菱UFJ銀行　麹町中央支店 定期預金	財政基盤の安定化のために積み立てている。	42,577,108
	災害活動支援預金	三菱UFJ銀行　麹町中央支店 普通預金	災害発生時の活動支援のために積み立てている。	5,160,809
	ホームページリニューアル準備資金	三菱UFJ銀行　麹町中央支店 普通預金	ホームページリニューアルのために特定費用準備資金として積み立てている（公益）。	3,893,000
その他固定資産	建物附属設備	新宿区四谷1丁目13番地 間仕切工事・電気工事	共用財産（公益62%、収益事業等15%、法人会計23%）として保有している。	271,347
	什器備品	新宿区四谷1丁目13番地 書棚・移動ユニット	共用財産（公益62%、収益事業等15%、法人会計23%）として保有している。	2
	リース資産	新宿区四谷1丁目13番地 コピー機・パソコン等	共用財産（公益62%、収益事業等15%、法人会計23%）として保有している。	7,340,665
	ソフトウエア	新宿区四谷1丁目13番地 会員管理システム	共益事業の用に供している。	11,362,027
	電話加入権	新宿区四谷1丁目13番地	共用財産（公益62%、収益事業等15%、法人会計23%）として保有している。	74,984
	敷金	新宿区四谷1丁目13番地 事務所敷金	共用財産（公益62%、収益事業等15%、法人会計23%）として保有している。	5,372,285
固定資産合計				107,201,666
資産合計				260,370,163
（流動負債）				
	未払金		印刷製本費・システム管理費他	28,117,642
	前受金		会費	15,000
	預り金		源泉所得税・社会保険料・住民税等	12,256,148
	短期リース債務			2,886,850
	未払法人税等			70,000
	未払消費税等			1,719,900
流動負債合計				45,065,540
	リース債務			4,709,224
固定負債合計				4,709,224
負債合計				49,774,764
正味財産				210,595,399

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

1)減価償却方法は、建物附属設備及び什器備品は定率法、リース資産及びソフトウエアは定額法によっている。

2)棚卸資産は、最終仕入原価法による原価法で評価している。

3)徴収不能引当金は、未収会費等の徴収不能に備えるため、徴収不能実積率等により徴収不能見込額を計上している。

4)消費税は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	2,500,000			2,500,000
小　計	2,500,000	0	0	2,500,000
特定資産				
成年後見事業被害者救済制度積立預金	24,859,018	6,819,397	3,028,976	28,649,439
財政調整特定預金	42,573,997	3,111		42,577,108
災害活動支援預金	5,160,809	814,891	814,891	5,160,809
ホームページリニューアル準備資金		3,893,000		3,893,000
小　計	72,593,824	11,530,399	3,843,867	80,280,356
合　計	75,093,824	11,530,399	3,843,867	82,780,356

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
定期預金	2,500,000	0	(2,500,000)	0
小　計	2,500,000	0	(2,500,000)	0
特定資産				
成年後見事業被害者救済制度積立預金	28,649,439	0	(28,649,439)	0
財政調整特定預金	42,577,108	0	(42,577,108)	0
災害活動支援預金	5,160,809	(5,160,809)	0	0
ホームページリニューアル準備資金	3,893,000	0	(3,893,000)	0
小　計	80,280,356	(5,160,809)	(75,119,547)	0
合　計	82,780,356	(5,160,809)	(77,619,547)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	8,849,375	8,578,028	271,347
什器備品	1,253,825	1,253,823	2
リース資産	17,844,352	10,503,687	7,340,665
ソフトウエア	20,135,509	8,773,482	11,362,027
合計	48,083,061	29,109,020	18,974,041

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

（単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
令和2年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）	厚生労働省	0	8,264,000	8,264,000	0	
令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）	同上	0	13,367,000	13,367,000	0	
令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）	同上	0	12,293,000	12,293,000	0	
助成金						
ICTを活用した研修提供体制基盤充実事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター	0	4,000,000	4,000,000	0	
令和2年度社会福祉士リーダー研修助成事業	同上	0	4,000,000	4,000,000	0	
働き方改革推進支援助成金	厚生労働省	0	340,000	340,000	0	
合計		0	42,264,000	42,264,000	0	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

内　容	金　額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	814,891
合　計	814,891

7. 資産除去債務に関する注記

当法人は、主たる事務所の不動産賃借契約に基づき、当該事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来主たる事務所を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

附属明細書

1．基本財産及び特定資産の明細
基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表に対する注記2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略している。

2．引当金の明細

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
徴収不能引当金	16,312,974	1,512,500	3,322,000	1,150,900	13,352,574

1．当期減少額「その他」は洗替処理による減少額である。

監査報告書

2021年5月9日

公益社団法人　日本社会福祉士会
会長　西島　善久　殿

監事　江原伸弘　印

監事　宗　直樹　印

私たち監事は、当法人の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法によって、当該年度に係る事業報告を監査しました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について監査しました。

2　監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

公益社団法人　日本社会福祉士会

第３３回通常総会

第２号議案

役員選任案

JACSW

公益社団法人　日本社会福祉士会　役員候補者

（任期　2021年通常総会から2023年通常総会まで）

下記の通り、公益社団法人日本社会福祉士会の理事候補者が確定しました。

（敬称略、50音順）

	氏名	ふりがな	所属県士会	所属	任期
1	安藤　千晶	あんどう　ちあき	静岡	一般社団法人　静岡市清水医師会　在宅医療介護相談室	2期目
2	伊東　良輔	いとう　りょうすけ	福岡	一般社団法人　ぱるむ	2期目
3	岡本　達也	おかもと　たつや	富山	富山県労働委員会事務局	2期目
4	公文　理賀	くもん　りか	高知	本山町役場　健康福祉課　地域包括支援センター	1期目
5	栗原　直樹	くりはら　なおき	埼玉	公益社団法人　埼玉県社会福祉士会	3期目
6	竹田　匡	たけだ　ただし	北海道	釧路町役場　企画財政部　まちづくり推進課	4期目
7	中島　康晴	なかしま　やすはる	広島	社会福祉法人　地域の空	4期目
8	中田　雅章	なかだ　まさあき	岡山	中田社会福祉士事務所	3期目
9	中山　貴之	なかやま　たかゆき	兵庫	神戸女子大学　健康福祉学部　社会福祉学科	2期目
10	西島　善久	にしじま　よしひさ	大阪	社会福祉法人 玉美福祉会	3期目
11	橋　典孝	はし　のりたか	石川	金沢市地域包括支援センターかすが	2期目
12	星野　美子	ほしの　よしこ	東京	TRY星野社会福祉士事務所	3期目
13	山下　康	やました　やすし	神奈川	神奈川県地域生活定着支援センター	1期目

下記の通り、公益社団法人日本社会福祉士会の監事候補者が確定しました。

（敬称略、50音順）

	氏名	ふりがな	所属県士会	所属	任期
1	江原　伸弘	えはら　のぶひろ	神奈川	JA神奈川県中央会	3期目
2	宗　直樹	そう　なおき	会員外	宗公認会計士事務所	4期目

公益社団法人　日本社会福祉士会

第３３回通常総会

第１号承認
ソーシャルワークを考える政治的アプローチについて

JACSW

ソーシャルワークを考える政治的アプローチについて

公益社団法人日本社会福祉士会
副会長　中島　康晴

本会の目的は、その定款上「社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努める」ことと、「社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護および社会福祉の増進に寄与すること」が掲げられている。私たちは、人びとの権利擁護に資することを目的にすえ、社会福祉士の社会的地位向上を目標に捉えた実効性ある活動を展開する必要がある。

また、正会員と比較した本会に求められる重要な機能の一つとして政策提言が求められている。この政策提言をより実現していくためには、行政機関に対する働きかけをさらに伸展しつつも、政治への責任ある関与が求められる。

そこで、本会は 2017 年度から 2018 年度半ばにかけて、政治的アプローチを先行して進めている他団体（8 法人）に対するヒアリングを実施した。また、2019 年度は政策提言の具体的な目標設定のため、正会員にアンケート調査を行いとりまとめた。それらの結果を踏まえ、定款の目的を実現するための政策提言の一つの方法として、2020 年度における超党派の議員連盟の設立に向けた準備に着手した。

一方、ソーシャルケアサービス研究協議会（以下、「SCS 研究協議会」という）が支援団体となり、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の 3 福祉専門職を支援する「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」（以下「SCS 議員連盟」という）が、2019 年 6 月 6 日に設立された。本会は当 SCS 議員連盟に対して、正会員とは連動せずに可能な範囲で協力体制をとることとした。

このような状況のなかで、本会理事会では、SCS 議員連盟と本会が独自に立ち上げることを考えている議員連盟の 2 つに同時に対応することは事務的及び財政的負担が大きいことから、SCS 議員連盟が正会員からの意見を集約した目標設定項目を取り上げるのであれば、本会独自の議員連盟の立ち上げを見送ることとし、SCS 議員連盟への協力体制を強化することについて正会員へ提案することとした。

そして、この度、SCS 研究協議会に、「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟へ依頼したいテーマ」（別紙参照）を提案したところ、今後取り上げることの合意を得ることができた。

そこで、2020 年 6 月の「書面評決説明会」と 2020 年 10 月の都道府県社会福祉士会会長会議において説明させて頂いた通り、SCS 議員連盟との関わり方について、本総会において、正会員のみなさまと協力を強化していくことの合意が得られればと考えている。

地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟へ依頼したいテーマ

＜社会福祉士の必置関係＞

１　社会福祉士を社会福祉施設長・相談員の要件とすること

２　社会福祉士を自治体及び行政の福祉職として配置するとともに福祉職のキャリアラダーを確立すること

３　スクールソーシャルワーカーは社会福祉士を必置とし常勤専従化すること

４　社会福祉士を地域生活定着促進事業・自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法）・地域包括支援センター（介護保険法）・相談支援事業所（障害者総合支援法）・新総合事業の生活支援コーディネーター等、各相談機関に必置とすること

５　社会福祉士を成年後見制度利用促進基本計画にもとづく「中核機関」に必置とすること

＜加算関係＞

１　社会福祉士を介護報酬の加算要件とすること、また障害者サービス・診療報酬等の加算要件の評価を高めること

＜法改正＞

１　「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士」を位置づけるための社会福祉士法の改正を行うこと

＜認定社会福祉士＞

１　認定社会福祉士を制度施策に位置づけること

＜その他＞

１　政府の政策審議会の委員に社会福祉士が参画すること

公益社団法人　日本社会福祉士会

第３３回通常総会

第１号報告

2020 年度事業報告

JACSW

２０２０年度　事業報告

１．組織の状況

＜会員数＞

２０２０年３月３１日現在　　４７都道府県社会福祉士会（連合体会員）
都道府県社会福祉士会会員　４２，５９７名

２０２１年３月３１日現在　　４７都道府県社会福祉士会（連合体会員）
都道府県社会福祉士会会員　４２，６３１名
（増加　３４名）

２．規程類の新設及び改正

２０２０年度に新設及び改正した規程は以下のとおり。

○組織・運営に関する規程類

（規　程）

・公益社団法人日本社会福祉士会研究誌『社会福祉士』編集規程（改正）
・公益社団法人日本社会福祉士会研究誌『社会福祉士』投稿論文等審査規程（改正）
・公益社団法人日本社会福祉士会情報公開規程（改正）
・公益社団法人日本社会福祉士会アドバイザー登録規程（改正）
・公益社団法人日本社会福祉士会国際協力員登録規程（改正）
・研究倫理規程（改正）
・社会福祉士学会個人発表、自主企画シンポジウム及びポスター発表運営規程（改正）

（細　則）

・研究誌『社会福祉士』への論文等投稿に関する審査に対する反論の機会確保に関する細則（改正）
・研究誌『社会福祉士』への論文等及び社会福祉士学会での発表取り消しの決定に対する不服申立ての機会確保に関する細則（改正）

（ガイドライン）

・公益社団法人日本社会福祉士会正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン（改正）
・公益社団法人日本社会福祉士会正会員及び正会員に所属する社会福祉士がスーパービジョンを行う際の事例取扱ガイドライン（改正）
・公益社団法人日本社会福祉士会名刺作成におけるガイドライン（改正）
・ 個人発表、自主企画シンポジウム及びポスター発表に関するガイドライン（改正）
・論文等の投稿に関するガイドライン（改正）
・新型コロナウイルス等感染症対策のための集合形式による研修及び会議等開催におけるガイドライン（新設）

○財務会計に関する規程類
（規　程）
・特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金取扱規程（新設）

○事務局に関する規程類
（規　程）
・事務局の組織及び運営に関する規程（改正）
・事務処理規程（改正）

○生涯研修センターに関する規程類
（規　程）
・生涯研修制度施行規程（改正）
（要　綱）
・修了証明書発行要綱（改正）

○権利擁護センターぱあとなあに関する規程類
（細　則）
・都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関する細則（新設）
（ガイドライン）
・名簿登録ガイドライン（改正）
・活動報告書（業務監査）ガイドライン（改正）

○認定社会福祉士登録機関設置運営に関する規程類
（細　則）
・認定社会福祉士登録機関設置運営規程細則（改正）

３．活　動

（１）総会・理事会活動

・2020 年度書面評決説明会（6/20）
2020 年度通常総会を、6 月 20 日に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策として、書面評決で実施することとし、Zoom を活用した書面評決説明会を開催した。

・臨時総会（3/20）
新型コロナウイルス感染症対策として、参集型及び Zoom 活用のハイブリッド方式により総会を開催した。

・理事会　　12 回開催（4/18、5/16、6/20、7/11、8/8、9/12、10/3、11/21、12/19、1/16、2/6、3/20）

・臨時理事会　1 回開催（3/6（2021 年事業計画の見直しに関する理事会））

・業務執行理事打合せ　10 回開催（4/18、5/16、6/20、7/11、8/8、9/12、11/21、12/19、1/16、2/6）

（２）都道府県社会福祉士会会長会議

・都道府県社会福祉士会会長会議（10/3）
新型コロナウイルス感染症対策として、日程を１日に短縮して Zoom を活用

して実施した。

（３）全国大会

・新型コロナウイルス感染症対策として、2020 年度全国大会（高知大会）は中止とした。

（４）令和２年７月豪雨に対する被災地支援

・7 月 6 日に災害対策本部を立ち上げ

・熊本県士会の支援（球磨村への支援）をバックアップ（担当者会議の実施、アドバイザーの派遣等）

・活動支援金の募金活動を実施

（５）委員会事業（補助金・委託事業を除く）

・17 委員会 1 室 14 プロジェクトチームが活動

（６）広報

・年 4 回会報を発行

・一般用ホームページ及び会員専用ホームページを運営

（７）監査の実施

・事業監査・会計監査の実施（5/6）

４　トピック事項

（１）「予算・制度に関する提案書」の提出

ソーシャルアクションの一環として、昨年度に引き続き、関係省庁の予算策定時期をふまえて「２０２１年度予算・制度に関する提案書」を提出。

（２）新型コロナウイルス感染症対策

2020 年度全国大会（高知大会）は中止し、理事会、総会については、参集型及び Zoom 活用を併用したハイブリッド方式で実施した。また、各種会議、委員会及び研修会についても、Zoom を活用して実施した。また、昨年度に引き続き、事務局職員のオフピーク出勤、テレワークを継続。

（３）ホームページ改修に着手

2021 年度 7 月リニューアルにむけて、ホームページの改修に着手。

（４）e-ラーニングコンテンツの拡充

2021 年度からの基礎研修の全科目の講義部分について e-ラーニングを導入することとして、8 科目の研修認証。e-ラーニング視聴に関して 30 県士会と負担金覚え書き締結。

（５）成年後見事業被害者救済金にかかる相続財産管理人選任申立

成年後見事業被害者への被害者救済金の適用及び当該案件について後任後見人の要請により相続財産管理人選任申立を行った。

（６）正会員へのクレーム

都道府県社会福祉士会へ調査・審議結果を提案したのは１件。適切な研修運営に関して要請した。

（７）登録取消しにかかる要望（本会に依頼があった案件）

都道府県社会福祉士会から除名した者について、本会と都道府県社会福祉士会との連名で社会福祉士の登録取消しにかかる要望書を厚生労働省へ提出することを決定した。

２０２０年度事業の実施状況

１　事業推進の基本方針

２　運営方針　★:補助金・助成金・委託事業（補助金・助成金・委託事業の詳細は「参考資料」を参照）

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
（１）ソーシャルワークの推進	
①情報収集力、政策提言等発信力の強化 ア　ソーシャルワーク実践の見える化に向けた体制整備を検討する。 イ　高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法の改正を視野に入れた提言を検討する。 ウ　議員連盟設立に向けた準備を行う。	1)行政機関等への要望・提言及び声明の提出のためのアドバイザーの登録 2)国等の施策同行への政策提言 （声明、要望等の内容については 104 ～ 105 ページを参照 3)虐待対応をめぐる課題の検討 ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を視野に入れた、本会意見の検討 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の見直し等に関する意見の取りまとめ 4)虐待対応専門職チームの活動の蓄積と促進に向けた検討 ・ 虐待対応にかかる標準研修及び専門職チームに関する実績報告（2019 年度分）の取りまとめ ・ 都道府県社会福祉士会にプログラム提供した「養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修」「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応現任者標準研修」開催の支援 5) 虐待対応における他団体との連携 ・ 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会との個別協議の開催 ・ 第 4 回虐待対応専門職チーム経験交流会の開催 6) 高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究（★） ・ 高齢者虐待対応状況調査の精査、都道府県・市町村の策定している高齢者虐待対応マニュアル、対応フロー及び当該自治体における虐待対応の深刻度の判断基準、緊急性について調査 ・ 深刻度の判断及び緊急性についての自治体等へのヒアリング調査 ・ 深刻度の判断基準、緊急性の概念について策定及び深刻度の定義、活用等の提案 7) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況調査（★）

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	・高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査等の集計及び要因分析 ・地方公共団体の体制整備状況や促進要因抽出を目的とした分析の実施 ・ 法に基づく対応状況調査の課題及び次年度以降の調査票等の検討 ・ 高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査の結果を基にした好事例収集 8) ソーシャルケアサービス研究協議会が支援団体となっている社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の 3 福祉専門職を支援する「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への協力強化の検討
②権利擁護活動の強化 ア　意思決定支援の普遍化に向けて、ガイドラインやツール、国研修への関与、及び都道府県社会福祉士会が行う研修の支援を行う。 イ　都道府県社会福祉士会が実施する成年後見に係る研修や高齢者虐待対応に係る研修を支援する。 ウ　成年後見制度利用促進に関する情報提供や都道府県社会福祉士会の取り組みを支援する。 エ　未成年後見人への支援や法人後見ガイドラインの見直しを行う。	1) 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況についての実態把握と連携の在り方等について検討を行うとともに、制度間連携に資するツールの開発を行うことを目的に調査研究事業を実施（★） ・ 制度の在り方と制度連携にかかるヒアリング及び制度連携 ・ 制度移行の好事例及び特徴のある取組のヒアリング ・ 社会福祉協議会等関係機関を対象としたアンケート調査 ・ 調査分析、制度・連携の在り方、連携方法に関する研究 ・ 連携に資するツールの開発 2) 最高裁判所・厚生労働省と三士会（本会、日本弁護士連合会及びリーガル・サポート）で構成されたワーキンググループによる成年後見人等の意思決定支援の指針・ツール開発等の検討 3) 最高裁判所・厚生労働省と三士会（本会、日本弁護士連合会及びリーガル・サポート）による意思決定支援ワーキンググループ及び小ワーキンググループに参画 ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の制作にかかる協議 ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の活用や周知等に関する協議 4) 2020 年度意思決定支援セミナー《第 1 部》《第 2 部》（11 月 23 日（オンライン会議室）（Zoom）） 5) 都道府県社会福祉士会の取り組み状況を踏まえ、

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	「法人後見ガイドライン」の見直しを行い、法人後見にかかる細則案を検討 6)多様な後見受任の形態がでてきている中で、都道府県社会福祉士会の成年後見制度への関わりのあり方を整理し、都道府県ぱあとなあ連絡協議会等にて提案 7)成年後見（利用促進含む)、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携 ・ 成年後見制度利用促進専門家会議への対応、最高裁判所と専門職団体協議への対応、専門職団体協議への対応､意思決定支援ワーキンググループへの対応等 8)都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援 ・「成年後見人材育成研修」（委託事業）の実施 －成年後見人材育成研修（委託研修）：18 会場 ・ 成年後見人材育成研修の教材提供及び実施にかかる支援 ・ 社会福祉士賠償責任保険（C プラン）関係 -C プラン保険に関する団体契約（被保険者名簿の作成）（4 月） ・ 名簿登録料徴収事務受託（4 月） ・ 成年後見被害者救済金・見舞金制度に関する対応 ・ 保険事故報告（書面） ・ 都道府県社会福祉士会からの後見に関する相談事項の協議と対応 9)都道府県権利擁護センターの支援等に関する事業 ・都道府県ぱあとなあ活動状況の全国調査の実施 ・ 受任状況等全国統計（4 月～ 5 月） －ぱあとなあ概況調査実施（12 月） 10) 都道府県ぱあとなあ連絡協議会の開催（10 月 31 日（ オンライン会議室）（Zoom)) 11) 関係団体との連携に関する事業 ・ 成年後見制度利用促進に関する最高裁判所と関係団体との協議会（7 回） ・ 成年後見制度利用促進法に関する協議（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、成年後見センター･リーガルサポート、日本社会福祉士会）（1 回） ・意思決定支援ワーキンググループ（最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート）（5 回)、小グループ

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	会議（5 回） 12）委員派遣 ・厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員派遣（星野理事） ・全国社会福祉協議会「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」（国委託事業）企画委員会委員、演習企画ワーキンググループ委員派遣（星野理事） ・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化事業」にかかる運営委員会委員派遣（星野理事）、専門相談員の派遣（星野理事、稲吉江美氏） ・みずほ情報総研株式会社「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発事業」企画委員会委員派遣（星野理事） ・株式会社博報堂「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業」の制作物における検討委員会委員派遣（星野理事） 13）成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議　第 2 回団体ヒアリング（11 月 27 日） 14）都道府県士会における現状のぱあとなあ活動報告書の取りまとめ・チェック等にかかる現状と課題抽出 15）ぱあとなあ活動報告書の入力・提出等について IT 化に取り組んでいる社会福祉士会の事例をもとに、本会が取り組む場合に必要なシステム機能の検討 ・活動報告書 IT 化意向調査を実施し、都道府県社会福祉士会における活動報告書とりまとめにかかる課題及び活動報告書の IT 化に向けた意向把握 16）未成年後見人の名簿登録ならびに報告書に関する都道府県社会福祉士会の支援 ・名簿登録及び報告書に関する確認・検討 ・報告書の確認を踏まえ、権利擁護センターぱあとなあの「活動報告（業務監査）ガイドライン」の参考様式を修正 17）未成年後見人養成研修（11 月 7 日～8 日または 28 日（オンライン会議室）（Zoom）） 18）e-ラーニング講座「未成年後見と社会福祉士」の収録を行い 10 月 2 日より配信 19）今後の未成年後見についての検討（未成年後見人賠償責任保険の検討等）

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	・未成年後見人補償制度内容に基づき、社会福祉士賠償責任保険Ｅプランの加入者が加入できる傷害保険の構築を保険代理店に依頼し対応 20) 他専門職団体との連携 ・最高裁判所家庭局と専門職団体（本会と日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、リーガル・サポート）による未成年後見に関するワーキンググループにおいて未成年後見にかかる基本的事務及び付加的事務の整理等に関する協議を実施
③地域共生社会の実現に資する体制構築の推進 ア　市町村における包括的な相談支援の在り方を検討する。 イ　貧困問題の解決に向けて、生活困窮状態にある者の生存権保障の実現とその権利擁護に関わる情報収集活動や国等への政策提言活動を行う。	1) コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的研究の実施 ・社会福祉士の相談支援機能の維持又は展開を可能とするソーシャルワーク実践のあり方を明らかにし、コロナ禍等における相談支援機能の維持又は発展の要因を明らかにすることを目的に実施 ・緊急事態宣言下におけるソーシャルワーク実践の共通性と変化を含む取り組みを把握しコロナ禍におけるソーシャルワーク実践についてとりまとめ 2) オンラインを活用した情報交換・発信・収集の企画運営（Zoom 情報交換会の実施）（6 月 21 日） ・テーマ：相談支援場面（①アウトリーチの現状と課題、今後の展開について、②関係機関との連携の現状と課題、今後のあり方について） 3)生活困窮者支援ソーシャルワーク研修（11 月 23 日（オンライン会議室）（Zoom）） 4)生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会（2 月 23 日（オンライン会議室）（Zoom）） 5)『自殺予防ソーシャルワーク』の出版企画 ・出版社:(株) ミネルヴァ書房（2021 年 9 月を予定） 6)国等の施策同行への政策提言 （声明、要望等の内容については 104 ～ 105 ページを参照）
④世界に向けた発信力強化 ア　日本ソーシャルワーカー連盟における国際プロジェクト事業を継続する。 イ　国際ソーシャルワーカー連盟総会及び世界会議へ参画する。	1)国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会・世界会議（7 月 11 日～ 13 日（オンライン会議室））に参加（伊東理事、大島丁氏、平田美智子氏、森恭子氏） 2)世界ソーシャルワークデー 2021 企画　コロナ禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク実践　～コミュニティ・レジリエンスとメンタルヘルス・ウェ

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	ルビーイングのありかたを学ぶ！～（3 月 7 日（オンライン会議室）（Zoom）（日本ソーシャルワーカー連盟事業：本会幹事団体） 3）研究誌『社会福祉士』第 28 号に海外研修・調査事業報告を掲載
（２）活動基盤の強化	
①日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の組織目標・指向性の共有 ア　倫理綱領を改正し、行動規範の見直しに着手する。	1）「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」が臨時総会で承認 ・入会促進及び退会抑制について ・事務局業務の支援 ・内外に向けた情報発信力の強化 ・財政にかかる事項 2）都道府県社会福祉士会会長会議（10 月 3 日（オンライン会議室）（Zoom）） 3）「社会福祉士の行動規範」改定案の策定 ・ 倫理綱領の各条文について行動規範を検討し、都道府県社会福祉士会からの意見募集を踏まえて精査を行い、臨時総会で承認 4）役員（理事・監事）改選に向けた取り組み
②財政の健全化及び安定化の確立及び都道府県社会福祉士会の組織強化支援 ③都道府県社会福祉士会の組織強化支援 ア　都道府県社会福祉士会の財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた具体的な対策と実行計画を「提案書」としてまとめ、可能な事項から着手する。 イ　ニュース等のデジタル化の検討及び資料のペーパーレス化の一部を実施する。	1）社会福祉振興・試験センターの合格通知に本会案内チラシを同封 2）社会福祉士全国統一模擬試験の実施支援 3）「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」が臨時総会で承認【再掲】 ・入会促進及び退会抑制について ・事務局業務の支援 ・内外に向けた情報発信力の強化 ・財政にかかる事項 4）都道府県社会福祉士会会長会議（10 月 3 日）（オンライン会議室（Zoom））【再掲】 5）事務局職員情報交流連絡会（2 月 27 日（オンライン会議室）（Zoom）） 6）会員管理システムの運用
④実質的な業務独占の獲得 ア　包括的な相談支援体制構築における社会福祉士の配置拡大に向けた検討を行う。 イ　スクールソーシャルワーカーや司法分野で実践する社会福祉士への支援を進める。	1）コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的研究の実施【再掲】 ・社会福祉士の相談支援機能の維持又は展開を可能とするソーシャルワーク実践のあり方を明らかにし、コロナ禍等における相談支援機能の維持又は発展の要因を明らかにすることを目的に実施

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
ウ　議員連盟設立に向けた準備を行う。【再掲】	・緊急事態宣言下におけるソーシャルワーク実践の共通性と変化を含む取り組みを把握しコロナ禍におけるソーシャルワーク実践についてとりまとめ 2)オンラインを活用した情報交換・発信・収集の企画運営(Zoom 情報交換会の実施)(6 月 21 日)【再掲】 ・テーマ：相談支援場面（①アウトリーチの現状と課題、今後の展開について、②関係機関との連携の現状と課題、今後のあり方について） 3)児童家庭支援ソーシャルワーク研修（2 月 6 日～7 日（オンライン会議室）(Zoom)） 4)児童虐待の防止等への対応を検討 ・ 国のワーキンググループ等の動向について、情報収集及び協議 ・ 日本ソーシャルワーカー連盟の構成団体と連携し、研修の企画、プログラム開発及び開催 5)地域を基盤とした子どもの権利擁護を推し進めるための人材育成のあり方の検討 ・国のワーキンググループ等の動向について、情報収集及び協議 ・日本ソーシャルワーカー連盟の構成団体と連携し、研修の企画及びプログラム開発 6) 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）に伴う課題の検討 ・ 日本社会福祉士会及び日本医療社会福祉協会の連名で「法制審議会少年法の改正にかかる答申に対する声明－ 18 歳及び 19 歳の者に対する処分及び刑事事件の特例についてー」を公表 7) スクールソーシャルワーク全国実践研究集会（10 月 29 日（オンライン会議室）(Zoom)） 8) 都道府県社会福祉士会スクールソーシャルワーク担当者の意見交換会(8 月 23 日(オンライン会議室)(Zoom)） 9)都道府県社会福祉士会スクールソーシャルワークに関するアンケート調査 ・ 意見交換会の協議や情報共有の結果を踏まえ、スクールソーシャルワーク実践ガイドラインの作成に関する意見や都道府県内での活動、指針やツール等に関するアンケート調査を実施 10) スクールソーシャルワークに関する実践ガイドラインの作成及び公表 11) 子ども家庭に関する国・他団体の会議への参画

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	・ 厚生労働省子ども家庭福祉に関し専門的な知識 ・ 技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ（栗原副会長）【再掲】 ・文部科学省いじめ防止対策協議会（栗原副会長）【再掲】 ・ 厚生労働省が推進する「児童虐待防止推進月間」の協力団体として登録 12) 司法福祉全国研究集会（1 月 16 日（オンライン会議室）(Zoom)） 13) 司法福祉に関する課題の検討 ・法務省、検察庁に配置された社会福祉士の役割について 14) 司法福祉に関する国・他団体の会議への参画 ・社会福祉士会受託　地域生活定着支援センター研究協議会 ・法務省「社会を明るくする運動」 15) 行政機関等への要望・提言及び声明の提出 （声明、要望等の内容については 104 ～ 105 ページを参照） 16) 独立型社会福祉士名簿登録制度の運営 ・ 独立型社会福祉士名簿登録者数　452 名（3 月末現在） 17) 第 17 回 独立型社会福祉士全国実践研究集会（2 月 13 日（オンライン会議室）(Zoom)） 18) 独立型社会福祉士研修（2 月 28 日（オンライン会議室）(Zoom)） 19) 独立型社会福祉士の実習指導に関するアンケート調査結果分析 20) ソーシャルケアサービス研究協議会が支援団体となり、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の 3 福祉専門職を支援する「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への協力強化の検討
⑤関係団体との連携強化 ア　ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合に向けた活動を継続し推進する。 イ　ソーシャルワーカー関係団体以外との連携強化（全社協､分野別団体、司法関係 他）	1) ソーシャルワーカー関係団体(日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会福祉協会、日本精神保健福祉士協会）との連携のあり方の検討 2)外部機関等への参画 ・ 社会福祉振興・試験センター評議員（西島会長） ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟理事（西島会長） ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟認証評価委

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	員会（中田理事、古井慶治氏） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟判定委員会（古井慶治氏） ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟異議審査委員会（前嶋弘氏） ・成年後見センター・リーガルサポート理事（星野理事） ・福利厚生センター評議員（山崎副会長） ・日本介護支援専門員協会理事（西島会長） ・日本社会事業大学評議員（西島会長） ・ソーシャルケアサービス研究協議会本委員会（西島会長、小笹事務局長） ・日本ソーシャルワーカー連盟本委員会（西島会長、中島副会長） ・日本ソーシャルワーカー連盟国際委員会（伊東理事、平田美智子氏、森恭子氏） ・日本ソーシャルワーカー連盟ハンセン病委員会（中島副会長） ・日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会（西島会長、中田理事、前嶋弘氏） ・日本ソーシャルワーカー連盟ソーシャルワーカー関係団体あり方検討プロジェクト（西島会長、中島副会長） ・認定社会福祉士認証・認定機構理事（西島会長、栗原副会長、橋理事） ・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士認定委員会（鹿嶋隆志氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構スーパービジョン実施に係る企画運営委員会（前嶋弘氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会（神谷真人氏、中西一郎氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士登録者 7000 人達成に向けたタスクフォース（中島副会長、鹿嶋隆志氏） ・中央福祉人材センター運営委員会（山崎副会長） ・日本社会福祉学会・関東部会運営委員（成田すみれ氏（学会運営委員会委員）） ・日本障害者協議会総会協議員（山崎副会長） ・日本障害者協議会理事会　オブザーバー（伊東理事） ・日本障害者協議会政策委員会　オブザーバー（伊東理事） ・公益信託成年後見助成基金運営委員（星野理事）

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	・全国社会福祉協議会評議員会評議員（西島会長） ・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会（山崎副会長） ・全国社会福祉協議会キャリアパス対応生涯研修課程運営委員会（中島副会長） ・「社会を明るくする運動」中央推進委員会（山崎副会長） ・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会（山崎副会長） ・消費者庁消費者教育推進会議（山崎副会長） ・厚生労働省児童虐待防止対策協議会（栗原副会長） ・厚生労働省子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ（栗原副会長） ・文部科学省いじめ防止対策協議会（栗原副会長） ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク（島崎理事） ・日本障害者リハビリテーション協会総合リハビリテーション研究大会常任委員（伊東理事） ・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク幹事（伊東理事） ・全国空き家対策推進協議会（事務局） ・厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員（星野理事）【再掲】 ・全国社会福祉協議会「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」（国委託事業）企画委員会、演習企画ワーキンググループ（星野理事） ・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化事業」にかかる運営委員会委員派遣（星野理事）、専門相談員の派遣（星野理事、稲吉江美氏）【再掲】 ・みずほ情報総研株式会社「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発事業」企画委員会委員派遣（星野理事） 【再掲】 ・株式会社博報堂「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業」の制作物における検討委員会委員派遣（星野理事）【再掲】 ・日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会（山下康氏） ・日本精神保健福祉士協会　クローバー（熊倉千雅氏）

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	・ 日本認知症官民協議会（事務局）
⑥不測の事態における対応の強化 ア　都道府県社会福祉士会の災害担当者による全国会議を行う。 イ　本会の事業継続計画（BCP）のブラッシュアップを行う。	1) 本会の BCP（事業継続計画）策定に向けた検討 ・本会事務局　業務継続計画骨子（素案）の検討 ・新型インフルエンザ等感染症発生時における業務継続計画（素案）の検討 ・想定図上訓練にかかる他団体の実施状況の情報収集 2) 都道府県社会福祉士会災害担当者会議（10 月 24 日（オンライン会議室）(Zoom)） 3) 令和 2 年 7 月豪雨災害被災地支援 ・九州・沖縄ブロック担当理事やアドバイザーを設定して九州・沖縄ブロック及び熊本県社会福祉士会との連携体制を構築 ・ 熊本県球磨村への熊本県社会福祉士会と連名での支援の申入れや活動支援金の募金活動 ・ 本会ホームページやニュースを通して支援状況等の広報 4)関東甲信越ブロック災害連携会議への参加 ・第 13 回関東甲信越ブロック県士会災害支援連携会議（11 月 14 日（オンライン会議室）(Zoom)）に参加
（３）専門性の向上	
①実践能力の向上 ア　マクロソーシャルワーク実践力向上のための書籍発刊及び研修を実施する。 イ　社会福祉士養成カリキュラムの改正を踏まえた現任者研修の実施や実習指導者講師養成研修及びテキストの見直しを行う。 ウ　各専門領域の研修会、全国実践研究集会等を実施する。	1)『マクロソーシャルワーク実践（仮称)』の出版企画 ・出版社：中央法規出版（2021 年 9 月を予定） 2)マクロソーシャルワーク研修（2 月 23 日（オンライン会議室）(Zoom)） 3)社会福祉士の新養成カリキュラム等を踏まえ、現任社会福祉士が、地域共生社会の実現に向けて、ソーシャルワーク専門職として新たに求められる役割と機能について、実践に即した理解ができるようにするために「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」プログラムを開発（★） ・ 2019 年度に作成した研修プログラムの見直し ・ 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（試行研修）11 月 22 日～ 11 月 23 日（オンライン会議室）(Zoom)） ・ 研修の効果を検証するための事前・事後のアンケート調査、研修終了後のグループインタビューを実施し、研修の講義部分についての e-ラーニ

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	ングコンテンツの作成及び研修プログラムの見直し 4)社会福祉士実習指導者講習会のテキスト、レジュメ集の開発に向けた検討（★） ・社会福祉士養成の新カリキュラムの見直しに合わせて、新たな社会福祉士実習指導者講習会のテキスト、レジュメ集の開発のために、検討チームメンバーや、新カリキュラムの見直しに合わせた開発スケジュールについて検討 5)社会福祉士実習指導者講習会講師養成を行うための検討 ・社会福祉士養成の新カリキュラムの見直しに合わせて、新たな社会福祉士実習指導者講習会のテキスト、レジュメ集を開発後、各都道府県社会福祉士会を対象とした講師養成研修のために、講師養成研修の在り方や、実施スケジュール等について協議 8)各都道府県社会福祉士会で実施する社会福祉士実習指導者講習会のフォローアップ ・各都道府県社会福祉士会で実施する社会福祉士実習指導者講習会のフォローアップのために、レジュメ集の販売 ・レジュメデータ及び実施の手引きの提供 ・都道府県社会福祉士会の講習会開催情報のホームページ掲載等 9) 研修会の開催 ○認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修 ・「成年後見人材育成研修」（都道府県社会福祉士会に委託して実施）18 会場【再掲】 ・基礎研修Ⅰ（都道府県社会福祉士会に委託して実施） ・基礎研修Ⅱ（都道府県社会福祉士会に委託して実施） ・基礎研修Ⅲ（都道府県社会福祉士会に委託して実施） ・児童家庭支援ソーシャルワーク研修（2 月 6 日～7 日（オンライン会議室）(Zoom)）【再掲】 ○生涯研修制度独自の研修 ・スーパーバイザー養成研修（9 月 5 日～9 月 6 日（オンライン会議室）(Zoom)） ・スクールソーシャルワーク全国実践研究集会（10 月 29 日（オンライン会議室）(zoom)）【再掲】 ・未成年後見人養成研修（11 月 7 日～8 日または

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	28 日（オンライン会議室）(Zoom))【再掲】 ・ 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修（11 月 23 日（オンライン会議室）(Zoom))【再掲】 ・ 司法福祉全国研究集会（1 月 16 日（オンライン会議室）(Zoom))【再掲】 ・ 第 17 回 独立型社会福祉士全国実践研究集会（2 月 13 日（オンライン会議室）(Zoom))【再掲】 ・ 基礎研修を実施する各都道府県社会福祉士会の講師養成研修（2 月 13 日～ 14 日（オンライン会議室）(Zoom)) ・ マクロソーシャルワーク研修（2 月 23 日（オンライン会議室）(Zoom))【再掲】 ・ 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会（2 月 23 日) オンライン会議室（Zoom))【再掲】 ・ 独立型社会福祉士研修（2 月 28 日（オンライン会議室）(Zoom))【再掲】 ・ スーパーバイザーフォローアップ研修（3 月 27 日（オンライン会議室）(Zoom)) ○その他 ・ 都道府県社会福祉士会スクールソーシャルワーク担当者の意見交換会（8 月 23 日（オンライン会議室）(Zoom))【再掲】 ・ 2020 年度意思決定支援セミナー《第 1 部》《第 2 部》(11 月 23 日 (オンライン会議室)(Zoom))【再掲】 ・ 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（試行研修）11 月 22 日～ 11 月 23 日（オンライン会議室）(Zoom))（★）【再掲】 ・ ソーシャルワーク・スーパービジョン実践力養成研修（2 月 23 日、2 月 27 日（オンライン会議室）(Zoom)) ・ 世界ソーシャルワークデー 2021 企画 コロナ禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク実践 ～コミュニティ・レジリエンスとメンタルヘルス・ウェルビーイングのありかたを学ぶ！～（3 月 7 日（オンライン会議室（Zoom)（日本ソーシャルワーカー連盟事業：本会幹事団体)【再掲】 9) e- ラーニングコンテンツの開発 ・「社会福祉士に必要な会計・財務マネジメント」 ・「ナラティブ・アプローチ」 ・「ソーシャルワークにおけるケアマネジメントの方法」 ・「子ども虐待への視点」 ・「未成年後見と社会福祉士」【再掲】

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	・基礎研修「実践評価・実践研修系科目」を除く、全ての科目に e-ラーニングを一部導入 10）第 28 回社会福祉士学会の実施（本会ホームページ） 11）研究誌『社会福祉士』第 28 号の発行 12）全国大会・社会福祉士学会にポスター発表の創設を検討 13）研究誌『社会福祉士』の投稿枠再編の検討（4 分類:「論文」「研究ノート」「実践研究」「実践報告」に再編（2021 年度から運用））
②生涯研修制度の充実 ア　基礎研修テキストを改訂（2021 年度から使用予定）するとともに、基礎研修の e-ラーニング化を進める。 イ　全国生涯研修委員会議や生涯研修センター協議会等を通して、都道府県社会福祉士会と情報や課題の共有、課題解決に向けた意見交換を行う。 ウ　生涯研修制度の見直しに向けた検討を継続する。	1）基礎研修テキスト改訂、運営マニュアル、研修資料の見直し ・2021 年度から使用する「基礎研修テキスト」の一部改訂 ・テキスト改訂に伴う都道府県社会福祉士会に配布する研修運営マニュアル、ワークブックの内容見直し 2）基礎研修【e-ラーニング一部導入】研修認証申請 ・2019 年度に既に認証された「実践評価・実践研修系科目」を除く、全ての基礎研修科目の「基礎研修【e-ラーニング一部導入】」の研修認証申請をし、認証を取得【再掲】 ・2021 年度からの本格的な e-ラーニング導入にむけて、基礎研修の各講義の e-ラーニングコンテンツの作成 3）基礎研修を実施する各都道府県社会福祉士会の講師養成研修（2 月 13 日～ 14 日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 4）生涯研修制度における研修プログラムの開発・実施 5）スーパーバイザー養成研修(9 月 5 日～9 月 6 日（オンライン会議室）（Zoom 開催））【再掲】 6）スーパービジョン実績のための体制整備と運営 7）スーパーバイザーフォローアップ研修（3 月 27 日（オンライン会議室（Zoom 開催））【再掲】 8）e-ラーニングコンテンツの開発【再掲】 ・「社会福祉士に必要な会計・財務マネジメント」 ・「ナラティブ・アプローチ」 ・「ソーシャルワークにおけるケアマネジメントの方法」 ・「子ども虐待への視点」 9）生涯研修制度説明・広報

２０２０年度事業計画	２０２０年度事業報告
	・ 全国生涯研修委員会議の開催（10 月 17 日（ オンライン会議室 ）（Zoom)） ・ 生涯研修センター協議会の開催（6 月 6 日、11 月 15 日（ オンライン会議室 ）（Zoom)）
③専門的力量の形成 ア　認定社会福祉士 7,000 人（2025 年度）に向けて、新規登録者や更新者の増大に向けた取り組みを推進する。 イ　地域共生社会の実現に資するためのスーパーバイザー養成研修やスーパーバイザーフォローアップ研修を行う。	1)認定社会福祉士登録に係る事務 ・新規登録申請書類の受付及び申請内容を確認し、登録者名簿を作成（新規 4 名、更新 38 名） ・認定社会福祉士登録証の交付 2)認定社会福祉士登録者の情報管理 ・登録者の名簿情報の管理及びメンテナンス（登録者 956 名） 3)認定社会福祉士の公表（本会ホームページへの掲載） ・認定社会福祉士登録者を本会ホームページにおいて公表 4)認定社会福祉士の登録に関する広報活動（制度説明、研修情報の提供） ・認定社会福祉士登録者宛てに、更新方法及び要件について、通知を送付 5)認定社会福祉士に関する規程類の見直し ・認定社会福祉士の登録証再交付に関する細則及び再交付申請書の改正 6)認定社会福祉士認証・認定機構への課題提起内容の検討 ・認定社会福祉士認証・認定機構への課題提起内容について検討 7) 認定社会福祉士制度との関係調整 ・ 認定社会福祉士認定研修の受託・開催（新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期し、2021 年 4 月 24 日～ 25 日に開催（Zoom)） 8)スーパーバイザー養成研修(9 月 5 日～ 9 月 6 日（ オンライン会議室 ）（Zoom 開催)）【再掲】 9)スーパーバイザーフォローアップ研修（3 月 27 日（オンライン会議室（Zoom 開催)）【再掲】

３　活動

各委員会活動の実績については、「委員会活動報告書」を参照。

以　上

２０２０年度　公益社団法人日本社会福祉士会　総会議事報告

書面評決総会　　書面評決期間　２０２０年６月２２日（月）～６月３０日（火）

１　書面評決事項

第１号書面評決事項　2019 年度決算報告
第２号書面評決事項　定款変更
第３号書面評決事項　倫理綱領改定

２　理事会報告

第１号報告　2019 年度決算補足説明資料
第２号報告　2019 年度事業報告
第３号報告　2021 年度予算・制度に関する提案書
第４号報告　2019 年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況
第５号報告　成年後見事業被害者救済金及び見舞金の適用について
第６号報告　ソーシャルワークを考える政治的アプローチについて
第７号報告　2021 年度全国大会について

２０２０年度臨時総会　２０２１年３月２０日（土）本会事務局会議室及び
Zoom 会議室（Web 会議）

議　事

１　出席者数の確認
２　議長団選出
３　議事録署名人
４　定足数確認及び開会宣言
５　会長挨拶
６　審　議
　第１号議案　定款変更
　第２号議案　「社会福祉士の行動規範」改定
７　承認事項
　第１号承認　財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書
　第２号承認　正会員の会費の扱いについて
８　理事会報告
　第１号報告　2021 年度事業計画
　第２号報告　2021 年度収支予算
　第３号報告　次期綱紀委員会委員選任報告
　第４号報告　成年後見事業被害者見舞金の適用について
　第５号報告　その他

２０２０年度　公益社団法人日本社会福祉士会　理事会議事報告

第１回理事会　　２０２０年４月１８日（土）Zoom 会議室（Web 会議）

○承認事項

第１号承認　アドバイザー登録
第２号承認　2020 年度補助金申請について
第３号承認　実践研究推進プロジェクトチームにかかる事項
第４号承認　独立型社会福祉士名簿登録

○協議事項

第１号協議　成年後見事業被害者救済金について
第２号協議　新型コロナウイルス感染予防対応について
第３号協議　2021 年度予算・制度に関する提案について
第４号協議　成年後見に関する検討事項について
第５号協議　全国大会（高知大会）について
第６号協議　2020 年度の夏期事業スケジュールについて
第７号協議　未納会費の対応について
第８号協議　政治的アプローチにかかる議員連盟について
第９号協議　その他

○報告事項

第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（3 月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　意見書・要望書の提出
第４号報告　「高齢者虐待の実態把握のための調査研究一式」の入札結果
第５号報告　障害者虐待防止法の見直し等に関する意見について
第６号報告　意思決定支援ガイドラインについて
第７号報告　権利擁護あり方検討委員会委員について
第８号報告　基礎研修 e-ラーニング視聴料について
第９号報告　その他

第２回理事会　　２０２０年５月１６日（土）Zoom 会議室（Web 会議）

○議案

第１号議案　2019年度事業報告
第２号議案　2019年度決算報告

○承認事項

第１号承認　独立型社会福祉士名簿登録
第２号承認　2023年度全国大会開催立候補について
第３号承認　高齢者虐待の実態把握のための調査研究一式の委員について
第４号承認　選挙管理委員会委員について
第５号承認　成年後見事業被害者救済金にかかる相続財産管理人選任申立について

○協議事項

第１号協議　新型コロナウイルス感染症にかかる事項について
第２号協議　通常総会に代わる書面評決にかかる事項について
第３号協議　成年後見に関する検討事項について

第４号協議　2021年度全国大会（山形大会）にかかる照会について
第５号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（4月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士入会者・退会者
第３号報告　意見書・要望書の提出
第４号報告　その他

第３回理事会　　２０２０年６月２０日（土）Zoom 会議室（Web 会議）
○議案
第１号議案　「正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン改正案」及び「正会員及び正会員に所属する社会福祉士がスーパービジョンを行う際の事例取扱ガイドライン改正案」について
○承認事項
第１号承認　独立型社会福祉士名簿登録
第２号承認　アドバイザー登録
第３号承認　選挙管理委員会委員について

○協議事項
第１号協議　新型コロナウイルス感染症にかかる事項について
第２号協議　未納会費の対応について
第３号協議　遠隔研修の受講費設定について
第４号協議　ホームページの改修について
第５号協議　日本ソーシャルワーク教育学校連盟からのアンケート協力依頼
第６号協議　スクールソーシャルワーカーにかかる要望書について
第７号協議　生涯研修センター協議会の参加人数について
第８号協議　認定社会福祉士認証・認定機構関係
第９号協議　JFSW及びSCS研究協議会報告
第１０号協議　書面評決説明会の進め方について
第１１号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（5月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　意見書・要望書の提出
第４号報告　2020年度老健局補助金事業の採択について
第５号報告　その他

第４回理事会　　２０２０年７月１１日（土）Zoom 会議室（Web 会議）
○議案
第１号議案　生涯研修センター施行規程改正案
第２号議案　修了証明書発行要綱改正案
第３号議案　定款変更に伴う諸規程の改正案

○承認事項
第１号承認　独立型社会福祉士名簿登録

第２号承認　アドバイザー登録
第３号承認　国際協力員登録
第４号承認　役員候補者選出に関する公示について
第５号承認　綱紀委員会委員の選考及び選考に関する「公示」について
第６号承認　東京都健康長寿医療センター研究所からのアンケート協力依頼
第７号承認　その他

○協議事項
第１号協議　新型コロナウイルス感染症にかかる事項について
第２号協議　書面評決に寄せられた意見について
第３号協議　災害支援に関する事項について
第４号協議　個人会員向け相談支援機関におけるBCP策定及びZoom情報交換会（報告）について
第５号協議　成年後見に関する事項について
第６号協議　国際協力員連絡会の企画について
第７号協議　ホームページの改修について
第８号協議　2021年度事業計画作成について
第９号協議　SCS研究協議会関係
第１０号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（6月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　意見書・要望書の提出
第４号報告　その他

第５回理事会　　２０２０年８月８日（土）Zoom 会議室（Web 会議）
○承認事項
第１号承認　コロナ禍等における相談支援機能発揮のための基礎調査について
第２号承認　その他

○協議事項
第１号協議　新型コロナウイルス感染症にかかる事項について
第２号協議　都道府県社会福祉士会会長会議について
第３号協議　令和2年7月豪雨災害支援について
第４号協議　成年後見に関する事項について
第５号協議　全国大会（山形大会）について
第６号協議　正会員へのクレームについて
第７号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（7月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　意見書・要望書の提出
第４号報告　ホームページの改修について
第５号報告　独立型社会福祉士の実習指導に関するアンケート調査について
第６号報告　ぱあとなあ連絡協議会について
第７号報告　認定社会福祉士認定研修について

第８号報告　認定社会福祉士更新期間の延長について
第９号報告　司法福祉全国研究集会（募集要項案）
第１０号報告　生活困窮者支援ソーシャルワーク研修（募集要項案）
第１１号報告　SSW意見交換会及び全国実践研究集会について
第１２号報告　未成年後見人養成研修の受講費の設定について
第１３号報告　JFSW及びSCS研究協議会関係
第１４号報告　その他

第６回理事会　　２０２０年９月１２日（土）Zoom 会議室（Web 会議）
○議案
第１号議案　論文等にかかる事項の規程改正

○承認事項
第１号承認　高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業の委員について
第２号承認　日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業の委員について
第３号承認　みずほ総研「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発」検討委員会委員について
第４号承認　全社協「令和2年度任意後見・補助・保佐等の相続体制強化事業」のアドバイザー派遣について
第５号承認　みずほ総研「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発事業」における講師派遣について
第６号承認　成年後見事業被害者への見舞金の適用について

○協議事項
第１号協議　新型コロナウイルス感染症にかかる事項について
第２号協議　都道府県社会福祉士会会長会議について
第３号協議　成年後見に関連する事項について
第４号協議　令和2年7月豪雨災害支援について
第５号協議　財政基盤の確保・事務局体制の強化PTからの提案について
第６号協議　「社会福祉士の倫理綱領」の行動規範策定スケジュールについて
第７号協議　名刺作成におけるガイドラインの改正提案について
第８号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（8月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　意見書・要望書の提出
第４号報告　認定社会福祉士認証・認定機構からの報告
第５号報告　2020年度独立型社会福祉士研修の受講費について
第６号報告　ホームページの改修について
第７号報告　地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業の委員について
第８号報告　令和2年度厚生労働委託事業（高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式）の委員について
第９号報告　ぱあとなあ活動報告書プロジェクトチームの委員について
第１０号報告　「第5回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」

傍聴報告
第１１号報告　その他

第７回理事会　　２０２０年１０月３日（土）Zoom 会議室（Web 会議）

○議案
第１号議案　論文等にかかる事項の規程改正
第２号議案　名刺作成ガイドラインの改正

○承認事項
第１号承認　自殺予防に関する研修等の実施状況について
第２号承認　日本ソーシャルワーク教育学校連盟からの委員派遣依頼について
第３号承認　ホームページの改修について

○協議事項
第１号協議　都道府県社会福祉士会会長会議の進め方及び資料について
第２号協議　新型コロナウイルス感染症にかかる事項について
第３号協議　2021年度事業計画・予算について
第４号協議　成年後見に関連する事項について
第５号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（9月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会への委員推薦について
第４号報告　認定社会福祉士認証・認定機構からの報告
第５号報告　第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会分科会募集要項
第６号報告　マクロソーシャルワーク研修開催要項
第７号報告　その他

第８回理事会　　２０２０年１１月２１日（土）Zoom 会議室（Web 会議）

○議案
第１号議案　活動報告書（業務監査）ガイドライン、名簿登録ガイドラインの改正
第２号議案　認定社会福祉士登録機関設置運営規程細則の改正

○承認事項
第１号承認　独立型社会福祉士名簿登録
第２号承認　2021年度役員会議等スケジュールについて
第３号承認　JFSW国際関係サポーターの推薦について

○協議事項
第１号協議　2020年度上期決算について
第２号協議　2021年度事業計画・予算について
第３号協議　都道府県社会福祉士会会長会議の総括
第４号協議　成年後見に関する事項について
第５号協議　倫理綱領行動規範について
第６号協議　「2022年度予算・制度に関する提案書」について
第７号協議　令和2年7月豪雨災害支援について

第８号協議　入管庁「国民の声を聴く会」等について
第９号協議　未納会費にかかる対応について
第１０号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（10月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　意見書・要望書
第４号報告　JFSW及びSCS研究協議会報告
第５号報告　全国大会（山形大会）について
第６号報告　都道府県ぱあとなあ連絡協議会開催報告
第７号報告　都道府県災害担当者会議開催報告
第８号報告　成年後見制度利用促進専門家会議への委員推薦について
第９号報告　「虐待専門職チーム」経験交流会開催案内
第１０号報告　2020年度投稿論文審査結果
第１１号報告　スクールソーシャルワーカー実践ガイドライン
第１２号報告　年末年始休暇について
第１３号報告　その他

第９回理事会　２０２０年１２月１９日（土）Zoom 会議室（Web 会議）
○議案
第１号議案　都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関する細則案

○承認事項
第１号承認　社会福祉推進事業スーパービジョン調査について
第２号承認　民事法研究会「実践・成年後見」特集原稿執筆依頼について
第３号承認　東京都健康長寿医療センター研究所からの助成事業協力依頼について
第４号承認　認定社会福祉士登録推進委員会委員について
第５号承認　成年後見にかかるポータルサイト等の広報への協力について

○協議事項
第１号協議　2021年度事業計画及び予算について
第２号協議　成年後見に関する事項について
第３号協議　定款変更について
第４号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（11月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者及び賛助会員退会
第３号報告　JFSW及びSCS研究協議会報告
第４号報告　厚労省 子ども家庭福祉にかかる資格の在り方等WG報告
第５号報告　出入国在留管理庁「『国民の声』を聴く会」報告
第６号報告　独立型社会福祉士名簿削除者報告
第７号報告　事務局職員情報交流連絡会の開催について
第８号報告　その他

第１０回理事会　２０２１年1月１６日（土）Zoom 会議室（Web 会議）

○議案
第１号議案　都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関する細則案

○承認事項
第１号承認　全国大会（山形大会）における実習指導者にかかるイベントについて
第２号承認　学会運営委員会委員について

○協議事項
第１号協議　2021年度事業計画及び予算について
第２号協議　2022年度予算・制度に関する提案について
第３号協議　成年後見に関する事項について
第４号協議　財政基盤の確保・事務局体制の強化PT提案書について
第５号協議　正会員へのクレームについて
第６号協議　「社会福祉士の行動規範」について
第７号協議　SCS研究協議会関連事項
第８号協議　日本社会福祉士会ニュース200号（記念号）について
第９号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（12月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　意見書・要望書
第４号報告　その他

第１１回理事会　２０２１年２月６日（土）Zoom 会議室（Web 会議）
○議案
第１号議案　2021年度事業計画案
第２号議案　2021年度事業予算案
第３号議案　「社会福祉士の行動規範」改定案
第４号議案　綱紀委員会委員選任案
第５号議案　生涯研修制度施行規程改正
第６号議案　日本社会福祉士学会ポスター発表にかかる諸規程の改正
第７号議案　ソーシャルワーカー関係団体のあり方に関する覚書（JFSW）

○承認事項
第１号承認　学会運営委員会委員について
第２号承認　その他

○協議事項
第１号協議　成年後見に関する事項について
第２号協議　2022年度予算・制度に関する提案について
第３号協議　高齢者虐待防止法の改正を視野に入れた提言について
第４号協議　全国大会（山形大会）について
第５号協議　ニュース200号について
第６号協議　Webを活用した研修等における提供資料の扱いについて
第７号協議　臨時総会の開催について
第８号協議　SCS研究協議会関連事項
第９号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（1月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　役員候補者選挙結果
第４号報告　認定社会福祉士認証・認定機構からの報告
第５号報告　「コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する調査」について
第６号報告　意見書・要望書
第７号報告　その他

臨時理事会　　２０２１年３月６日（土）Zoom会議室（Web会議）
○協議事項
第１号協議　ぱあとなあ報告書のIT化について
第２号協議　2021年度事業計画について

第１２回理事会　２０２１年３月２０日（土）Zoom会議室（Web会議）
○承認事項
第１号承認　認定社会福祉士登録者について

○協議事項
第１号協議　2021年度事業計画について
第２号協議　総会の進行及び当日配付資料について
第３号協議　特定費用準備資金等について
第４号協議　2022年度予算・制度に関する提案について
第５号協議　正会員へのクレームについて
第６号協議　登録取消しにかかる要望書について
第７号協議　JFSW及びSCS研究協議会関連事項
第８号協議　同性婚札幌地裁判決にかかる声明について
第９号協議　その他

○報告事項
第１号報告　代表理事及び業務執行理事活動報告（2月度）
第２号報告　都道府県社会福祉士会入会者・退会者
第３号報告　意見書・要望書
第４号報告　医療基本法要綱案について
第５号報告　コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的研究　中間まとめ
第６号報告　マクロソーシャルワーク出版に関する報告
第７号報告　その他

２０２０年度　委員会事業報告

１　危機管理室
２　ソーシャルワークを考える政治的アプローチ検討プロジェクトチーム
３　財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム
４　倫理綱領改定作業検討プロジェクトチーム
５　実践研究推進プロジェクトチーム
６　綱紀委員会
７　学会運営委員会
８　選挙管理委員会
９　権利擁護センターぱあとなあ運営協議会
１０　後見委員会
（１）意思決定支援プロジェクトチーム
（２）活動報告書プロジェクトチーム
（３）法人としての社会福祉士会の成年後見制度への関わり検討プロジェクトチーム
（４）未成年後見検討プロジェクトチーム
１１　日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携あり方検討委員会
１２　権利擁護推進あり方検討委員会
１３　高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業
１４　高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式
１５　地域包括ケア推進委員会
１６　子ども家庭支援委員会
（１）スクールソーシャルワークプロジェクトチーム
１７　生活困窮者支援委員会
（１）自殺予防ソーシャルワーク出版プロジェクトチーム
１８　リーガル・ソーシャルワーク研究委員会
１９　独立型社会福祉士委員会
２０　マクロソーシャルワーク出版企画プロジェクト
２１　マクロソーシャルワーク研修企画プロジェクト
２２　生涯研修センター企画・運営委員会
（１）実習指導者講習会講師養成プロジェクトチーム
（２）基礎研修教材開発プロジェクトチーム
２３　認定社会福祉士登録推進委員会
２４　現任研修見直し委員会
２５　スーパービジョン調査研究委員会

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年度　委員会活動　報告書

○委員会名：危機管理室
○委員長名：岡本達也　　委員数：1名

委員会の設置目的	恒常的に災害対応、災害支援について役割を果たすセクションとして「危機管理室」を設置する。構成メンバーは災害対応理事（室長）、総務部局統括の業務執行理事、事務局担当職員とし、検討する内容によってメンバーの追加やプロジェクトチーム等を立ち上げる。

事業概要

（1）本会BCPのブラッシュアップ及び想定図上訓練
（2）都道府県社会福祉士会士災害担当者による全国会議、ネットワークの構築
（3）（1）及び（2）を検討するための危機管理室会議の開催
（4）関東甲信越ブロック災害連携会議への参加
（5）災害福祉支援連絡協議会（仮）等の外部会議への参加

※なお、災害対策本部は今まで通り発災後、機動的に会長を本部長として立ち上げ、被災地支援を担う。

具体的活動内容

1　日本士会の BCP（事業継続計画）策定に向けた検討
・日本社会福祉士会事務局　業務継続計画骨子（素案）の検討
・新型インフルエンザ等感染症発生時における業務継続計画（素案）の検討
想定図上訓練は他の団体の実施状況を情報収集した。

2　都道府県社会福祉士会災害担当者会議の開催
38 都道府県社会福祉士会 51 名の参加のもと、10 月 24 日に Zoom による都道府県社会福祉士会災害担当者会議を開催した。熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨災害支援活動を行った熊本県社会福祉士会や令和元年東日本台風関連災害支援活動を行った千葉県社会福祉士会と長野県社会福祉士会の報告を受けての質疑、災害に関する意見交換では DWAT にかかる活動や研修の在り方などについて、各社会福祉士会がそれぞれの状況や考えを発言し、知見を共有した。

3　令和2年7月豪雨災害支援
本会災害対策本部に参画し、九州・沖縄ブロック担当理事やアドバイザーを設定して九州・沖縄ブロック及び熊本県社会福祉士会との連携体制を構築した。そのうえで球磨村への連名での支援の申入れや活動支援金の募金活動を実施した。また、本会ホームページやニュースを通して支援状況等の広報を行った。

4　関東甲信越ブロック災害連携会議への参加
新型インフルエンザ等感染症拡大防止のため、第 13 回　関東甲信越ブロック県士会災害支援連携会議を 11 月 14 日、zoom で参加し、災害支援の進捗報告、日本社会福祉士会の取り組み、DWAT についての各県士会の取り組み状況、養成研修の取り組み状況、その他　情報共有を行った。

5　災害福祉支援連絡協議会（仮）等の外部会議への参加
未開催

今後の課題

・日本士会の BCP を策定する。その際、地震や豪雨災害の他、この度の新型コロナウイルス感染防止対策のようなケースも踏まえて検討する。
・都道府県社会福祉士会災害担当者会議を継続実施し、正会員との連携について協議を深める。

2020年度における委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
主にメールによる協議を適時実施	令和２年７月豪雨災害支援 全国会議のプログラムについて

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名：ソーシャルワークを考える政治的アプローチ検討プロジェクトチーム
○委員長名：中島康晴　　委員数：3 名（委員長を除く）

委員会の設置目的	本会の定款及び倫理綱領に根差したソーシャルアクションの一つの方法として本会に整合する政治的アプローチ方法を検討する。
事業概要	これまで本会では、政治的アプローチを先行する他団体へのヒアリングや政治的アプローチの目標設定を行うための正会員に対するアンケート等を経て、2020年度における超党派の議員連盟の設立に向けた準備を進めてきた。
具体的活動内容	他方で、ソーシャルケアサービス研究協議会（以下、「SCS 研究協議会」という）が支援団体となり、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の 3 福祉専門職を支援する「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」（以下「SCS 議員連盟」という）が、2019 年 6 月 6 日に設立された。本会は当 SCS 議員連盟に対して、正会員とは連動せずに可能な範囲で協力体制をとることとした。 このような状況のなかで、本会理事会では、SCS 議員連盟と本会が独自に立ち上げることを考えている議員連盟の 2 つに同時に対応することは事務的及び財政的負担が大きいことから、SCS 議員連盟が正会員からの意見を集約した目標設定項目を取り上げるのであれば、本会独自の議員連盟の立ち上げを見送ることとし、SCS 議員連盟への協力体制を強化することについて正会員へ提案することとした。 そして、この度、SCS 研究協議会にこの「目標設定項目」を提案したところ、今後取り上げることの合意を得ることができた。 以上が 2020 年度における本 PT の主な取り組みである。 また 2021 年度については、6 月 19 日の定時総会において、SCS 議員連盟に対する働きかけについて、正会員のみなさまとの協力を強化していくことの合意が得られればと考えている。 この合意を経たのちに、本 PT では、SCS 議員連盟の政策部会に理事・事務局員を派遣すること、SCS 議員連盟に対する政策提言・意見交換・要望等の調整をさらに進めること、またこのことにかかる理事会及び正会員との一体的な活動を促進していく役割を担っていきたいと考えている。
今後の課題	・本会の組織体制と SCS 議員連盟への関係を整理しつつ、本会と正会員との連帯を強めながら、正会員の要望が SCS 議員連盟に届く仕組みを確立していく必要がある。

2020年度における委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
業務執行理事打合せと合わせて実施	SCS 研究協議会に対する本会からの要望活動 SCS 議員連盟に対する支援構成団体としての意見交換・要望等の活動

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム
○委員長名:中島 康晴委員数:9名(委員長を除く)

委員会の設置目的	1　都道府県社会福祉士会の財政基盤の確保及び事務局体制の強化を図ることであり、そのための具体的な対策と実行計画を「提案書」としてまとめる。
事業概要	1 当プロジェクトチームの設置は、2019年度都道府県社会福祉士会会長会議において、財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けて、日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会が一体となって取り組むこととし、このことを協議する場として承認され、2019年度下期に設置された。本プロジェクトチームは、規模や地域性を考慮した8県士会(山形県、神奈川県、長野県、愛知県、京都、鳥取県、香川県、佐賀県)の代表者及び日本社会福祉士会理事2名の合計10名で構成している。 プロジェクトの目的は、県士会の財政基盤の確保及び事務局体制の強化を図ることであり、当プロジェクトチームはそのための具体的な対策と実行計画を「提案書」としてまとめることを目的とする。 「提案書」は当初2020年度通常総会への提出を目指していたが、コロナ禍による会議の延長等から、内容、スケジュールを見直し、今年度は計4回の会議を開催したうえで2021年3月20日の臨時総会に最終報告「提案書」を提出し承認を得た。
具体的活動内容	1 委員会開催 4回 (第4回～7回会議) 2 最終報告「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」理事会、臨時総会提出 主に昨年度の臨時総会に提出した「中間報告」に対して県士会から寄せられた意見、コロナ禍を踏まえた対応、通信費及び旅費・交通費削減、県士会事務局職員へのアンケート結果について協議のうえ、最終報告「提案書 (案)」をとりまとめ、2020年度都道府県社会福祉士会会長会議においてこれを説明し、県士会からの意見を踏まえて再度改定したものを1月16日理事会に提出、3月20日臨時総会に提出し承認を得た。
今後の課題	1 本プロジェクトチームは終了となるため、臨時総会で承認され確定した事項については、それに応じたプロジェクトチームを立ち上げる。

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第４回委員会 (5月10日 (日))	○第４回委員会 ・「中間報告」に対する県士会からの意見について
○第５回委員会 (6月27日 (日))	○第５回委員会 ・通信費及び旅費・交通費削減の試算について
○第６回委員会 (8月30日 (日))	○第６回委員会 ・都道府県士会事務局へのアンケートについて
○第７回委員会 (12月13日(日))	○第７回委員会 ・本プロジェクトの「最終報告について」

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年度　委員会活動　報告書

○委員会名:倫理綱領改定作業検討プロジェクトチーム　○委員長名:西島　善久　　委員数:4名(委員長を除く)

委員会の設置目的	2018年度からJFSW倫理綱領委員会では「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の改定作業に取り組み、2020年度には各団体が総会において採択をした。当プロジェクトチームはJFSW倫理綱領委員会へ本会からの意見出しを検討するためのワーキングチームとして設立され、「社会福祉士の倫理綱領」採択後は、「社会福祉士の行動規範」を策定することを目的とした。
事業概要	当プロジェクトチームは、本会からJFSW倫理綱領委員会に参画している3名と現倫理綱領のガイドブック編集に関わった2名で構成し、2020年6月に採択された「社会福祉士の倫理綱領」にもとづき、「社会福祉士の行動規範」の改定案策定に向けて検討をした。
具体的活動内容	1　「社会福祉士の行動規範」改定案の策定 倫理綱領の各条文について行動規範を検討し、正会員からの意見募集をふまえて精査を行い、総会へ提案する改定案を策定した。 2　正会員への意見募集の実施 第8回理事会での審議結果をふまえた改定案について2020年12月4日から2021年1月4日にかけて正会員に意見募集を行った。その結果、3正会員（埼玉県社会福祉士会、東京社会福祉士会、京都社会福祉士会）から合計39の意見を得て、それらの意見を反映した改定案を1月及び2月の理事会で審議し、3月総会提出案を確定した。 3　会議の開催 上記の事業を行うため、プロジェクトチーム会議を20回開催した。
今後の課題	社会福祉士の行動規範を策定したことで、当プロジェクトチームは解散する。今後は、改定した「社会福祉士の倫理綱領」及び「社会福祉士の行動規範」を周知し啓発するために、伝達研修の開催（e-ラーニング講義の検討を含む）、『紗騎亜福祉士の倫理　実践ガイドブック』（中央法規出版）の改定に取り組むための新たなプロジェクトチームを立ち上げる予定である。

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○以下の日程でプロジェクトチーム会議を開催した。なお、会議はすべてオンライン（Zoomミーティング）にて開催した。 2020年 8月12日、24日 9月1日、7日、16日、22日 10月6日、18日、25日 11月3日、7日、8日、15日、17日、20日、30日 2021年 1月8日、11日、23日 2月4日	・社会福祉士の行動規範の検討

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:実践研究推進プロジェクトチーム　○委員長名:中山　貴之　　委員数:5名(委員長を除く)

委員会の設置目的	都道府県社会福祉士会会員の研究力を高めることを目的に、都道府県社会福祉士会での実践研究力の向上や実践研究の支援をするため、社会福祉士学会の取り組みを検討する。
事業概要	１．全国大会・社会福祉士学会にポスター発表を創設することの検討 ２．研究誌『社会福祉士』の投稿枠に「実践研究」を創設することの検討
具体的活動内容	社会福祉士学会への発表申込数の増加及び研究誌『社会福祉士』への投稿を増加するために以下の事項を行った。 １．全国大会・社会福祉士学会にポスター発表を創設に向けた準備 ２．研究誌『社会福祉士』の投稿枠の再編（4 分類 :「論文」「研究ノート」「実践研究」「実践報告」に再編）とその準備
今後の課題	１．全国大会・社会福祉士学会にポスター発表の審査項目、募集要項及び規程類の整備等 ２．研究誌『社会福祉士』の投稿枠に「実践研究」を創設するため投稿枠の整理、募集要項及び規程類の整備等 ３．学会運営委員会との連携

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
第１回PT（4月5日(日)）	第１回 PT ・ポスター発表審査基準等の検討 ・研究誌『社会福祉士』の「実践報告」及び「実践研究」について　他
第２回PT（7月19日(日)）	第２回 PT ・ポスター発表評価表（案） ・実践報告」・「実践研究」評価表（案）　他
第３回PT（9月13日(日)）	第３回 PT ・ポスター発表（プレ発表）の方法について ・研究誌『社会福祉士』第 29 号の募集チラシ（案）　他
第４回PT（1月11日(日)）	第４回 PT ・研究誌『社会福祉士』第 28 号掲載　ポスター発表広報原稿について ・ポスター発表に関係する規程類の改正　他

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:綱紀委員会　　○委員長名:菅原　龍弥　　委員数:9名(委員長を除く)

委員会の設置目的	定款第6条第5号に基づき、正会員に所属する社会福祉士の倫理及び資質の向上に資するために設置されている。
事業概要	本委員会は、本会の組織において独立した立場で正会員に所属する社会福祉士の行動規範、懲罰に関すること、不服申し立てに関すること、苦情等が持ち込まれた時の対処に関すること、を中心に活動を行っている。会が定める規程類に則り、事案の審議を行うとともに再発防止の提案を検討してきた。
具体的活動内容	1　正会員に所属する社会福祉士への苦情申立について、「正会員に所属する社会福祉士に対する倫理綱領に関する規程」等に基づく対応 2　2020 年度に苦情申立を受け付けた 3 件にかかる調査、審査の開始
今後の課題	1　社会福祉士としての業務に属さない事案や刑事事件を伴う事案のへの対応の検討 2　綱紀委員会もしくは倫理委員会、関連規則・規程を設置していない都道府県社会福祉士会への対応や支援の検討

委員会開催状況	**主　な　協　議　内　容**
第１回委員会（11月22日(日)）	第１回委員会 ・(2020-1) 案件について ・(2020-2) 案件について

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:学会運営委員会　　○委員長名:中山　貴之　　委員数:7名(委員長を除く)

委員会の設置目的	社会福祉士及び社会福祉に関する学術研究等に関する事業として日本社会福祉士会・社会福祉士学会の企画、運営と個人会員の社会福祉実践と理論の向上に向けた研究誌『社会福祉士』の編集・発行を主目的とする。
事業概要	１．社会福祉士の共通基盤としての6領域を基礎として構成する学会分科会発表を本会ホームページ上で行った。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため高知大会の開催が中止となったため) ２．研究誌『社会福祉士』の企画・編集・発行を行った。
具体的活動内容	１．第 28 回社会福祉士学会の実施（本会ホームページ） 高知大会の集合開催が中止となったため 6 月 15 日から本会ホームページ上で分科会発表を行った。申込総数 33 件のうち 20 件（個人発表）を採用した。 ２．研究誌『社会福祉士』第 28 号の発行 29 編の投稿論文等の応募を受け、学会運営委員会と審査協力員 18 名にて審査を行い、研究ノート 8 編、実践報告 2 編を採用し、研究誌『社会福祉士』第 28 号を発行した。研究誌には、研究ノート等の他に海外研修・調査報告書を掲載した。 ３．研究誌『社会福祉士』の投稿分類を「論文」「研究ノート」「実践研究」「実践報告」の再編、社会福祉士学会におけるポスター発表の検討
今後の課題	１．職能団体における「学会」のあり方の検討 ２．投稿論文や学会発表水準の平準化を図る方法や継続的な指導体制の検討 ３．実践研究推進プロジェクトチームとの連携

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
第１回委員会（8月22日（土））	第１回委員会 ・研究誌『社会福祉士』第 28 号の論文審査について ・第 29 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）について　他
第２回委員会（8月11日（日））	第２回委員会 ・研究誌『社会福祉士』第 28 号投稿論文等審査について ・第 29 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）について　他
第３回委員会（1月30日（土））	第３回委員会 ・第 29 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）について ・委員任期について　他

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年度　委員会活動　報告書

○委員会名:選挙管理委員会　　○委員長名:菅野　美和子　　委員数:4名(委員長を除く)

委員会の設置目的	「公益社団法人日本社会福祉士会役員選出規程」第7条の規定に基づき、正会員に所属する社会福祉士についての理事選出にかかる事務を公正に行うことを目的とする。
事業概要	1．役員改選にかかる各種スケジュールの立案 2．理事候補者選出のための公示 3．理事立候補の受付および書類審査 4．理事候補者の選出を行う 5．役員候補者名簿の作成と総会への上程 6．各過程における会員への情報公開
具体的活動内容	［2020年7月］ ・第1回選挙管理委員会を開催 ・理事候補者選出にかかる「公示」（9月8日付）をニュースおよび会員専用ホームページへ公開 ・理事立候補の受付（受付期間 9月23日～10月12日） ［2020年10月］ ・第2回選挙管理委員会を開催 ・14名（定数13名）の立候補者届を受付 ・理事立候補届の書類審査 ・理事立候補者名簿を確定し、業務執行理事へ報告。会員専用ホームページへ名簿公開 ［2021年1月］ ・第3回選挙管理委員会を開催 ・開票から公表までの選出手順確認 ・開票 ・理事立候補者へ選出結果を通知 ・選挙結果の公表、会員専用ホームページへ公開 ［2021年6月］（予定） ・役員候補者を整え「総会議案」として、正会員へ送付（議案資料集） ・役員候補者を第33回通常総会へ上程(6月19日)
今後の課題	・今までの投票形式の見直し ・投票用紙や投票形式、デジタル化についての検討

2020年度における委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第1回 2020年7月4日（土） Zoom会議 ○第2回 2020年10月18日（日） 四谷事務局、Zoom併用 ○第3回 2021年1月23日（土） 四谷事務局、Zoom併用	○第1回 ・役員選出スケジュールと事務手順の確認 ・「公示」資料、公開方法等の確認 ○第2回 ・理事立候補届の書類審査 ・理事立候補者の確定と公開方法について ○第3回 ・開票 ・選挙結果通知及び公開について

公益社団法人日本社会福祉士会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:権利擁護センターぱあとなあ運営協議会　○委員長名:山崎　智美　　委員数:8名(委員長を除く)

委員会の設置目的	日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあとして、成年後見、虐待対応等、権利擁護に関する事業を実施する。
事業概要	1　権利擁護関連施策（後見制度〔成年・未成年〕、意思決定支援、虐待防止等）の動向を適確に把握し、本会及び都道府県社会福祉士会の果たす役割を明確にするための情報収集・分析及び提言等の発信を行った。 2　都道府県社会福祉士会権利擁護センターが、後見活動（成年・未成年）や虐待等、広く市民の権利を擁護する活動の拠点となる機能を果たせるよう、支援を行った。 2020 年度は、中長期的な本会の権利擁護に向けた体制構築と取り組みを見据え、本会の権利擁護センターのあり方や支援対象等に関する検討を実施した。 3　都道府県社会福祉士会権利擁護センターの活動実態を把握し、社会福祉士としての優れた権利擁護に関する実践と課題を分析し、政策提言あるいは研修プログラム開発等を行った。 4　国および日本弁護士連合会等関係機関と意見交換の機会を設け、目的を共有できる事業に関しては連携して有効な事業展開を図った。 5　実務及び事業は、後見委員会および権利擁護推進あり方検討委員会に有期の PT チームを設置して事業を進めた。
具体的活動内容	1　委員会・プロジェクト事業（※後見委員会・権利擁護推進あり方検討委員会および関係プロジェクトの詳細は、各委員会活動報告書参照） 2　都道府県権利擁護センターの支援等に関する事業 （1）都道府県ぱあとなあ活動状況の全国調査の実施 ①活動・受任状況等全国統計（4 月～5 月） ②ぱあとなあ概況調査実施（12 月） （2）2020 年度都道府県ぱあとなあ連絡協議会の開催（10 月 31 日、オンライン（ZOOM）にて開催） 3　関係団体との連携に関する事業 （1）成年後見制度利用促進に関する最高裁判所と関係団体との協議会（7 回） （2）成年後見制度利用促進法に関する協議（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）（1 回） （3）意思決定支援ワーキンググループ（最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート）(5 回)、小グループ会議（5 回） （4）委員派遣 ・厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議　委員派遣（星野委員） ・全国社会福祉協議会「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」（国委託事業）企画委員会委員、演習企画ワーキンググループ委員派遣（星野委員） ・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化事業」にかかる運営委員会委員派遣（星野委員）、専門相談員の派遣（星野委員、稲吉委員） ・みずほ情報総研株式会社「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発事業」企画委員会委員派遣（星野委員） ・株式会社博報堂「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業」の制作物における検討委員会委員派遣（星野委員） （5）ヒアリング ・成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議　第 2 回団体ヒアリング（11 月 27 日、星野委員、田村委員）
今後の課題	1　総合的な権利擁護センターとしての機能発揮に向け、中長期的な視野に立ち、センター機能のあり方検討・都道府県の権利擁護センターぱあとなあの機能発揮に向けた体制、仕組み、人材養成のビジョンの明確化と支援方策を、関係委員会の連携により検討していくことが求められる。 2　権利擁護実践の検証・振り返りについて、都道府県社会福祉士会と連携し取り組むことが求められる。

委員会開催状況	**主　な　協　議　内　容**
権利擁護センターぱあとなあ 運営協議会 第１回：8月2日 第２回：10月4日 第３回：11月22日 第４回：2月21日	第１回　都道府県ぱあとなあ連絡協議会、国・関係機関との連携協議と本会の対応、等 第２回　都道府県ぱあとなあ連絡協議会、本会の権利擁護に関する取り組みの状況、等 第３回　2021 年度事業計画・予算について、概況調査について、等 第４回　国・関係機関との連携協議と本会の対応について、等

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年度　委員会活動　報告書

○後見委員会　　○委員長名:星野　美子　委員数:7名(委員長を除く)

委員会の設置目的	権利擁護センターぱあとなあ運営協議会にて、成年後見、未成年後見にかかる実務に関する協議・検討を行う「後見委員会」を開催した。

事業概要

1　成年後見（利用促進含む）、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携
2　都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援
3　その他、成年後見及び未成年後見関係プロジェクトの課題・判断事項に関する対応

具体的活動内容

1　成年後見（利用促進含む）、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携
成年後見制度利用促進専門家会議への対応、最高裁判所と専門職団体協議への対応、専門職団体協議への対応、意思決定支援ワーキング・グループへの対応等を行った。

2　都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援
（1）「成年後見人材育成研修」（委託事業）の実施
①成年後見人材育成研修（委託研修）：18会場
（当初21会場で実施予定のところ、3会場中止、3会場で研修継続中）
②成年後見人材育成研修の教材提供および実施にかかる支援
（2）社会福祉士賠償責任保険（Cプラン）関係
Cプラン保険に関する団体契約（被保険者名簿の作成）（4月）
（3）名簿登録料徴収事務受託（4月）
（4）成年後見被害者救済金・見舞金制度に関する対応
（5）保険事故報告の確認（書面）と対応にかかる調整
（6）その他、都道府県社会福祉士会からの後見に関する相談事項の協議と対応

3　その他、成年後見及び未成年後見関係プロジェクトの課題・判断事項に関する対応

今後の課題

・成年後見制度利用促進基本計画の見直しと連動した、専門職団体の役割と取組の推進
・地域連携ネットワークに根ざした権利擁護体制整備および意思決定支援に基づく成年後見人材育成研修教材等の更新
・意思決定支援に基づく権利擁護支援の推進等の具体的支援

委員会開催状況	主な協議内容
第1回：5月10日 第2回：7月5日 第3回：10月18日 第4回：12月5日 第5回：1月11日	第1回：成年後見人材育成研修における検討課題と具体的な実施方法、県士会の実務における検討課題、新型コロナウイルス国政策動向と本会の対応、他 第2回：成年後見人材育成研修における実施状況と検討課題、県士会の実務における検討課題、活動報告書のシステム化、他 第3回：国の補助事業・連携協議等の状況について、都道府県ぱあとなあ連絡協議会について、概況調査について 第4回：国の補助事業・連携協議等の状況について、コロナ禍における実態調査について、2021年度事業計画・予算について 第5回：国の補助事業・連携協議等の状況について、コロナ禍における実態調査について、2021年度事業計画・予算について

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年度　委員会活動　報告書

○委員会名:意思決定支援プロジェクトチーム　　○委員長名:星野　美子　　委員数:7名(委員長を除く)

委員会の設置目的	1　最高裁判所・厚生労働省と三士会で構成されたワーキンググループによる成年後見人等の意思決定支援の指針・ツール開発等の検討を行う。 2　正会員による意思決定支援実践ハンドブックを活用した研修の実施を支援する。
事業概要	1　最高裁判所と三士会等で開発した成年後見人の意思決定支援の指針・ツール開発等の検討 2　研修会の開催（意思決定支援セミナー） 3　正会員による意思決定支援実践ハンドブックを活用した研修の実施等への支援の検討
具体的活動内容	1　最高裁判所・厚生労働省と三士会で構成されたワーキンググループによる成年後見人等の意思決定支援の指針・ツール開発等の検討 最高裁判所・厚生労働省と三士会（本会及び日本弁護士連合会、リーガル・サポート）による意思決定支援WG及び小WGに、星野委員長ほかPTメンバーが参加し、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の制作にかかる協議を実施。本PTでは、同ガイドラインの活用や周知等に関する協議を実施。 2　研修会の開催 研 修 名：2020年度意思決定支援セミナー《第1部》 日　　程：2020年11月23日(月)13時00分～15時00分 実施方法：Zoomミーティングによるオンライン研修 申込者数：286件（定員150名） 受講者数：253名 修了者数：242名 研 修 名：2020年度意思決定支援セミナー《第2部》 日　　程：2020年11月23日(月)15時15分～17時00分 実施方法：Zoomミーティングによるオンライン研修 申込者数：31正会員から74名の受講者推薦（定員60名） 修了者数：72名 3　正会員による意思決定支援実践ハンドブックを活用した研修の実施等への支援の検討 本PTにて協議。意思決定支援セミナー《第1部》は、後見人が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができることを目的として実施。また、同セミナー《第2部》は、正会員が意思決定支援ハンドブックを活用した研修を、各地域で展開できること（講師養成）を目的として実施。
今後の課題	1　後見人による意思決定支援を踏まえた後見事務の促進 2　政策動向への対応及び他の専門職団体との連携

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第1回PT（5月10日(日)）	○第1回PT ・最高裁・厚労省及び三士会によるWGに関する報告と、とりまとめへの意見について関係省庁からの情報提供 ・みずほ情報総研のとりまとめ状況への意見について ・2020年度事業計画について

○第２回PT（7月4日(土)）	○第２回 PT ・最高裁・厚労省及び三士会による WG 報告 ・意思決定支援セミナーの実施、運営について
○第３回PT（9月27日(日)）	○第３回 PT ・最高裁・厚労省及び三士会による WG 報告 ・意思決定支援セミナーの運営について。
○第４回PT（11月3日(火)）	○第４回 PT ・最高裁・厚労省及び三士会による WG 報告 ・意思決定支援セミナーの運営について ・国の意思決定支援研修への講師推薦について

公益社団法人日本社会福祉士会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:活動報告書プロジェクトチーム ○委員長名:星野美子 委員数：8名（委員長を除く）

委員会の設置目的	ぱあとなあ活動報告書のとりまとめと入力等にかかる都道府県社会福祉士会事務局の事務負担の軽減等を目的として、ぱあとなあ活動報告書IT化に関するプロジェクトを設置し、都道府県ぱあとなあにおける活動報告書の取りまとめ・入力のIT化についての検討を進めた。
事業概要	都道府県ぱあとなあにおける活動報告書の取りまとめ・入力のIT化について、先行して取り組む都道府県社会福祉士会の取組等を参考に、都道府県士会の課題に対応するシステムのあり方について検討し、必要な機能の整理を行った。
具体的活動内容	1　都道府県士会における現状のぱあとなあ活動報告書の取りまとめ・チェック等にかかる現状と課題出しを行った。 2　先行してぱあとなあ活動報告書の入力・提出等についてIT化に取りくんでいる県士会の事例をもとに、日本社会福祉士会が取り組む場合に必要なシステムの機能について検討した。 3　活動報告書IT化意向調査を実施し、都道府県社会福祉士会における活動報告書とりまとめにかかる課題および、活動報告書のIT化に向けた意向を把握した。
今後の課題	2020年12月に実施した意向調査より、大多数（9割以上）の都道府県社会福祉士会において、ぱあとなあ活動報告書の入力や提出催促、不備事項の照会等について、現状の紙ベースでの実施において重い事務負担等の課題を感じていることが明らかとなった。 一方、全国的に整備するぱあとなあ活動報告書のIT化システムの内容及び費用については、説明会の実施など、各都道府県社会福祉士会との十分な説明と意見交換に基づき、さらに詰めて検討する必要がある。

委員会開催状況	**主　な　協　議　内　容**
第１回：10月11日 第２回：11月28日 第３回：2月7日	第１回:都道府県社会福祉士会におけるぱあとなあ活動報告の現状と課題、ぱあとなあ活動報告書のIT化について、他 第２回：ぱあとなあ活動報告書システム化について、他 第３回:ぱあとなあ活動報告書システム化について（ぱあとなあ活動報告書意向調査について、システム化に必要な機能・配慮事項について）、他

公益社団法人日本社会福祉士会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:法人としての社会福祉士会の成年後見制度への関わり検討プロジェクトチーム
○委員長名:星野美子 委員数：7名（委員長を除く）

委員会の設置目的	2018年度に都道府県社会福祉士会が行う法人後見にて起きた不祥事を受け、本会で法人後見実施都道府県に対し緊急調査を実施したところ、都道府県社会福祉士会の法人後見の運営上の課題が明らかになるとともに、本会の法人後見ガイドラインについても改正が必要であることが指摘された。 2019年度の法人後見ガイドライン見直し検討プロジェクトの検討を受け、2020年度には、法人後見ガイドラインを「都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関する細則」として改正するための検討を行った。また、多様な後見受任の形態がでてきている中で、都道府県社会福祉士会の成年後見制度への関わりのあり方について検討を行った。
事業概要	法人後見ガイドラインを「都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関する細則」として改正するための検討を行った。また、都道府県社会福祉士会の権利擁護支援の取り組みの一環として法人後見事業が実施されていること、国の成年後見制度利用促進の政策動向を受け、新たな地域連携ネットワークにおける社会福祉士会の役割を検討する観点から、都道府県社会福祉士会の成年後見制度への関わりのあり方について検討を行った。
具体的活動内容	1　現在の各県士会の取り組み状況を踏まえ、現在の「法人後見ガイドライン」の見直しが必要な箇所について、委員間で分担を行い、細則案の検討を行った。 2　多様な後見受任の形態がでてきている中で、都道府県社会福祉士会の成年後見制度への関わりのあり方を整理し、都道府県ぱあとなあ連絡協議会等にて提案を行った。
今後の課題	会員が所属する法人における法人後見も全国的に広がりを見せており、内容も多様化していることから、これらの実践において実情の把握を行うと共に、2020 年度に示した指標案について、都道府県士会との意見を踏まえ、整理を行う必要がある。

委員会開催状況	**主　な　協　議　内　容**
第１回：7月19日 第２回：9月20日 第３回：12月6日	第１回：都道府県社会福祉士会における法人後見の現状について、法人後見ガイドラインについて（修正案） 第２回：法人後見ガイドラインについて（修正案） 第３回：都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関する細則（案）について、会員が関与する法人後見についての考え方について

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年度　委員会活動　報告書

○委員会名:未成年後見検討プロジェクトチーム　　○委員長名:山崎　智美　　委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	1　都道府県社会福祉士会での未成年後見事業の体制整備を支援するため、未成年後見並びに支援方法の検討を行う
事業概要	1　未成年後見人の名簿登録ならびに報告書に関する都道府県社会福祉士会の支援 2　研修会の開催（未成年後見人養成研修）及びｅ-ラーニング講座の開発 3　今後の未成年後見についての検討（未成年後見人賠償責任保険の検討　等） 4　他専門職団体との連携 5　本PTの終結に向けた協議
具体的活動内容	1　未成年後見人の名簿登録ならびに報告書に関する都道府県社会福祉士会の支援 本PTにて、名簿登録および報告書に関する確認・検討を実施。報告書の確認を踏まえ、権利擁護センターぱあとなあの「活動報告（業務監査）ガイドライン」の参考様式の修正に関する協議を実施。なお、同ガイドラインの修正については、2021年4月理事会で承認を得た後、月報及び県士会MLにて周知する。 2　研修会の開催（未成年後見人養成研修）及びｅ-ラーニング講座の開発 研 修 名：2020 年度未成年後見人養成研修 日　　程：2020 年 11 月 7 日(土)及び 8 日(日)または 28 日(土) 実施方法：Zoom ミーティングによるオンライン研修 申込者数：80 件（定員 80 名） 受講者数：66 名 修了者数：64 名 また、e-ラーニング講座『未成年後見と社会福祉士』の収録を行い、10月2日より配信。なお、同講座の視聴を、本会による「2020年度未成年後見人養成研修」の事前課題として設定し活用。 3　今後の未成年後見についての検討(未成年後見人賠償責任保険の検討　等) 本PTにて協議。未成年後見人補償制度の内容に基づき、社会福祉士賠償責任保険Eプランの加入者が加入できる傷害保険の構築を保険代理店に依頼し対応。 4　他専門職団体との連携 最高裁判所家庭局と専門職団体（本会と日本弁護士連合会、日本司法書士会、リーガル・サポート）による未成年後見に関するWGに、山崎委員長と栗原委員の他、本PT委員が参加。未成年後見にかかる基本的事務及び付加的事務の整理等に関する協議を実施。 5　本 PT の終結に向けた協議 本 PT で協議を行うとともに、関係する委員会等の担当理事とも協議を実施。未成年後見に関する所管は、引き続き権利擁護センターぱあとなあに位置付けるが、必要に応じて、子ども家庭支援委員会等と連携することが確認される。
今後の課題	1　未成年後見人の養成及びフォローアップ 2　未成年後見に関する正会員への支援（報告書のチェック、システム化等） 3　他の専門職団体との連携

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第１回PT（7月5日(日)）	○第１回 PT ・関係省庁からの情報提供 ・2020 年度事業計画について ・研修の運営及び講義要綱の見直しについて
○第２回PT（9月20日(日)）	○第２回 PT ・報告書のチェックについて ・研修の運営及び講義要綱の見直しについて
○第３回PT（3月6日(土)）	○第３回 PT ・最高裁＋三士会による未成年後見 WG 報告 ・研修の振り返りと運営ガイドラインの変更について ・報告書の修正とチェックのポイントについて

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携あり方検討委員会
　親委員会 ○委員長名：山野目　章夫　委員数：22 名（委員長を除く）
○日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携あり方検討委員会
　ワーキング・グループ委員会　○委員長名：上山　泰　　委員数 11 名（委員長を除く）

委員会の設置目的	厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」を実施する。
事業概要	日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況についての実態把握と連携の在り方等について検討を行うとともに、制度間連携に資するツールの開発を行うことを目的に、調査研究事業を実施した。
具体的活動内容	１　ヒアリング調査の実施　（令和２年 11 月～令和３年３月） （１）制度の在り方と制度連携にかかるヒアリング （２）制度連携・制度移行の好事例および特徴のある取組のヒアリング ２　アンケート調査の実施（令和２年 11 月～令和３年２月） ３　調査分析、制度・連携の在り方、連携方法に関する研究（通年） ４　連携に資するツールの開発（令和３年１月～３月） ５　成果物（事業報告書）の作成（令和３年２月～３月） ６　１～５を検討する委員会の開催（令和２年 10 月～令和３年３月） 親委員会（３回)、ワーキング・グループ委員会（３回）
今後の課題	今回の調査研究事業において、日常生活自立支援事業等関連制度の現状と課題については、アンケート調査、ヒアリング調査より多角的に明らかにし、課題整理を行うことができた。 今後、各自治体・中核機関・社会福祉協議会・関係相談機関において、制度の特徴と連携の在り方が周知・共有され、権利擁護の支援を必要とする方が円滑な制度利用につながることが求められる。

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
＜親委員会＞ 第１回：2020年10月31日（合同） 第２回：2021年1月25日 第３回：2020年3月29日 ＜ワーキング・グループ委員会＞ 第１回：2020年10月31日（合同） 第２回：2020年11月6日 第３回：2021年3月10日 （全てオンライン（ZOOM）開催）	＜親委員会＞ 第１回：・日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業への期待と調査で明らかにすべきことについて ・調査について（調査設計の整理案、調査票案について） 第２回：・調査について（ヒアリング調査、アンケート調査） 第３回：・日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の連携の在り方等についての調査研究事業」報告書骨子案について ＜ワーキング・グループ委員会＞　（第１回は親委員会と合同） 第２回：・調査について（ヒアリング調査、アンケート調査） ・今後の検討に向けて（制度連携の検討とツールの開発） 第３回：・調査について（ヒアリング調査、アンケート調査） ・成果物について

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年度　委員会活動　報告書

○委員会名:権利擁護推進あり方検討委員会　　○委員長名:安藤　千晶　　委員数:7名(委員長を除く)

委員会の設置目的	本会及び都道府県社会福祉士会は、虐待の解消と高齢者、障害者が安心して安全な生活を送ることを目的とした生活の再構築のために適切な虐待対応がなされるよう、虐待対応の責任主体である自治体支援を行っている。高齢者及び障害者の虐待対応にあたる自治体の対応力の向上は喫緊の課題と言われており、引き続きの自治体支援が必要な状況にあるため、委員会を設置する。
事業概要	1　虐待防止を中心とした権利擁護関連施策の動向を的確に把握し、本会及び都道府県社会福祉士会の果たす役割を明確にするための情報収集、分析、発信を行う。 2　都道府県社会福祉士会の活動実態を把握し、虐待対応にかかる課題の検討を経年的に行う。把握したエビデンスをもとに、調査研究・政策提言・研修プログラムの検討を行う。
具体的活動内容	1　虐待対応をめぐる課題の検討 （1）高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の改正を視野に入れた、本会意見の検討 （2）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の見直し等に関する意見の取りまとめ 2　虐待対応専門職チームの活動の蓄積と促進に向けた検討 （1）虐待対応にかかる標準研修及び専門職チームに関する実績報告（2019年度分）の取りまとめ （2）都道府県社会福祉士会にプログラム提供した「養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修」「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応現任者標準研修」の支援 3　他団体との連携 （1）日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会との個別協議の開催 （2）第４回虐待対応専門職チーム経験交流会の開催
今後の課題	1　権利擁護関連施策の動向の的確な把握、本会及び都道府県社会福祉士会の果たす役割を明確にするための情報収集、分析、発信が必要である。特に、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の改正を視野に入れた意見を検討する。 2　自治体において、虐待の解消と高齢者、障害者が安心して安全な生活を送ることを目的とした生活の再構築のために適切な虐待対応がなされるよう、これまでに本会及び都道府県社会福祉士会が実施してきた、虐待対応の責任主体である自治体支援を今後も継続することが必要である。特に、都道府県社会福祉士会における専門職チームの体制整備として、「虐待対応専門研修～アドバイザーコース～」を実施する。 3　日本弁護士連合会とともに開催した第４回虐待対応専門職チーム経験交流会を振り返りつつ、アドバイザーとしての立ち位置を改めて確認するとともに、各地における虐待対応の活動経験についての情報交換と通じて、各地における活動の推進を図り、市町村などにおける虐待対応力向上に向けた一層の支援につなげられるよう、日本弁護士連合会や関係団体との連携を実施する。

委員会開催状況	主な協議内容
○第１回委員会（5月31日（日））	○第１回委員会 ・2020年度委員会事業の見直し ・専門職チームの活動状況に関する実態把握及び支援
○第２回委員会（7月12日（日））	○第２回委員会 ・第４回虐待対応専門職チーム経験交流会
○第３回委員会（9月27日（日））	○第３回委員会 ・都道府県ぱあとなあ連絡協議会 ・高齢者虐待防止法の改正を視野に入れた意見の検討
○第４回委員会（12月13日（日））	○第４回委員会 ・2021年度事業計画・予算について ・第４回虐待対応専門職チーム経験交流会
○第５回委員会（1月31日（日））	○第５回委員会 ・高齢者虐待防止法の改正を視野に入れた意見の検討 ・第４回虐待対応専門職チーム経験交流会

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業
○委員長名:髙橋紘士　委員数:11名(委員長を除く)

委員会の設置目的	令和２年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）の交付を受け、高齢者虐待対応における深刻度の判断基準、緊急性の概念について策定することを目的に設置する。

事業概要

１　高齢者虐待対応状況調査結果の精査
２　サンプル調査
３　ヒアリング調査
４　深刻度の判断基準、緊急性の概念について策定

具体的活動内容

１　高齢者虐待対応状況調査の精査

厚生労働省が行う法に基づく対応状況調査の虐待事案における深刻度とその内容を令和元年度実施平成 30 年度法に基づく対応状況調査回答から、具体的な虐待の内容の記載があるものを抽出し、虐待類型別に養介護施設従事者による虐待と養護者による虐待の整理を行った。

２　サンプル調査

都道府県及び市町村の策定している高齢者虐待対応マニュアル、対応フロー及び当該自治体における虐待対応の深刻度の判断基準、緊急性について調査を行った。

３　ヒアリング調査

令和２年10月中旬～11月にサンプル調査対象又は協力の得られる自治体を対象に11カ所を選定し、深刻度の判断及び緊急性について、対面又はオンラインによるヒアリング調査を行った。

１～３の調査結果を踏まえ、深刻度の判断基準、緊急性の概念について策定した。策定した試案については、自治体及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応担当者に調査票による意見聴取を行い、研究委員会としての判断基準案の検討を行った。

４　深刻度の定義、活用等

深刻度の定義は、高齢者虐待における深刻度を「被虐待者が虐待によって被害を受けた程度」とし、生命や心身面、経済面等への影響度合い（被害の程度）を示す指標として整理した。区分は４段階区分とする指標を提案し、４段階の深刻度区分は、１（軽度）、２（中度）、３（重度）、４（最重度）とし、それぞれの深刻度区分の判断に関する基本的な考え方は、1（軽度）は本人意思を無視した行為、介護者の都合に合わせたケアが行われている、高齢者に軽度の被害・影響が生じている状態、2（中度）は虐待行為が繰り返されている、生活継続に支障が出ている状態、3（重度）は重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている、4（最重度）は生命・身体・生活の危機的状況とした。

今後の課題

法に基づく対応状況調査における深刻度は既存の５段階から４段階への変更を提案した。変更にあたっては、以下の３点について提言している。
１　変更についての周知
２　マニュアル及びツールの整備
３　研修の実施

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第１回委員会（9月13日（日）） ○第２回委員会（10月30日（金）） ○第３回委員会（12月11日（金）） ○第４回委員会（1月30日（土）） ○第５回委員会（3月7日（日））	○第１回委員会 ・高齢者虐待対応状況調査の精査 ・サンプル調査 ・ヒアリング調査 ○第２回委員会 ・ヒアリング調査 ・用語について ・判断基準について ・サンプル調査 ○第３回委員会 ・ヒアリング調査について ・「深刻度」の判断基準、「緊急性」の概念整理 ・スケジュール ○第４回委員会 ・「深刻度」の判断基準、「緊急性」の概念整理 ・報告書について ○第５回委員会 ・「深刻度」の判断基準、「緊急性」の概念整理 ・報告書について

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式
○委員長名:プロジェクト委員会　菊地　和則、作業部会　安藤　千晶
　委員数:プロジェクト委員会9名(委員長除く)、作業部会7名(委員長除く)

委員会の設置目的	厚生労働省老健局委託事業「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」を受託し、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査について、都道府県、市町村からの回答データを集計・精査するとともに、虐待の発生・増減要因等を分析するとともに、都道府県、市町村における虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備に向けた取組事例を収集するために設置した。
事業概要	１　高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査 ２　高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査の結果を基にした取組事例収集
具体的活動内容	１　高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査 （１）高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査等の集計及び要因分析 法に基づく対応状況調査結果について、「虐待の発生・増減要因や経年変化による傾向等」、「虐待の様態及びハイリスク要因の分析」、「虐待対応における課題抽出」、「その他虐待の未然防止・早期発見・適切な対応に資するデータ分析」について分析を行った。 （２）地方公共団体の体制整備状況や促進要因抽出を目的とした分析の実施 法に基づく対応状況調査データを利用し、地方公共団体の体制整備状況や促進要因を抽出する。また、都道府県における施策・体制と、管内市区町村の体制整備状況や法に基づく対応状況と対応件数や対応事例の様態との相関関係について分析を行った。 （３）法に基づく対応状況調査の課題及び次年度以降の調査票等の検討 法に基づく対応状況調査における詳細な虐待の実態把握・要因分析や市区町村の体制整備の充実強化に向けた次年度以降の調査票等について検討し、修正案について提案を行った。 ２　高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査の結果を基にした好事例収集 法に基づく対応状況調査データから都道府県及び市町村における高齢者虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備等に向けた取組み事例について収集した。 回答データの集計・分析結果等及び収集した事例も参考にしながら、市区町村における虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備に向けて実現可能な施策の検討及び提言を行った。
今後の課題	１　自治体における高齢者虐待対応体制の整備にかかる提案 （１）複雑な事案に対応し、養護者支援及び終結のあり方を具体的にするため、広域的な体制を整える必要がある （２）従事者等による虐待対応及び再発予防のための体制整備を充実させる必要がある （３）重篤事案および死亡事案における検証会議を実施し、その結果を共有、再発防止に努める体制を整備する必要がある ２　法に基づく対応状況調査に関する提案 （１）調査項目の追加等に関する提案 （２）今後の調査方法等に関する提案

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
【プロジェクト委員会】	
○第１回委員会（2020年8月28日（金））	○法に基づく状況調査の分析及び取組事例収集の検討
○第２回委員会（2020年9月22日（火・祝））	○法に基づく状況調査の中間報告について
○第３回委員会（2020年12月23日（水））	○法に基づく状況調査の調査分析について
○第４回委員会（2021年2月9日（火））	○法に基づく状況調査の報告書掲載内容について
【作業部会】	
○第１回委員会（2020年7月23日（木））	○法に基づく状況調査の分析及び取組事例収集の検討
○第２回委員会（2019年9月6日（日））	○法に基づく状況調査の分析及び課題についての検討
○第３回委員会（2020年10月9日（金））	○取組事例収集のためのヒアリングについて
○第４回委員会（2020年12月3日（木））	○取組事例収集のためのヒアリング結果について
○第５回委員会（2021年1月14日（木））	○取組事例収集のためのヒアリング結果検討、調査票修正
○第６回委員会（2021年2月25日（木））	○報告書掲載内容について

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年度　委員会活動　報告書

○委員会名:地域包括ケア推進委員会　　○委員長名:竹田　匡　　委員数:7名(委員長を除く)

委員会の設置目的	それぞれの地域においてその人らしく生きることを支える社会福祉士へ直接的又は間接的な支援並びに配置拡大等に向けた検討を図り、地域共生社会の実現に資するために設置。
事業概要	1　コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的研究の実施 2　オンラインを活用した情報交換・発信・収集の企画運営
具体的活動内容	**1　コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的研究の実施** （1）目的 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の相談支援機能の維持又は展開を可能とするソーシャルワーク実践のあり方を明らかにし、コロナ禍等における相談支援機能の維持又は発展の要因を明らかにすること。 （2）調査方法 1）基礎的調査 ①調査協力者 主として地域包括支援センター、相談支援事業所、生活困窮者自立支援機関に所属し、相談支援機能を担う社会福祉士を対象とし、調査協力者の選定については、ⅰ都道府県社会福祉士会を介した個人会員への協力依頼、ⅱ本調査研究関係者等への協力依頼の方法で行った。 ②調査項目 ・基本情報：都道府県士会、地区町村、所属機関名、役職/職種、回答者氏名 ・地域の人口、新型コロナウイルス感染症陽性者数 ・コロナ禍におけるソーシャルワーク実践 ・成果、課題について等 ③調査方法は質問紙調査とし、メール等で配布し、回収はメール又はファックスにて行った。調査期間は2020年8月17日～9月23日、回答者数は122名 2）ヒアリング調査 ①ヒアリング対象者 基礎的調査で収集された回答を分析し、新型コロナウイルス感染防止とソーシャルワーク実践の両立に資する5事例。 ②ヒアリング項目 ・課題/取り組みの発端/状況をどのように捉えたか（アセスメント） ・その課題の解決/状況の改善のためにどのような取り組みを行ったか。・展開について ・ソーシャルワーカーとしてどのように判断したか （3）調査結果 ①基礎的調査からみえてきたもの ・利用者・家族・地域住民・福祉活動に関わるインフォーマルな支援者・専門職が晒される不安に対してどのように整理し、新型コロナウイルスを「正しく恐れ」有効な感染予防体制を取り、感染予防を備えた日常生活/支援活動を行っていくかという課題に直面する。 ・コロナ禍では社会的孤立によって心理的にはストレスが高まり、身体的にはフレイルの危険性が高まり、社会的には社会生活の制約が起こり、総合的にQOLが低下するという状況追い込まれやすくなる。 ・ソーシャルワーカーはアウトリーチ・利用者と対面してのニーズ把握が困難になり、関係機関・職種間の連携/協働/ネットワークによる支援が展開しにくくなる。そのような状況の中、どのように相談支援活動を継続していくか、生活課題に加え、コロナ禍で生まれた新たな課題にどのように支援していくか。 ②何をしていくのか ・対利用者・家族、対地域住民、対所属法人・機関、対自治体等に対する相談支援活動の必要性を求め、個別の相談支援活動を継続的に展開していくこと。 ・地域共通課題の発見、関係機関間の調整や自治体との協働作業による克服していく取り組

み、新たなルールづくりや社会資源開発へと至ることができるよう、リモート、あるいは感染予防策を徹底した対面等で連携・協働の場を維持していくこと。
・コロナ禍以前には生活課題を抱えていないように見えた人たちが、コロナ禍で経済的困窮や社会的孤立へと追い込まれる状況があった。ケース発見やアウトリーチ等、相談支援活動の重要性を再認識。
・利用者との接触を絶やさないような取り組み、ストレスフルな状況に置かれた利用者・家族を理解していこうとする視点、関係機関や自治体との連携・協働を止めないような取り組みをすること。
・ソーシャルワーカー自身に対するサポート
③ヒアリング調査
・コロナ感染に関するアンケートを実施し、その結果を自立支援協議会専門部会のリモートを活用して取り組んだ機関相談支援センターの事例
・広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会の活動
・緊急事態宣言下で自宅でも体操に取り組めるようＣＡＴＶ等を活用した介護予防体操の配信につなげた地域包括支援センターの事例（委託型地域包括支援センター）
・地域活動における感染症予防啓発と対策支援（委託型地域包括支援センター）
・コロナ禍におけるテレワークの試行と指針化（委託型地域包括支援センター）
・コロナ禍でもつながり続けるために関係機関と連携して活動するＮＰＯの事例
ヒアリング事例に共通することとして、ニーズの変化に気づくスキル、日頃からのネットワーク構築と活用、社会を変革するソーシャルワークが見られた。

（4）まとめ
都道府県社会福祉士会等を介して行った基礎的調査を元にしているため、全てのソーシャルワーク実践を網羅したものではないが、緊急事態宣言下におけるソーシャルワーク実践の共通性と変化を含む取り組みを把握しコロナ禍におけるソーシャルワーク実践についてまとめることができた。

2　オンラインを活用した情報交換・発信・収集の企画運営（zoom 情報交換会の実施）

（1）テーマ：相談支援場面（①アウトリーチの現状と課題、今後の展開について、②関係機関との連携の現状と課題、今後のあり方について）
（2）開催日：2020 年 6 月 21 日（日）13：00～15:00
（3）方　法：zoom ミーティング
（4）参加者：19 人

今後の課題

1　クライエントの多くには、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい人もいるため、より一層の感染症拡大防止とソーシャルワークの両立が課題である。

2　オンラインによる活動、可能性について

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第１回委員会（4月25日（土）） ○第２回委員会（5月31日（日）） ○第３回委員会（7月24日（金・祝）） ○第４回委員会（11月8日（日）） ○第５回委員会（11月26日（木）） ○第６回委員会（12月12日（土）） ○第７回委員会（2月4日（木）） ○第８回委員会（3月11日（木））	○第１回委員会　・新型コロナウイルス感染拡大に伴う国等へ要望すべき事項の意見・提案について等 ○第２回委員会　・オンラインを活用した情報交換・発信・収集の企画・運営について等 ○第３回委員会　・オンラインを活用した情報交換・発信・収集の企画・運営について等 ○第４回委員会　・コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査について等 ○第５回委員会　・コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査について等 ○第６回委員会　・コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査について等 ○第７回委員会　・コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査について等 ○第８回委員会　・コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査について等

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:子ども家庭支援委員会　　○委員長名:栗原　直樹　　委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	1　子どもの権利擁護を推し進めるための地域を基盤としたソーシャルワーク展開の検討を行うとともに、地域の実情に応じた人材育成方法の検討と人材養成のための研修会の実施等を行う。 2　スクールソーシャルワークに関するプロジェクトチームを設置し、スクールソーシャルワーカーの養成のあり方、都道府県社会福祉士会の支援方法を検討する。
事業概要	1　研修会の開催（児童家庭支援ソーシャルワーク研修） 2　児童虐待の防止等への対応を検討 3　地域を基盤とした子どもの権利擁護を推し進めるための人材育成のあり方の検討 4　民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）に伴う課題の検討 5　スクールソーシャルワークプロジェクトチームの開催 6　国・他団体の会議への参画
具体的活動内容	1　研修会の開催 研 修 名：2020 年度児童家庭支援ソーシャルワーク研修 日　　程：2021 年 2 月 6 日(土)～7 日(日) 実施方法：Zoom ミーティングによるオンライン研修 申込者数：144 件（定員 140 名） 受講者数：138 名 修了者数：92 名 2　児童虐待の防止等への対応を検討 国のWG等の動向について、情報収集を行い、委員会にて協議。また、日本ソーシャルワーカー連盟の構成団体と連携し、研修の企画、開発を実施。 3　地域を基盤とした子どもの権利擁護を推し進めるための人材育成のあり方の検討 国のWG等の動向について、情報収集を行い、委員会にて協議。また、日本ソーシャルワーカー連盟の構成団体と連携し、研修の企画、開発を実施。 4　民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）に伴う課題の検討 委員会にて協議を行い、本委員会からの提案から本会及び日本医療社会福祉協会との共同声明を発出。 5　スクールソーシャルワークプロジェクトチームの開催 （1）スクールソーシャルワークプロジェクトチームの設置 （2）2020年度スクールソーシャルワーク全国実践研究集会の実施 （3）2020年度スクールソーシャルワーク担当者意見交換会の実施 （4）「スクールソーシャルワーク実践ガイドライン」の制作にかかる協議と公表 } 詳細はPTの報告書に記載 6　国・他団体の会議への参画 （1）子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ（厚生労働省）に栗原委員長が出席 （2）いじめ防止対策協議会（文部科学省）に栗原委員長が出席 （3）厚生労働省が推進する「児童虐待防止推進月間」の協力団体として登録

今後の課題	1　児童虐待の防止や早期対応、地域での関係機関連携ができるソーシャルワーカーの養成

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第１回委員会（5月31日(日)） ○第２回委員会（10月21日(水)） ○第３回委員会（1月14日(水)）	○第１回委員会 ・国 WG の報告、関係省庁からの情報提供 ・2020 年度事業（主に研修）の実施について ・コロナ禍を踏まえた国への要望書の提出について ○第２回委員会 ・国 WG の報告、本会の活動にかかる情報共有 ・未成年後見の最高裁＋三士会協議報告と協議 ・e-ラーニングの作成にかかる協議 ・研修のオンライン化にかかる協議 ○第３回委員会 ・国 WG の報告、関係省庁からの情報提供 ・オンライン研修の実施・運営にかかる協議 ・2021 年度の事業計画等に関する協議

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:スクールソーシャルワークプロジェクトチーム　○委員長名:栗原　直樹　　委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	1　スクールソーシャルワーカーの養成方法や現職者支援のあり方、また、都道府県社会福祉士会のスクールソーシャルワーク活動の活性化、行動化を促進するため、以下の検討を行う。
事業概要	1　スクールソーシャルワーク全国実践研究集会の開催 2　都道府県社会福祉士会スクールソーシャルワーク担当者の意見交換会の開催 3　都道府県社会福祉士会スクールソーシャルワークに関するアンケート調査 4　スクールソーシャルワークに関する実践ガイドラインの作成 5　スクールソーシャルワーカーの待遇改善等に向けた政策提言活動
具体的活動内容	1　スクールソーシャルワーク全国実践研究集会の開催 日　　程：2020 年 10 月 29 日(日) 実施方法：Zoom ウェビナーによるオンライン形式 申込者数：389 件（定員 150 名） 受講者数：313 名 修了者数：283 名 2　都道府県社会福祉士会スクールソーシャルワーク担当者の意見交換会の開催 日　　程：2020 年 8 月 23 日(日) 実施方法：Zoom ミーティングによるオンライン形式 参 加 者：31 正会員からの参加者推薦をもって実施 内　　容：スクールソーシャルワーク実践ガイドラインの説明及び意見交換会の場として実施。 3　都道府県社会福祉士会スクールソーシャルワークに関するアンケート調査 意見交換会の協議や情報共有の結果を踏まえ、スクールソーシャルワーク実践ガイドラインの作成に関する意見や都道府県内での活動、指針やツール等に関するアンケート調査を実施。 4　スクールソーシャルワークに関する実践ガイドラインの作成 本 PT での協議及び意見交換会並びにアンケート調査の結果を踏まえて、改めて協議検討を行い、10 月 26 日に、本会ホームページ及び県士会 ML 等にて、公表及び周知を行った。 5　スクールソーシャルワーカーの待遇改善等に向けた政策提言活動 （1）本会による「2022 年度予算・制度に関する提案書」に児童福祉関係の要望の協議を実施し、スクールソーシャルワーカーの待遇改善等の要望を継続する。 （2）上記の他、コロナ禍による影響を踏まえて、文部科学省宛てに「休校後の対応及び学生支援緊急給付金事業について」の要望書を提出。
今後の課題	1　スクールソーシャルワーク実践ガイドラインの解説書の制作・出版について 2　スクールソーシャルワーク実践ガイドラインに基づくスクールソーシャルワーク実践アドバイザーの養成について 3　スクールソーシャルワーカーの待遇改善等に向けた政策提言活動等について

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第１回PT（5月31日(日)）	○第１回 PT ・国 WG の報告、関係省庁からの情報提供 ・2020 年度事業の実施について ・コロナ禍を踏まえた国への要望書の提出について
○第２回PT（8月10日(月)）	○第２回 PT ・国 WG の報告、本会の活動にかかる情報共有 ・SSW 全国実践研究集会、担当者意見交換会に関する協議 ・SSW 実践ガイドラインの制作に関する協議
○第３回PT（10月12日(月)）	○第３回 PT ・国 WG の報告、関係省庁からの情報提供 ・SSW 担当者意見交換会の振り返り ・SSW 全国実践研究集会の運営に関する協議 ・SSW 実践ガイドラインの制作に関する協議
○第４回PT（1月19日(火)）	○第４回 PT ・国 WG の報告、関係省庁からの情報提供 ・2021 年度事業計画にかかる協議 ・実践ガイドラインの解説書の制作・出版に関する協議
○第５回PT（2月16日(火)）	○第５回 PT ・国 WG の報告 ・実践ガイドラインの解説書の制作・出版に関する協議

公益社団法人日本社会福祉士会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:生活困窮者支援委員会　　○委員長名:島崎　義弘　　委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	本委員会は、貧困問題の解決に向け、全ての生活困窮状態にある方(ホームレス状態等の安定した住まいを有しない方、要保護者等含む)の生存権保障の実現とその権利擁護にかかわる情報収集活動、国等への政策提言活動、支援活動を担う社会福祉士の資質向上に向けた研修会の企画開催活動、関係団体との連携促進活動、現場で活動する社会福祉士の待遇改善を含めた諸活動を行う。
事業概要	1　生活困窮者支援ソーシャルワーク研修の開催 2　生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会の開催 3　主任相談支援員スキルアップ研修のプログラム見直し 4　生活困窮者支援ソーシャルワーク研修の認定社会福祉士研修認証申請の検討 5　国等の施策動向への政策提言
具体的活動内容	1　生活困窮者支援ソーシャルワーク研修の開催 テーマ:断らない相談支援に対応するソーシャルワーカー ～複合的多問題を紐解く手法～ 開催日:２０２０年１１月２３日（月・祝） 会　場:オンライン会議室（Zoom ミーティング） 参加者:５１名 2　生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会の開催 テーマ:重層的支援体制整備事業に向けての取り組み ～断らない相談支援、参加支援、地域づくり支援～ 開催日:２０２１年2月２３日（火・祝） 会　場:オンライン会議室（Zoom ウェビナー） 参加者:３５１名 3　国等の施策同行への政策提言
今後の課題	1　生活困窮者支援ソーシャルワーク研修の認証申請、都道府県士会への研修移管についての検討が必要である。 2　国の同行にあわせた研修等のプログラム検討を行い、個人会員の資質の向上を図ることが必要である。 3　貧困問題の解決に向けて、生活困窮状態にある方の生存権保障の実現と、その権利擁護にかかわる情報収集活動、国等への政策提言を行うことが必要である。

委員会開催状況	**主　な　協　議　内　容**
○第１回委員会（４月２９日（水・祝))	○第１回委員会 ・　２０２０年度事業計画の変更について ・　２０２１予算・制度に関するコロナ対策の要望について
○第２回委員会（６月１４日（日))	○第２回委員会 ・　生活困窮者支援 SW 研修、全国研究集会について
○第３回委員会（７月２６日（日))	○第３回委員会 ・　生活困窮者支援 SW 研修、全国研究集会について
○第４回委員会（９月２７日（日))	○第４回委員会 ・　生活困窮者支援 SW 研修、全国研究集会について ・　2021 年度事業計画・予算について
○第５回委員会（１１月３日（火・祝))	○第５回委員会 ・　生活困窮者支援 SW 研修、全国研究集会について ・　2021 年度事業計画・予算について

公益社団法人日本社会福祉士会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:自殺予防ソーシャルワーク出版プロジェクトチーム
○委員長名:島崎　義弘　　委員数:2名(委員長を除く)

委員会の設置目的	平成28～29年度自殺防止対策事業（厚生労働省）で開発した自殺予防ソーシャルワーク研修のテキストの見直し、改編を行い、書籍化・出版を進める。
事業概要	1　『自殺予防ソーシャルワーク』の出版企画 2　編集会議の開催 3　テキストの見直し、改編作業
具体的活動内容	1　『自殺予防ソーシャルワーク』の出版企画 A5判、約200ページ 出版社：(株) ミネルヴァ書房 予定価格：2,400円（税抜き） 発行年：2021年9月を予定 もくじ(案)： 序　章 なぜ自殺予防がソーシャルワーカーの重要な仕事なのか 第1章 自殺の施策と実態 第2章 自殺が起こる背景の理解 第3章 自殺予防の支援の実際 第4章 社会資源の理解と活用①精神科領域との連携 第5章 社会資源の理解と活用②司法領域との連携 第6章 遺族・支援者への支援 第7章 演習で学ぶ遺族への支援の実際 2　編集会議の開催 3　テキストの見直し、改編作業
今後の課題	・2021年度の発行後の普及、活用について、検討が必要である。

委員会開催状況	**主　な　協　議　内　容**
○編集会議 第１回編集会議（12月2日（水）） 第２回編集会議（1月27日（水））	○第１回委員会 ・発刊に向けた協議 （原稿の更生箇所の確認、スケジュール確認） ○第２回委員会 ・発刊に向けた協議 （原稿の全体確認） ・「2022 年度予算・制度に関する提案書」について

公益社団法人日本社会福祉士会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:リーガル･ソーシャルワーク研究委員会　　○委員長名:山下　康　　委員数:5名(委員長を除く)

委員会の設置目的	司法分野における社会福祉士の職域拡大と実践する社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮できるよう支援を行うことを目的に、リーガル・ソーシャルワーク研究委員会を設置する。
事業概要	1　司法福祉全国実践研究集会の開催 2　リーガル・ソーシャルワーク研修e-ラーニング化の検討 3　司法分野に就労する社会福祉士への支援 4　司法分野における社会福祉士の職域拡大 5　司法福祉に関する課題への取組 6　日本弁護士連合会、精神保健福祉士協会を含む関係機関との連携
具体的活動内容	1　司法福祉全国研究集会の企画・開催 テーマ：これからの司法福祉におけるソーシャルワークとは何か 日　時：２０２１年1月１６日(土) 会　場：オンライン会議室（Zoom ウェビナー） 参加者：２７０名(定員１８０名) 2　司法福祉に関する課題の検討 ・法務省、検察庁に配置された社会福祉士の役割について ・日本社会福祉士会及び日本医療社会福祉協会の連名で「法制審議会少年法の改正にかかる答申に対する声明－18 歳及び 19 歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について－」を公表 3　国・他団体の会議への参画 ・社会福祉士会受託 地域生活定着支援センター研究協議会 ・法務省「社会を明るくする運動」
今後の課題	1　司法分野に就労する社会福祉士への支援 2　司法分野における社会福祉士の職域拡大と地位の確立 3　リーガル・ソーシャルワーク研修 e-ラーニング化の検討 4　日本弁護士連合会、精神保健福祉士協会を含む関係機関との連携

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第１回委員会（５月１６日（土)） ○第２回委員会（７月１１日（土)） ○第３回委員会（１０月１７日（土)） ○第４回委員会（３月１３日（土)）	○第１回委員会 ・２０２０年度の委員会事業計画の見直しについて ・更生支援計画について ○第２回委員会 ・２０２０年度司法福祉全国研究集会について ・司法福祉担当者意見交換会のフィードバックについて ○第３回委員会 ・リーガル・ソーシャルワーク研修の e-ラーニング化 ・２０２１年度事業計画について ○第４回委員会 ・２０２０年度司法福祉全国研究集会の振り返り ・少年法の厳罰化について

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:独立型社会福祉士委員会　　○委員長名:小川　幸裕　　委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	独立型社会福祉士の資質の向上を図り、独立型社会福祉士やその活動を広く社会に周知すること、独立型社会福祉士に関する活動基盤の強化と本会の支援体制の整備、都道府県社会福祉士会との連携および独立型社会福祉士相互の連携を図ることを目的に設置する。

事業概要

1　独立型社会福祉士名簿登録制度の運営
2　独立型社会福祉士名簿更新に必要な「独立型社会福祉士に関する研修等」のe-ラーニング化の検討
3　独立型社会福祉士研修の企画・運営
4　独立型社会福祉士全国実践研究集会の企画・運営
5　独立型社会福祉士へのサポート体制の構築
6　独立型社会福祉士名簿登録者の実習生受入状況の把握及び調査

具体的活動内容

1　独立型社会福祉士名簿登録制度の運営
（1）独立型社会福祉士名簿登録者数　452 名

2　第 17 回 独立型社会福祉士全国実践研究集会の企画・開催
（1）テーマ：コロナ禍におけるソーシャルワーク
ー社会変動をどのように捉え、対応するのかー
（2）開催日：2021 年 2 月 13 日
（3）会　場：オンライン会議室（Zoom ウェビナー）
（4）修了者：163 名

3　2020 年度 独立型社会福祉士研修の企画・開催
（1）開催日：2021 年 2 月 28 日
（2）会　場：オンライン会議室（Zoom ミーティング）
（3）修了者：57 名

4　独立型社会福祉士の実習指導に関するアンケート調査結果分析

今後の課題

1　本会と都道府県社会福祉士会との役割整理および名簿登録者へのサポート体制の構築
2　「独立型社会福祉士に関する研修等」の e-ラーニング化の検討
3　独立型社会福祉士の実習生受入状況の把握及びヒアリング調査
4　独立型社会福祉士名簿登録制度の課題整理

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
○第１回委員会（６月２１日（日））	○第１回委員会 ・独立型社会福祉士の実習指導に関するアンケート調査について ・独立型社会福祉士の名簿登録更新について
○第２回委員会（７月１２日（日））	○第２回委員会 ・第１７回独立型社会福祉士全国実践研究集会について ・２０２０年度独立型社会福祉士研修について
○第３回委員会（１０月４日（日））	○第３回委員会 ・独立型社会福祉士へのサポート体制の構築について ・２０２１年度事業計画について
○第４回委員会（１１月１日（日））	○第４回委員会 ・2020 年度独立型社会福祉士研修について ・第 17 回独立型社会福祉士全国実践研究集会について
○第５回委員会（１月１１（月））	○第５回委員会 ・独立型社会福祉士へのサポート体制の構築について ・独立型社会福祉士研修、全国研究集会について

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:マクロソーシャルワーク出版企画プロジェクト○委員長名:竹田　匡　　委員数:4名(委員長を除く)

委員会の設置目的	マクロレベルのソーシャルワーク実践力向上のための書籍を企画するために設置(中央法規出版主催開催)
事業概要	ソーシャルワーク専門職には、人々の人権を擁護し、社会正義を実現していくために、個人と環境の調整等にとどまらず、社会全体（マクロレベル）の変化を促すソーシャルワーク機能が重要である。 本書籍では、マクロソーシャルワークの範囲を地域社会のレベルではなく、社会経済活動、価値、法制度、差別、偏見等の改革と捉え、マクロレベルのソーシャルワーク実践力向上のため、マクロレベルのソーシャルワークの価値・知識・技術等が体系化された書籍を作成する。
具体的活動内容	1　『マクロソーシャルワーク実践（仮称)』の出版企画 出版社：中央法規出版 発行年：2021年9月を予定 もくじ(案)： 序　章 第1章　マクロソーシャルワークの基盤となる価値と倫理 第2章　マクロソーシャルワークの射程と技術 第3章　マクロソーシャルワークの展開と過程 第4章　マクロソーシャルワークに求められるマクロソーシャルワーク機能 まとめ 2　編集会議の開催
今後の課題	・出版に向けた内容の検討

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
第1回委員会（4月14日（火)） 第2回委員会（9月21日（月)) 第3回委員会（10月10日（土)) 第4回委員会（12月12日（土)) 第5回委員会（2月14日（日))	第1回委員会 ・構成及び内容の確認 ・事例内容と事例執筆者の選定・決定 第2回委員会 ・事例原稿の確認 ・第3章、第4章の具体的な解説内容 第3回委員会 ・事例原稿の確認 ・第3章、第4章の具体的な解説内容 第4回委員会 ・原稿について 第5回委員会 ・原稿について ・今後のスケジュール

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:マクロソーシャルワーク研修企画プロジェクト○委員長名:竹田　匡　　委員数:4名(委員長を除く)

委員会の設置目的	マクロレベルのソーシャルワーク実践力を有する人材育成と確保を図り、各地域における次世代のリーダー育成を目指すためにマクロソーシャルワーク研修（2020年度はプレ研修）を実施する。
事業概要	1　マクロソーシャルワーク研修企画・運営
具体的活動内容	**1　マクロソーシャルワーク研修企画・運営** （1）ねらい 『マクロソーシャルワーク実践（仮)』を用いた研修会。マクロソーシャルワークの範囲を地域社会のレベルではなく、社会経済活動、価値、法制度、差別、偏見等の差別と捉え、マクロレベルのソーシャルワーク実践力を有する人材育成を目的とする。 （2）開催日：2021年2月23日（火・祝） （3）方　法：zoomミーティング （4）参加者：42人 **2　プロジェクト会議の開催**
今後の課題	1　研修認証申請に向けた検討 2　映像教材を含めたマクロソーシャルワーク研修の企画

委員会開催状況	**主　な　協　議　内　容**
○第1回委員会（2月4日（木))	○第1回委員会 ・マクロソーシャルワーク研修企画・運営

公益社団法人日本社会福祉士会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名：生涯研修センター企画・運営委員会　　○委員長名：中田雅章　　委員数：7名（委員長を除く）

委員会の設置目的	生涯研修制度が円滑に運営されるよう、研修プログラムの開発・実施、認定社会福祉士制度との関係調整、基礎研修のメンテナンス等を行う。

事業概要

2020年度は、主に以下の事業を実施した。
１．生涯研修制度における研修プログラムの開発・実施
２．ICT、ｅ-ラーニングの検討
３．制度説明・広報

具体的活動内容

１．生涯研修制度における研修プログラムの開発・実施
(1)スーパーバイザー養成研修（Zoom開催）
・開催日：2020年9月5日～9月6日
・受講者：44名
(2)スーパービジョン実績のための体制整備と運営
・スーパーバイザーフォローアップ研修の運営
・開催日：2021年3月27日
・受講者：32名
(3)基礎研修のメンテナンス
※詳細は、基礎研修講師養成プロジェクトチーム活動報告書を参照

２．e-ラーニングの検討
2020年度は、本委員会として以下のe-ラーニングコンテンツを開発した。
・「社会福祉士に必要な会計・財務マネジメント」千葉　正展 氏
・「ナラティブ・アプローチ」荒井　浩道 氏
・「ソーシャルワークにおけるケアマネジメントの方法」白澤　政和 氏
・「子ども虐待への視点」栗原　直樹 氏

３．制度説明・広報
・全国生涯研修委員会議の開催(10月17日(土)　(Zoom開催))参加者：63名（47県士会）
・生涯研修センター協議会の開催(6月6日(土)、11月15日(日)（Zoom開催））

今後の課題

・生涯研修制度が、個人の会員の身近な制度となるように、引き続きの生涯研修制度の見直し、研修体制の整備が必要である。
・コロナ禍における研修実施について、都道府県社会福祉士会に対して情報提供等を実施していく必要がある。

委員会開催状況	主な協議内容
第１回　2020年5月17日(日) 第２回　2020年6月21日(日) 第３回　2020年7月12日(日) 第４回　2020年9月13日(日) 第５回　2020年10月4日(日) 第６回　2020年11月15日(日) 第７回　2021年1月17日(日) 第８回　2021年2月7日(日) 第９回　2021年3月21日(日)	・生涯研修制度の見直しについて ・スーパーバイザー養成研修について ・スーパーバイザー登録後の活動について ・スーパービジョンコーディネートについて ・e-ラーニングについて ・生涯研修センター協議会について ・全国生涯研修委員会議について ・基礎研修について ・社会福祉士実習指導者講習会関連事項 ・オンライン研修について ・生涯研修制度単位認定審査について

公益社団法人日本社会福祉士会

2020年度　委員会活動　報告書

○プロジェクト名：実習指導者講習会講師養成プロジェクトチーム
○リーダー名：田上　明　　メンバー数：5名（リーダーを除く）

プロジェクトの設置目的	都道府県社会福祉士会において実施している社会福祉士実習指導者講習会の質の担保が図れるよう支援を行う。 社会福祉士養成の新カリキュラムの見直しに合わせた、社会福祉士実習指導者講習会のテキスト、レジュメ集の開発、実習指導者講習会講師予定者研修会開催のための検討を行う。
事業概要	2020年度は、以下の事業を実施した。 1．社会福祉士実習指導者講習会のテキスト、レジュメ集の開発に向けた検討 2．社会福祉士実習指導者講習会講師養成を行うための検討 3．各都道府県社会福祉士会で実施する社会福祉士実習指導者講習会のフォローアップ
具体的活動内容	1．社会福祉士実習指導者講習会のテキスト、レジュメ集の開発に向けた検討 社会福祉士養成の新カリキュラムの見直しに合わせて、新たな社会福祉士実習指導者講習会のテキスト、レジュメ集の開発が必要となってくる。そのために、検討のためのチームメンバーや、新カリキュラムの見直しに合わせた開発スケジュールについて検討を行った。 2．社会福祉士実習指導者講習会講師養成を行うための検討 社会福祉士養成の新カリキュラムの見直しに合わせて、新たな社会福祉士実習指導者講習会のテキスト、レジュメ集を開発後、各都道府県社会福祉士会を対象とした講師養成研修の実施が必要となってくる。そのために、講師養成研修の在り方や、実施スケジュール等について協議を行った。 3．各都道府県社会福祉士会で実施する社会福祉士実習指導者講習会のフォローアップ 各都道府県社会福祉士会で実施する社会福祉士実習指導者講習会のフォローアップのために、レジュメ集の販売、レジュメデータ及び実施の手引きの提供、各都道府県社会福祉士会の開催情報のホームページ掲載等を行った。
今後の課題	・社会福祉士養成の新カリキュラムの見直しに合わせて、新たな社会福祉士実習指導者講習会のテキスト、レジュメ集を行い、講師養成研修の開催が必要である。 ・社会福祉士実習指導者講習会の検討にあたっては、社会福祉士実習演習担当教員講習会を検討する、日本ソーシャルワーク教育学校連盟とも連携しながら検討を進めていくことが必要である。

会議開催状況	主な協議内容
【プロジェクト会議】 第1回：2020年11月28日（土） 第2回：2020年12月20日（日） 第3回：2021年1月31日（日） 第4回：2021年2月21日（日） 第5回：2021年3月21日（日）	・本プロジェクトの進め方について ・実習指導者テキストの見直しについて ・実習指導者講師養成研修について ・日本社会福祉士会全国大会 社会福祉士学会（山形大会）における特別分科会について

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○プロジェクト名：基礎研修教材開発プロジェクトチーム
○リーダー名：中田　雅章・山崎　智美　　メンバー数：3名（リーダーを除く）

プロジェクトの設置目的	各都道府県社会福祉士会（以下「各県士会」という）において、質の高い基礎研修を開催することができるよう、生涯研修センター企画・運営委員会のプロジェクトチームとして基礎研修の講師養成研修の開催、研修ツールの開発を行うことを目的とする。
事業概要	2020年度は、以下の事業を実施した。 1．基礎研修テキスト改訂、運営マニュアル、ワークブックの見直し 2．基礎研修【e-ラーニング一部導入】研修認証申請 3．基礎研修を実施する各都道府県社会福祉士会の講師養成 4．上記事業を行うためのプロジェクト会議の開催
具体的活動内容	1．基礎研修テキスト改訂、運営マニュアル、研修資料の見直し 2021年度から使用する「基礎研修テキスト」の一部改訂をした。また改訂にともない、都道府県社会福祉士会に配布する研修運営マニュアル、ワークブックの内容の見直しをした。 2．基礎研修【e-ラーニング一部導入】研修認証申請 2019年度に既に認証された「実践評価・実践研修系科目」を除く、全ての基礎研修科目の「基礎研修【e-ラーニング一部導入】」の研修認証申請をし、認証を得た。また、2021年度からの本格的なe-ラーニング導入にむけて、基礎研修の各講義のe-ラーニングコンテンツの作成を進めた。 3．基礎研修を実施する各都道府県社会福祉士会の講師養成 各県士会において基礎研修Ⅰ～Ⅲを実施するため、試験センターの助成金を受けて、2020年度基礎研修講師養成研修を開催した。zoomを活用し2日間にわたり全ての科目についてテキストの改訂内容、講義のポイント等についての講義をした。 開催日：2021年2月13日(土)、14日(日)　　受講者：169名
今後の課題	・基礎研修【e-ラーニング導入】の質問対応、研修運営等の課題を明確化し対応していく必要がある。 ・アップロード中のe-ラーニングコンテンツの更新を、今後どのように行うか検討の必要がある。

会議開催状況	**主　な　協　議　内　容**
【プロジェクト会議】 第１回：2020年6月13日（土） 第２回：2020年8月29日（土） 第３回：2020年11月1日（日） 第４回：2021年 2月1日（月） 第５回：2021年3月21日（日）	【プロジェクト会議】 ・「基礎研修テキスト」改訂、e-ラーニングについて ・「基礎研修テキスト」改訂、e-ラーニングについて ・「基礎研修テキスト」改訂について（編集会議） ・2020年度基礎研修講師養成研修について ・基礎研修講師養成研修振り返り、来年度の事業について

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:認定社会福祉士登録推進委員会　　○委員長名:橋 典孝　　委員数:3 名(委員長を除く)

委員会の設置目的	認定社会福祉士の登録に係る事務および情報管理、ホームページ上での登録名簿の公開、広報等を行う。 2025 年度に認定社会福祉士登録者 7,000 名を目指し、認定社会福祉士制度の普及・定着を目的とした活動の検討及び実施する。
事業概要	2020 年度は、主に以下の事業を実施した。 1．認定社会福祉士の登録にかかる事務 2．認定社会福祉士登録者の情報管理 3．認定社会福祉士の公表（本会ホームページへの掲載） 4．認定社会福祉士の登録に関する広報活動（制度説明、研修情報の提供） 5．認定社会福祉士に関する規程類の見直しについて 6．認定社会福祉士認証・認定機構への課題提起内容の検討 7．認定社会福祉士制度との関係調整
具体的活動内容	1．認定社会福祉士登録に係る事務 ・新規登録申請書類の受付及び申請内容の確認を行い、登録者名簿を作成した。（新規 4 名、更新 38 名） ・認定社会福祉士登録証を交付した。 2．認定社会福祉士登録者の情報管理 ・登録者の名簿情報の管理及びメンテナンスを行った。（登録者 956 名） 3．認定社会福祉士の公表（本会ホームページへの掲載） ・認定社会福祉士登録者を本会ホームページにおいて公表した。 4．認定社会福祉士の登録に関する広報活動（制度説明、研修情報の提供） ・認定社会福祉士登録者宛てに、更新方法および要件について、通知を送付した。 5．認定社会福祉士に関する規程類の見直しについて ・認定社会福祉士の登録証再交付に関する細則及び再交付申請書の改正を行った。 6．認定社会福祉士認証・認定機構への課題提起内容の検討 ・認定社会福祉士認証・認定機構への課題提起内容について検討した。 7．認定社会福祉士制度との関係調整 ・認定社会福祉士認定研修の受託・開催 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2021 年 4 月 24 日～25 日に実施。
今後の課題	2025 年度に認定社会福祉士登録者 7,000 名の目標が達成できるよう、引き続き認定社会福祉士制度の普及・定着を目的とした活動の検討及び実施が必要である。 そのために、認定社会福祉士登録者の声を聞くフォーカスグループインタビューの実施し、認定社会福祉士の登録に関する課題を把握・改善を提案していくことや、認定社会福祉士の新規登録者、更新者の数を増やすために、認定社会福祉士登録機関のホームページのコンテンツを常にブラッシュアップしていくことも必要である。 また、認定社会福祉士認証・認定機構をはじめ、(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟などの関係機関と連携し、さらなる改善を図れるよう働きかけを行うことが必要である。

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
【委員会】 第１回：2020年8月2日（日） 第２回：2020年10月11日（日） 第３回：2020年12月6日（日） 第４回：2021年3月6日（土）	・認定社会福祉士関する規程類の見直しについて ・認定社会福祉士登録を推進するための活動について ・認定社会福祉士の制度的任用に向けた活動について ・職能団体におけるスーパービジョンコーディネートについて ・認定社会福祉士名簿登録審査の進め方について

公益社団法人日本社会福祉士会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:現任研修見直し委員会　　○委員長名:中田雅章　　委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	「地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業」(令和２年度社会福祉推進事業)において、現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるための教材開発と試行研修の実施、今後の研修の全国展開に向けた検討等を目的として「現任研修見直し委員会」を設置する。
事業概要	１．試行研修の実施 ２．試行研修受講者へのアンケート調査及びフォーカスグループインタビューの実施 ３．研修で使用する映像教材の開発 ４．全国展開に向けての検討
具体的活動内容	１．試行研修の実施 研修プログラムの検討にあたり、次の手順で検討を行った。 ・[Step１] 2019 年度に作成した研修プログラムの検討 ・[Step２] 試行研修の実施 「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」(試行研修) ・開催日：2020 年 11 月 22 日～11 月 23 日 ・受講者：65 名 ・[Step３] 研修の効果を検証するために、事前・事後のアンケート調査の他、研修終了後にグループインタビューを実施 ・[Step４] アンケートやグループインタビューの意見を反映し、研修の講義部分についての e-ラーニングコンテンツの作成及び研修プログラムの見直し
今後の課題	開発した研修プログラムを、より多くの現任社会福祉士が身近な地域で受講できるよう、研修実施体制の整備が課題となる。具体的には、「講師養成研修の実施」「研修実施マニュアルの整備」等の検討が必要である。

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
第１回委員会（8月15日（土）） 第２回委員会（9月14日（月）） 第３回委員会（10月26日（月）） 第４回委員会（12月4日（月）） 第５回委員会（1月28日（木）） 第６回委員会（2月23日（火・祝）） 第７回委員会（3月22日（月））	○研修プログラムの検討 ○報告書について ○広報・周知の方法について

公 益 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会

２０２０年度　委員会活動　報告書

○委員会名:スーパービジョン調査研究委員会　　○委員長名:野村豊子(委員長)
○委員数:本委員会7名、調査作業チーム3名、スーパービジョン研修プログラム検討作業チーム5名、調査研究に関する作業委員会２名、グループスーパービジョンに関する作業委員会２名。(いずれも委員長を除く)

委員会の設置目的	「地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業」(令和２年度社会福祉推進事業)において、スーパービジョンに関する実態調査等を行うことを目的とし、「スーパービジョン調査研究委員会」を設置する。
事業概要	１．スーパービジョンに関する実態調査（量的調査） ２．成功事例の分析（質的調査） ３．地域共生社会の実現に向けたスーパーバイザーの養成 ４．スーパーバイザーへのフォローアップ体制の構築の検討
具体的活動内容	**1. スーパービジョンに関する実態調査(量的調査)** スーパービジョンの実施状況および課題、知識・スキルに関する自己効力感の程度を明らかにすることを目的に、認定社会福祉士認証・認定機構の登録スーパーバイザー（747名）および社会福祉士（都道府県社会福祉士会会員750名）を対象とした「ソーシャルワーク・スーパービジョンに関する実態調査」を実施した。 **2. 成功事例の分析(質的調査)** **（1）個別インタビュー調査** 地域共生社会の実現に資するスーパービジョンを実施するためのコンピテンシーと、そのコンピテンシー獲得のために必要な知識を明らかにするために、認定社会福祉士認証・認定機構の登録スーパーバイザー（5名）に対する個別インタビュー調査を実施した。 **（2）フォーカスグループインタビュー調査** 地域共生社会に向けたスーパービジョンの成功事例の分析（質的調査）を通して、地域共生社会の実現に資する社会福祉士の成長を促進するスーパービジョンの効果、そのためのスーパーバイザーに求められる知識、スキルを明らかにするために、スーパーバイジーとして認定社会福祉士制度のスーパービジョンを体験した社会福祉士（5名）を対象としたフォーカスグループインタビュー調査を実施した。 **3. 地域共生社会の実現に向けたスーパーバイザーの養成** 地域共生社会の実現に資する社会福祉士を育成するためのスーパーバイザー養成について、スーパービジョンを効果的に実施するための重要な方法の一つである「グループスーパービジョン」を活用した「ソーシャルワーク・スーパービジョン実践力養成研修」の研修プログラムを開発・試行した。 ○第１回：2021 年 2 月 23 日（火・祝） ・開催方法：Zoom ミーティングを用いたオンライン研修 ・受講者 49 名（定員 35 名） ○第２回：2021 年 2 月 27 日（土） ・開催方法：Zoom ミーティングを用いたオンライン研修 ・受講者 46 名（定員 35 名） **4. スーパーバイザーへのフォローアップ体制の構築の検討** 本調査研究事業で実施した「スーパービジョンに関する実態調査」「成功事例の分析」「地域共生社会の実現に向けたスーパーバイザーの養成」等の成果を踏まえて、地域共生社会の実現に資するスーパービジョンのフォローアップ体制の構築について検討を行った。

今後の課題	地域共生社会の実現に資するスーパービジョンのフォローアップ体制の構築について、以下の今後の課題整理を行った。 １．ミクロ・メゾ・マクロに関わるコンピテンシー等を具体的に活用し、獲得目標の達成や評価を明確にした方策を導入すること ２．スーパーバイザー自身がミクロ・メゾ・マクロを循環する実践への捉え方を熟知し、スーパービジョンにおいて　一つのモデルや鏡となる力量を培うこと ３．スーパーバイザーの中のリーダー層の養成を行い、組織的に展開する中核として位置づけること ４．地域共生社会の実現に資するスーパービジョンとして、グループスーパービジョンは大きな可能性を有する方法であり、早急にそのための実践力を形成すること ５．コロナ禍の状況の中でのスーパービジョンに求められる責務を再確認し、知見をもとに創造的な方法の開発を行うこと

委員会開催状況	主　な　協　議　内　容
1. 本委員会 ○第１回委員会（9月13日（日）） ○第２回委員会（10月11日（日）） ○第３回委員会（11月8日（日） ○第４回委員会（12月12日（土） ○第５回委員会（1月11日（月・祝）） ○第６回委員会（1月23日（土）） ○第７回委員会（2月13日（土）） ○第８回委員会（2月27日（土）） ○第９回委員会（3月14日（日））	**1. 本委員会** ○スーパービジョンに関する実態調査について（量的調査） ○成功事例の分析について（質的調査） ○地域共生社会の実現に向けたスーパーバイザー養成について（研修プログラムの開発、試行、映像教材等） ○スーパーバイザーへのフォローアップ体制の構築について ○ICT に関する有識者との意見交換会について ○グループスーパービジョンについて ○報告書について
2. 調査作業チーム ○第１回作業チーム（8月29日（土）） ○第２回作業チーム（9月9日（水）） ○第３回作業チーム（11月1日（日）） ○第４回作業チーム（12月27日（日））	**2. 調査作業チーム** ○スーパービジョンに関する実態調査について（調査票の検討） ○成功事例の分析について（個別インタビュー、フォーカスグループインタビューの検討、実施、分析等）
3. SV研修プログラム検討作業チーム ○第１回作業チーム（8月30日（日）） ○第２回作業チーム（11月1日（日）） ○第３回作業チーム（2月16日（火））	**3. SV 研修プログラム検討作業チーム** ○研修プログラムについて ○研修教材、ツールの活用について ○オンラインによる研修運営について
4. 調査研究に関する作業委員会 ○第１回作業委員会（3月10日（水）） ○第２回作業委員会（3月22日（月）） ○第３回作業委員会（3月25日（木））	**4. 調査研究に関する作業委員会** ○調査結果の分析 ○報告書について
5. GSVに関する作業委員会 ○第１回作業委員会（1月16日（土））	**5. GSV に関する作業委員会** ○研修の事前課題について

公益社団法人　日本社会福祉士会

第３３回通常総会

第２号報告

2022 年度予算・制度に関する提案書

JACSW

日社福士 2021-〇〇
2021 年〇月〇日

2022 年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長　西島 善久

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

〇包括的な相談支援体制の構築・維持に向けた一層の支援

各市町村において包括的な相談支援体制の構築を推進するためには、重層的支援体制整備事業に取り組むことが１つの方策となりますが、市町村が事業に取り組む意義や取り組むことで生じる業務等を正確に理解するとともに、地域の相談支援機関等と地域の相談支援体制の在り方を協議し、検討する過程が重要です。

そのためには、市町村職員をはじめ、各種相談支援機関の職員などへの普及・啓発が重要となることから、国及び都道府県による普及・啓発活動が重要です。すべての都道府県において後方支援事業が実施されるよう、都道府県に対する指導・助言をお願いします。

また、市町村における検討には、一定の期間を要することが予想されることから、重層的支援体制整備事業に関する継続した財源確保に加え、数年間は移行準備事業が継続されるよう財源確保をお願いします。

さらに、専門職に求められる資質としてソーシャルワーク機能を発揮することが求められることに加え、改正社会福祉法において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が配置されるように必要な措置を講じてください。

〇新たな社会福祉サービスの受け皿としての「社会福祉士法人（仮称）」の創設

地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核の役割を担うソーシャルワーク専門職の活用が重要です。地域の実情に合った柔軟な仕組みを構築するためには、従前の法人とは別にソーシャルワーク専門職である社会福祉士が設立できる法人格として社会福祉士法人（仮称）の創設が有効であると思いますので、その制度化について検討をお願いします。

〇生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、新型コロナウイルス感染拡大等の新たな課題や、失業者増加による生活保護申請の増加が見込まれる中、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

一昨年１２月に公開された「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告書において、「自立相談支援機関の相談支援員に社会福祉士などの資格を求めることについても、検討を行うべきである。」と記載がありましたが、生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士などの有資格者の配置促進について検討していただきますようお願いします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、有資格者の配置が望まれるため、各福祉事務所設置自治体が有資格者を配置した際の国費割増制度の検討を願います。

〇生活保護制度（就労支援の強化）の見直し

生活保護制度において就労支援は自立助長の観点から重要ですが、本人の生活歴や適性等に配慮して慎重に進める必要があります。これらに配慮し、さらに「就労の場が確保されているのか」、「継続して就労できる環境にあるのか」なども考慮して進めないと、被保護者本人の意思に反した強制と受け取られ、十分な効果が得られず、雇用者側とのミスマッチを引き起こし就労の継続の妨げになるおそれがあります。就労支援の推進に当たっては、これらの事項に十分に配慮して進めるようお願いします。

〇生活保護制度（母子加算）の見直し

母子加算の見直しに当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書に記載されているように、子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分配慮してください。

〇「生活保護制度における教育扶助への加算」

小中学校の圧倒的多数で実施されている学校給食費用は教育扶助から支給されていますが、一部給食未実施の学校の場合、自宅から弁当を持参したりパンなどを購入したりすることとなるため明らかな格差が生じています。給食未実施の地域の児童、生徒のいる家庭には、教育扶助に「給食費相当特別加算」制度を設けてください。なお、生活扶助基準の第１類については、現行では 12 歳から 17 歳までが同じ区分となっており、概ね中学生と高校生が同一額であることから、中学生の一定日数の昼食相当額が教育扶助でカバーされているにも関わらず、高校生には適用されないことから、第一類の基準額区分を 12～14 歳と 15～17 歳に分割し、高校生相当には一定額上乗せして改定していただきますようお願いします。

また、「子ども食堂」が全国で２２００カ所以上に実施されており、義務教育内において「食」の確保の必要性は明白です。生活保護受給世帯以外の生活困窮世帯への支援のためにも、給食未実施の自治体への給食の制度化と費用の補助をお願いします。

〇生活保護の対象者に外国人を含める生活保護法の改正

生活保護法における外国人の扱いについては、現状においても厚生労働省の通知を根拠として、各自治体は一定の在留資格を有する外国人に対して人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用しています。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、外国人に対する生活保護法の適用範囲について、検討をお願いします。

〇「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ釈放直後に向け生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第２　保護の実施責任」記載の局長通知第２－12-「(5)」として改正・追記してください。

なお、福祉事務所が疲弊することのないよう施策の検討をお願いいたします。

〇生活困窮者自立支援法の対象に外国人が含まれることの地方自治体への周知

生活困窮者自立支援法では、地域で生活する福祉の支援を必要としている外国人について、在留資格に関係なく対象としていることは評価されるべきです。残念ながら、一部地方自治体においてこの点が十分に周知されていない例があるので、このことについて各自治体に対して周知するようお願いします。加えて、外国人が対象であることについて法令・通知等において明確にするようお願いします。

〇生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くの同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して地域資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、ソーシャルワークのための諸条件の整備が求められる中で相談体制を強化していくためにも、相談支援員にも社会福祉士の配置をお願いします。

また、官制ワーキングプアのごとく、非正規での不安定な雇用条件での雇用は避ける必要があります。

〇生活困窮者自立支援法　住居確保給付金の要件緩和

生活困窮者自立支援法における初期相談段階における対応として、安定した住居の確保のための条件整備は必要不可欠です。また地方自治体の予算措置の状況も格差があります。自立支援のための同給付の対象の拡大と自治体の予算確保等について必要な措置を講じてください。

〇地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010 年 6 月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016 年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

〇地域生活定着促進事業における予算の安定確保及び福祉手続きの円滑

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いします。都道府県の中には、基準額の 4 分の 1 の負担をせず、基準額の 4 分の 3 を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいると考えられますので、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

また、刑事収容施設にいる特別調整対象者の診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化をお願いします。

〇社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている（「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成 30 年 3 月 27 日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書）。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられた。一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」という。）を業とする者」とされている。「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するが、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることである（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉

士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となる。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案する。

〇災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの一部改正

災害時の福祉支援体制の整備について(各都道府県知事あて平成 30 年 5 月 31 日 社援発０５３１第１号　厚生労働省社会・援護局長通知)で定める「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」によれば、災害派遣福祉チームの活動は一般避難所における災害時要配慮者に対する支援が示されているところであるが、避難生活後においても、自立した生活が円滑にできるようにするまで、引き続き派遣が継続できるよう、改正することを提案する。

【厚生労働省　障害保健福祉部関係】

〇障害者が身近な圏域で相談できる体制の整備

多様化する障害者のニーズに対応するために、指定特定相談支援事業、市町村の相談支援事業、基幹相談支援センターがそれぞれに役割を果たす三層構造による相談支援体制の構築が示されています。しかし、市町村における基幹相談支援センターは 55%が未設置（令和 2 年 4 月）という状況です。

三層構造による相談支援体制が機能できるように、本会により 2019 年 3 月発行の「基幹相談支援センター設置促進のための手引き」を広く活用いただき、基幹相談支援センターが各市町村で設置されるよう必要な措置を講じてください。

〇障害児の相談支援体制の整備

発達障害に関する相談支援を必要とする人は増えていますが、児童発達支援センターに予約をしても相談支援を受けられるまでに数ヶ月から半年は待たなければならない状況が生まれています。また、児童発達支援センターが整備されていない市町村も多くあります（児童発達支援センター設置市町村の割合：32%　平成 30 年度末時点)。発達障害を持つ児童や家族が生活で直面する課題を、その都度適切に相談支援が受けられるように、児童発達支援センターが各市町村で配置されるように必要な措置を講じてください。

【厚生労働省　老健局関係】

〇地域包括支援センターの機能強化に伴う人材確保

地域包括ケアシステムの推進に向けて、中核機関である地域包括支援センターの機能強化が求められる中で、現状では介護予防支援に費やす時間的・労力的負担によって十分な対応ができていない状況が見られます。地域包括支援センターが相談支援、地域づ

くり等のソーシャルワーク機能が発揮できるよう、介護予防支援業務のあり方を再整理するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務負担も踏まえ、臨時的に人員体制を充実することができるよう財源確保をお願いします。

〇介護報酬における社会福祉士配置による加算

障害福祉サービスにおいては、社会福祉士等の配置に対して福祉専門職員配置等加算が算定されており、また 2018 年度からは介護保険事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービスにおいても同様の加算の対象となっています。また、診療報酬においても社会福祉士配置による加算の対象となっています。これらを踏まえ、相談職を配置する場合においては、介護報酬においても同様に社会福祉士の配置による加算が設定されるとともに、議論にあたり、関係する審議会等への参画を認めていただきたく、お願いします。

〇成年後見制度利用支援事業の的確な実施に向けた市町村支援および予算確保

2017 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、全国どの地域に住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指すこと、そのための制度の利用に係る費用等に係る助成について検討が行われることが望ましいことが明記されています。

必要な方が成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者の成年後見人等報酬を「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置付けるとともに、生活保護受給に至らない（あるいは生活保護受給を望まない）低所得者や生活困窮者においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業が必須化されるとともに、予算が確保されることが必要です。

成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法（地域生活支援事業）では既に必須事業であり、介護保険法（地域支援事業）でも必須事業とするようお願いします。

また、2020 年度の「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」において、審判の請求に係る市町村間の調整の円滑化、市町村申立における親族調査の在り方について、検討を重ね、一定のとりまとめがなされました。その中でも深い関連がある成年後見制度利用支援事業について、その運用実態や予算化等について地方自治体によるばらつきや格差があることが指摘されており、各市町村および都道府県による取組みとともに、国としてさらなる働きかけや必要な財源確保を行うことをお願いします。

【厚生労働省　子ども家庭局関係】

〇子どもの貧困対策に関する大綱の推進強化

1 年以上続くにコロナ禍は子育て家庭の生活に強く影響を与えております。保護者の就労上、健康上等の状況悪化からのストレスは子どもたちの生活を強く脅かし大人以上に先行きの見通しが立てられません。

特に経済的困窮は生活基盤に直接的な影響を与えております。このことは従来から指

摘されていたひとり親家庭のみではなく多くの子育て家庭に広がっている状況です。
そこで対応策として即時的な効果を望める経済支援の強化として児童手当、児童扶養手当を使いやすいように所得制限の廃止など円滑な実施の手立て、教育費の減免及び奨学金の給付制度等の促進等の推進強化を望みます。

〇親権者の不適切な関わりのある児童養護施設等入所児童において、児童相談所長による未成年後見制度の積極的な運用について

児童養護施設や里親等で暮らす児童の親権者の中には、子どもとの関わりをもとうしない者や、施設等からの連絡を取ることが難しい者がいます。施設入所中等は、施設長の親権代行として権利が保障されていますが、児童のパーマネンシープランニングや自立を見通した支援においては、退所時の居所の指定や職業選択において、親権を行使する者が不在で児童が不利益を被っている状況にあります。

今般の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもが適切に養育されること最善の利益を保証することが明記されました。児童養護施設や里親等で生活する子どもに親権が適切に行使できるように、児童相談所長は一時的な親権停止の措置や未成年後見制度を積極的に運用することをお願いします。

〇「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を追加

昨今、保護者が子どもの奨学金を費消してしまう事例等が散見されます。
給食費等の費用を拠出しないネグレクトとは違って、意図して子どもの預貯金等を費消してしまうことは搾取です。

子どもの貧困問題として捉えられておりますが、家庭内では経済的虐待です。児童の権利条約第 32 条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、児童虐待の定義に「経済的虐待」を加え、社会全体で子どもの権利侵害を防止する必要があります。

〇未成年後見事務に係る高等学校等就学支援金制度や児童手当における保護者等の所得要件について

2011 年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。それに基づき、当会においても専門職未成年後見人として活動をしているものが徐々に増えている状況です。

子育てに対する施策のひとつである高等学校等就学支援金制度や児童手当等においては、保護者等の所得要件があります。これについては、親族でない、かつ同居もしていない第三者の未成年後見人の所得について申請する義務はないと考えます。しかし、一部の市町村においては生活実態を鑑みず、「法定の未成年後見人である」ことだけを理由に、第三者の未成年後見人の所得状況の申請を要求する場合があります。本来の制度の趣旨や役割を理解し、適正な運用をするための周知の徹底をお願いします。

〇要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども総合支援拠点等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関や子育て世代包括支援センターをはじめ、子ども総合支援拠点、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

【法務省関係】

人権擁護局

〇本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あってはならないものと考えます。「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、」との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

大臣官房秘書課

〇司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間（接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める）の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。

また、矯正施設や保護観察所に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようご配慮願います。

出入国在留管理庁

〇「在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材」にかかる社会福祉士及び本会の活用

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2020 年 7 月 14 日）では、「生活者としての外国人に対する支援」の充足が検討されております。「外国人に対する支援」は、ライフサイクルに応じたものから日本語にかかる支援まで多岐に渡るがゆえに、そこにコーディネート人材が不可欠となります。ここで謳われている「在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討」が今まさに求められているわけです。

このことは第 7 次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」について（2020 年 12 月 10 日）においても以下のように示されております。外国人との「共生社会の実現のためには、地域において在留外国人のニーズに応じた支援を適切に行うための専門能力を有する人材が必要であり、今後その育成を行っていくべきである」。

本会では、2006 年度から 2015 年度にかけて、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して、「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催し、2012 年度には、『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』（中央法規出版）、2019 年度においては、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業）を発刊し、社会福祉士を中心とした相談援助職に対する総合相談の質の向上とコーディネート人材の養成に 15 年に渡り尽力して参りました。

これらの実績をもとに、上記で示されている「総合的な支援をコーディネートする人材」には社会福祉士の積極的な活用をご検討いただき、また、「コーディネートする人材の育成を促進する」観点からは、本会の人材育成システムのご活用をご検討いただきますようお願いいたします。

【内閣府関係】

内閣府政策統括官（防災担当）

〇福祉との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の推進

消防庁の調べによると 2018 年 6 月現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの自治体が 97%あるのに対し、個別計画策定済みの自治体は 13.7%しかありません。

名簿だけでは避難行動につながりにくいため、個別計画は重要なものでありますが、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状です。そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別計画策定に活用するなど、福祉との連携による個別計画策定の推進をお願いします。

〇災害時における福祉・介護サービス提供者の災害救助法適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第 7 条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

内閣府政策統括官（防災担当）

〇災害福祉広域支援ネットワークの制度化

福祉分野において、災害発生直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みを構築する必要があります。厚生労働省においては 2018 年 5 月 31 日にガイドラインを発出し、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進されています。

今後、全国どこで発災しても DMAT のように福祉・介護サービスが災害時にも途切れることなく必要な方に提供される制度が必要です。

このような取組を、災害救助法等の法制度に位置付け、防災基本計画等に盛り込まれるようにお願いします。

【文部科学省関係】

〇スクールソーシャルワーカーの常勤配置化の推進

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などが行えることが必要です。

文部科学省では令和元年度に 1 万人余のスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが週に 1～2 回の勤務ではこれらの活動が困難です。子どもの貧困やヤングケアラーの深刻な課題に対応できるのはスクールソーシャルワーカーです。

常勤職であれば児童生徒にさらに継続的な対応が可能となり、より適切な支援を行うことができます。

また、総務省「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査」に基づく勧告（令和 2 年 5 月 15 日付け）「スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」） の理解促進」において、「常勤の SSW を段階的に増員するように」との指摘がありました。

「児童生徒の教育相談の充実について」（教育相談等に関する調査研究協力者会議 2017 年 1 月）においても学校及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するとされており、より一層の常勤化を図るようお願いします。

〇スクールソーシャルワーカーの専門性向上に向けた職能団体の活用推進

日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーのための「スクールソーシャルワーク実践ガイドライン」を作成し、研修会の開催やスクールソーシャルワークの実践アドバイザーの養成を行っております。

また、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっていますので、スクールソーシャルワーカーの専門性向上のための研修会を本会に委託するようお願いします。

〇子どもの貧困対策に関する大綱の推進強化

1 年以上続くにコロナ禍は子育て家庭の生活に強く影響を与えております。保護者の就労上、健康上等の状況悪化からのストレスは子どもたちの生活を強く脅かし大人以上に先行きの見通しが立てられません。

特に経済的困窮は生活基盤に直接的な影響を与えております。このことは従来から指

摘されていたひとり親家庭のみではなく多くの子育て家庭に広がっている状況です。
そこで対応策として即時的な効果を望める経済支援の強化として児童手当、児童扶養手当を使いやすいように所得制限の廃止など円滑な実施の手立て、教育費の減免及び奨学金の給付制度等の促進等の推進強化を望みます。

〇教職員等がソーシャルワークを学ぶ機会の確保

学校でソーシャルワークが機能するためには、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在とともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。教員がソーシャルワークを理解すれば、スクールソーシャルワーカーとの連携や協働が円滑となり児童生徒やその家族への支援がより早く、より適切に行えます。

そこで、初任者研修や 10 年経験者研修などの法定研修に専門職との連携に関する科目を義務づけるとともに、教職課程でも必須科目に位置づけるなど、すべての教員にソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようにしてください。

【総務省関係】

要望項目全般にわたり、地方公共団体が行う業務について、地方財政措置がされるよう、要望いたします。

なお、以下の 2 項目については、厚生労働省に対して提案していますが、総務省におかれましても地方自治体の職員配置に係る内容ですので、ご協力をお願いいたします。

〇地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010 年 6 月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016 年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

〇要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども総合支援拠点等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020 年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

また、昨今では「ヤングケアラー」や「ダブルケア」など、子どもを取り巻く新たな課題にも対応が必要な状況となっております。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関をはじめ、子育て世代包括支援センターをはじめ、子ども総合支援拠点、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

【中小企業庁】

〇デジタル化に向けた医療・福祉・介護分野に対する支援

感染症への対策や働き方改革の必要性が高まっており、テレワークやＥＣ等のデジタルツールに関心があっても、ノウハウがなく導入・定着に至らない医療法人・社会福祉法人等が数多く存在しています。中小企業庁では、フリーランスや兼業・副業人材等を含むＩＴ専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、全国の中小企業のデジタル化・IT 活用に向けた取組みを支援していますが、その対象として当てはまらない医療法人・社会福祉法人等も少なくありません。福祉・介護分野におけるデジタル化に向けて必要な措置を講ずるよう、財源確保をお願いします。

公益社団法人　日本社会福祉士会

第３３回通常総会

第３号報告

2020年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況

JACSW

２０２０年度　声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況

＜声明＞

提　出 年月日	宛　　先	声明、意見・要望　事項
2020 年 4 月 1 日	声明	■新型コロナウイルス感染症に対する社会的弱者への支援について
4 月 6 日	声明	■津久井やまゆり園事件について
6 月 12 日	声明	■地域共生社会の実現に向けた社会福祉士及び精神保健福祉士の活用に関する附帯決議に対する声明
7 月 17 日	声明	■生活保護基準引き下げを巡る訴訟判決についての声明
8 月 7 日	声明	■旧優生保護法被害者の国家賠償請求訴訟に関する声明
8 月 21 日	声明	■「黒い雨」訴訟判決の控訴に対する声明
11 月 2 日	声明	■法制審議会の少年法の改正にかかる答申に対する声明 －18 歳及び 19 歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について－
12 月 22 日	声明	■旧優生保護法訴訟大阪地裁判決に対する声明
2021 年 2 月 4 日	声明	■「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」取りまとめに対する声明
3 月 25 日	声明	■「結婚の自由をすべての人に」の札幌地裁判決への見解

＜意見・要望（パブリックコメント）＞

提　出 年月日	宛　　先	声明、意見・要望　事項
2020 年 4 月 27 日	総務省自治行政局長	■特別定額給付金の支給方法について（要望）
5 月 18 日	厚生労働大臣	■新型コロナウイルス感染症防止に伴う社会的課題への対応について
6 月 4 日	法務省大臣官房秘書課長	■新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域再犯防止推進モデル事業の継続について（要望）
6 月 4 日	文部科学省（初等中等教育局長、高等教育局長）	■登校再開後の対応及び学生支援緊急給付金事業について（要望）
6 月 4 日	厚生労働省（社会・援護局、老健局、子ども家庭局）、文部科学省、法務省、総務省、内閣府	■2021年度予算・制度に関する提案書
6 月 24 日	文部科学省初等中等教育局	■スクールソーシャルワーカーの具体的な役割に関わる理解促進等について(要望)

提　出 年月日	宛　　先	声明、意見・要望　事項
9 月 7 日	内閣府　男女共同参画局　第 5 次基本計画策定専門調査会	■「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案)」についての意見
2021 年 1 月 8 日	厚生労働省老健局老人保健課	■「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案」に関する意見
2 月 24 日	厚生労働大臣	■子ども家庭福祉に関する資格について（要望）
3 月 4 日	厚生労働副大臣	■子ども家庭福祉に関する資格について（要望）

公益社団法人　日本社会福祉士会

第３３回通常総会

第４号報告

ぱあとなあ活動報告書 IT 化

検討の経過と今後の進め方について

JACSW

ぱあとなあ活動報告書 IT 化　検討の経過と今後の進め方について

１　これまでの検討経過について

昨今の総会及び全国会長会議では、正会員の事務局体制の強化と支援が求められており、中でもぱあとなあ関係事業は、実践の質の担保に多大な労力が求められることからその事務作業の軽減の必要が指摘されています。今年度「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム」が正会員事務局を対象に実施したアンケートでは、「ぱあとなあ報告書の取りまとめ・入力等作業の業務負担」の軽減を求める意見があげられ、本プロジェクトの「最終報告書」では、2021 年度中に「ぱあとなあ報告書のオンライン化を検討すること」が挙げられています。

また、後見委員会の委員から活動報告書の IT 化について具体的な提案があり、2020 年７月の委員会において、「ぱあとなあ活動報告書・統計の IT 化について」、現状と課題、論点整理を試みております。

このような状況をうけ、本会では理事会で対応を協議し、ぱあとなあ活動報告書のとりまとめと入力等にかかる都道府県社会福祉士会事務局の事務負担の軽減等を目的として、ぱあとなあ活動報告書 IT 化に関するプロジェクトを設置し、都道府県ぱあとなあにおける活動報告書の取りまとめ・入力の IT 化についての検討を進めてきました。

以下、これまでの検討経過をまとめ、ご報告させていただきます。

日程	内容
2020 年 7 月 5 日	2020 年度第２回後見委員会において、「ぱあとなあ活動報告書・統計の IT 化について」、現状と課題を確認し、論点整理を行った。また、本件については、プロジェクトを立ち上げて検討することが適切であること、参加県士会について協議を行った。
2020 年 9 月 12 日	日本士会理事会にて、財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクト最終報告「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」にて、県士会における事務局業務の負担に、ぱあとなあ活動報告書にかかる業務負担が大きいことが指摘され、活動報告書のオンライン化の検討が提案事項として盛り込まれた。
10 月 11 日	活動報告書 IT 化プロジェクト委員会（第 1 回）開催 ・都道府県社会福祉士会におけるぱあとなあ活動報告の現状と課題、県士会への調査項目、IT 化に関する助成等について協議。
11 月 12 日	活動報告書 IT 化プロジェクト委員会（第 2 回）開催 ・活動報告書システム化について、県士会で運用・導入を検討しているシステムの提案報告、日本におけるシステムの方向性について協議。
1 月 16 日	理事会において、活動報告書 IT 化の進め方について協議。
2 月 6 日	理事会において、活動報告書 IT 化について業者プレゼンと審査を実施。 （※本理事会では業者選定には至らず、総会で仕様承認後に決定）

2 月 7 日	活動報告書 IT 化プロジェクト委員会（第 3 回）開催 ・ぱあとなあ活動報告書意向調査、理事会の報告と、システムにおいて必要な機能・配慮事項について協議。
3 月 20 日	総会において、ぱあとなあ活動報告書意向調査の報告と仕様書（案）、費用負担の考え方（案）を報告。
4 月 17 日 5 月 15 日	理事会において、活動報告書 IT 化の進め方について協議。
5 月 16 日	IT 化プロジェクト委員会開催にて経過報告
5 月 22 日	ぱあとなあ活動報告書 IT 化に関する説明会開催

２　今後の進め方について

今後、当面のスケジュールは以下を予定しております。

日程（予定）	内容
未定	・都道府県社会福祉士会への説明・調整後、一定の理解が得られた段階において、臨時総会を開催し、ぱあとなあ活動報告書 IT 化（仕様書・費用負担の考え方案）について承認事項とする
	・業者の選定 ・選定後、契約締結、開発に着手 （パイロット版システムの開発に約８ヶ月必要）
	・本会「業務監査ガイドライン」改正
	・都道府県社会福祉士会ぱあとなあ活動報告書システム説明会（仮称）の開催
2023 年 1 月 ～2024 年 1 月	・活動報告書 IT 化システム運用開始（※実施県士会のみ）

（2021年5月22日現在）

公益社団法人　日本社会福祉士会

第３３回通常総会

第１号事務連絡

規程類改正

JACSW

新たに制定・改正した規程類（2021 年 3 月から 2021 年 5 月まで）

■　２０２０年度　第１２回理事会（３月２０日）において制定した規程類

１　特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金取扱規程

・2021 年 3 月 20 日制定、施行

・内容：本会の「特定費用準備資金」及び「特定資産取得・改良資金」に関する規程を制定しました。

・規程の全文は「事務局月報 NO.323（2021 年度 5 月号）『規程類新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■　２０２１年度　第１回理事会（４月１７日）において改正した規程類

１．活動報告(業務監査)ガイドライン

・2021 年 4 月 17 日改正、施行

・内容：「未成年後見人の負担にならない範囲で、より正確に未成年後見の活動状況を把握できること」を目的に、「活動報告(業務監査)ガイドライン」の未成年後見に関する個別報告書の参考様式について、改正をしました。なお、ガイドライン本文の改正は、ありません。

改正した様式

様式	様式の内容	主な改正点
活動報告・参考様式2	個別報告4-1および4-3	定期報告書式における文言の整理と項目の追加
活動報告・参考様式2	個別報告5-1	定期報告書式における文言の整理と項目の追加

・様式の新旧は「事務局月報 NO.324（2021 年度 6 月号）『規程類新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

２．未成年後見人養成研修運営ガイドライン

・2021 年 4 月 17 日改正、施行

・内容：2018 年度から 2020 年度の 3 年間において、本会の未成年後見検討プロジェクトチームが未成年後見人養成研修を実施しました。2019 年度以降は、一部の都道府県社会福祉士会にて、同研修が実施された他、2020 年度は、本会・都道府県社会福祉士会ともに、オンラインによる研修を実施しています。

今後の研修実施にあたり、オンライン研修として実施するときの考え方を追加するとともに、主催者が行うべきことの付記と各種文言の修正を行う改正をしました。

・ガイドラインの新旧対照表は「事務局月報 NO.324（2021 年度 6 月号）『規程類新設・改正関連情報』」をご覧ください。

■　２０２１年度　第２回理事会（５月１５日）において改正した規程類

１．認定社会福祉士登録機関設置運営規程細則

・2021 年 5 月 15 日改正、施行

・内容：2021 年 4 月 1 日より、「公益社団法人 日本医療社会福祉協会」が、団体名称を「公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会」に変更したことに伴い、次の書式を改正しました。

改正した様式

様式の内容	主な改正点
（様式第１号）認定社会福祉士・認定上級社会福祉士登録・分野追加・更新申請書	「日本医療社会福祉協会」を「日本医療ソーシャルワーカー協会」に変更
（様式第２号）認定社会福祉士・認定社会上級福祉士の登録事項変更届出書	「日本医療社会福祉協会」を「日本医療ソーシャルワーカー協会」に変更

・様式の改正版は「事務局月報 NO.324（2021 年度 6 月号）『規程類新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

参　考　資　料

JACSW

２０２０年度補助金・助成金・委託事業一覧

（２０２０年度に本会が補助金、助成金を受けた事業及び受託した事業一覧です）

【補助金事業】

No	事業名称	補助団体	事業の概要	補助額（千円）
1	高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業	厚生労働省老健局（令和２年度老人保健事業推進費等補助金）	高齢者虐待対応状況調査結果の精査、サンプル調査、ヒアリング調査を行い、高齢者虐待対応における深刻度の判断基準及び緊急性の概念について策定する。	14,022（交付額）
2	日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業	厚生労働省社会・援護局（令和 2 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業）	日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況について、調査を通じて実態把握を行うとともに、適切な連携の在り方を検討し、連携に資するツールを開発する。	15,000（交付額）
3	地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業	厚生労働省社会・援護局（令和 2 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業）	新カリキュラムの内容をふまえ、現任社会福祉士を対象とした研修プログラム・教材を開発し、広く社会福祉士や福祉の関係者が活用できるようにするとともに、スーパービジョンの実態調査等を行う。	14,945（交付額）

【助成金事業】

No	事業名称	助成団体	事業の概要	助成額（千円）
1	2020 年度社会福祉士リーダー研修事業	（公財）社会福祉振興・試験センター	社会福祉士に必要な知識・技術を学ぶ基礎研修等を各都道府県社会福祉士会で実施できるように会議や研修等を行う。	4,000
2	ICT を活用した研修提供体制基盤充実事業	（公財）社会福祉振興・試験センター	ICT を活用して社会福祉士個々のニーズに合った研修を提供することができるよう研修提供体制の基盤を充実する。具体的にはｅ-ラーニング用コンテンツの制作及び提供を行う。	4,000

【委託事業】

No	事業名称	委託団体	事業の概要	受託額 （千円）
1	高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式	厚生労働省老健局	・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査等の集計及び要因分析の実施 ・地方公共団体の体制整備状況や促進要因抽出を目的とした分析の実施 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査の課題及び次年度以降の調査票等の検討 ・体制整備を促進するための都道府県の取組の検討 ・取組事例の収集と提言	16,500 （落札額）

２０２１年度補助金・助成金・委託事業一覧

（２０２１年度に本会が補助金、助成金、及び委託事業を申請する（予定を含む）事業一覧です）

【補助金事業】

No	事業名称	補助団体	事業の概要	補助額 （千円）
1	地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化に関する調査研究事業	厚生労働省社会・援護局 （令和 3 年度社会福祉推進事業）	地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク実践能力を育成するための研修プログラムを都道府県で展開する人材を養成するとともに、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク・スーパービジョンの質の向上にむけて、スーパーバイザーのフォローアップを実践できる人材の養成を行う。	5,000 （申請額）
2	介護保険施設等における高齢者虐待防止の体制整備に資する調査研究事業	厚生労働省老健局 （令和 3 年度老人保健事業推進費等補助金）	介護保険施設等における高齢者虐待防止が、より効果的なものとなるように本調査研究事業を通して体制整備が円滑に行われるための指標(チェックリスト等)を明らかにする。	10,939 （申請額）

【助成金事業】

No	事業名称	助成団体	事業の概要	助成額 （千円）
1	2021 年度社会福祉士リーダー養成研修事業	（公財）社会福祉振興・試験センター	社会福祉士に必要な知識・技術を学ぶ基礎研修等を各都道府県社会福祉士会で実施できるように会議や研修等を行う。また、ICT を活用して社会福祉士のニーズに合った研修を提供できるように研修提供体制を充実する。	4,000 （申請予定）

【委託事業】

No	事業名称	委託団体	事業の概要	受託額 (千円)
1	高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式	厚生労働省老健局	・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査等の集計及び要因分析の実施 ・地方公共団体の体制整備状況や促進要因抽出を目的とした分析の実施 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査の課題及び次年度以降の調査票等の検討 ・取組事例の収集と提言	16,500 (落札額)

都道府県社会福祉士会　会員数増減一覧（前年同月同日比）

都道府県	2020年 3月31日	2021年 3月31日	増減数	増減率 （対前年比）	人口（千人）	人口10万人あたりの会員数
北海道	1,817	1785	−32	−1.76%	5,250	34.00
青　森	621	632	11	1.77%	1,246	50.72
岩　手	721	739	18	2.50%	1,227	60.23
宮　城	610	620	10	1.64%	2,306	26.89
秋　田	390	380	−10	−2.56%	966	39.34
山　形	564	565	1	0.18%	1,078	52.41
福　島	702	712	10	1.42%	1,846	38.57
茨　城	693	704	11	1.59%	2,860	24.62
栃　木	507	509	2	0.39%	1,934	26.32
群　馬	623	620	−3	−0.48%	1,942	31.93
埼　玉	1,685	1698	13	0.77%	7,350	23.10
千　葉	1,473	1477	4	0.27%	6,259	23.60
東　京	3,966	3995	29	0.73%	13,921	28.70
神奈川	3,023	2996	−27	−0.89%	9,198	32.57
新　潟	1,246	1241	−5	−0.40%	2,223	55.83
富　山	475	479	4	0.84%	1,044	45.88
石　川	543	525	−18	−3.31%	1,138	46.13
福　井	426	417	−9	−2.11%	768	54.30
山　梨	382	381	−1	−0.26%	811	46.98
長　野	1,133	1156	23	2.03%	2,049	56.42
岐　阜	598	611	13	2.17%	1,987	30.75
静　岡	1,486	1480	−6	−0.40%	3,644	40.61
愛　知	1,404	1378	−26	−1.85%	7,552	18.25
三　重	680	634	−46	−6.76%	1,781	35.60
滋　賀	527	534	7	1.33%	1,414	37.77
京　都	1,061	1072	11	1.04%	2,583	41.50
大　阪	2,225	2188	−37	−1.66%	8,809	24.84
兵　庫	1,701	1688	−13	−0.76%	5,466	30.88
奈　良	396	396	0	0.00%	1,330	29.77
和歌山	312	310	−2	−0.64%	925	33.51
鳥　取	344	337	−7	−2.03%	556	60.61
島　根	426	427	1	0.23%	674	63.35
岡　山	638	671	33	5.17%	1,890	35.50
広　島	1,031	1028	−3	−0.29%	2,804	36.66
山　口	690	692	2	0.29%	1,358	50.96
徳　島	284	280	−4	−1.41%	728	38.46
香　川	399	389	−10	−2.51%	956	40.69
愛　媛	543	533	−10	−1.84%	1,339	39.81
高　知	228	229	1	0.44%	698	32.81
福　岡	1,722	1750	28	1.63%	5,104	34.29
佐　賀	448	480	32	7.14%	815	58.90
長　崎	644	625	−19	−2.95%	1,327	47.10
熊　本	828	835	7	0.85%	1,748	47.77
大　分	568	563	−5	−0.88%	1,135	49.60
宮　崎	564	575	11	1.95%	1,073	53.59
鹿児島	709	723	14	1.97%	1,602	45.13
沖　縄	541	572	31	5.73%	1,453	39.37
その他						
全国計	42,597	42,631	34	0.08%	126,167	33.79

※人口は、総務省統計局「各年10月1日現在人口」による2019年10月1日現在の1,000人単位で四捨五入したもの。

都道府県社会福祉士会 入会状況一覧(2020年度末現在)

都道府県	登録者数	都道府県社会福祉士会会員数	入会率(参考)
北海道	11,366	1,785	15.70%
青　森	2,068	632	30.56%
岩　手	2,397	739	30.83%
宮　城	3,986	620	15.55%
秋　田	1,755	380	21.65%
山　形	1,937	565	29.17%
福　島	2,868	712	24.83%
茨　城	4,149	704	16.97%
栃　木	3,277	509	15.53%
群　馬	3,819	620	16.23%
埼　玉	13,614	1,698	12.47%
千　葉	10,297	1,477	14.34%
東　京	26,418	3,995	15.12%
神奈川	18,231	2,996	16.43%
新　潟	6,380	1,241	19.45%
富　山	2,066	479	23.18%
石　川	2,325	525	22.58%
福　井	1,743	417	23.92%
山　梨	1,569	381	24.28%
長　野	4,339	1,156	26.64%
岐　阜	4,016	611	15.21%
静　岡	6,335	1,480	23.36%
愛　知	14,370	1,378	9.59%
三　重	3,683	634	17.21%
滋　賀	3,132	534	17.05%
京　都	6,415	1,072	16.71%
大　阪	16,604	2,188	13.18%
兵　庫	11,601	1,688	14.55%
奈　良	2,745	396	14.43%
和歌山	1,612	310	19.23%
鳥　取	1,200	337	28.08%
島　根	1,503	427	28.41%
岡　山	4,799	671	13.98%
広　島	6,346	1,028	16.20%
山　口	3,047	692	22.71%
徳　島	1,357	280	20.63%
香　川	2,041	389	19.06%
愛　媛	2,735	533	19.49%
高　知	1,474	229	15.54%
福　岡	10,754	1,750	16.27%
佐　賀	1,802	480	26.64%
長　崎	2,938	625	21.27%
熊　本	4,263	835	19.59%
大　分	2,938	563	19.16%
宮　崎	2,030	575	28.33%
鹿児島	3,058	723	23.64%
沖　縄	2,919	572	19.60%
その他	8		
全国計	250,329	42,631	17.03%

※第1回から第30回（2018年）国家試験までの合格者数累計は229,515名です。

※登録者数は2019年2月28日現在のものです。また都道府県登録者数は、社会福祉振興・試験センターに登録した現住所地別です。その他は現住所が海外の方です。

公益社団法人日本社会福祉士会

役員名簿

(2019 年 6 月 15 日から 2021 年通常総会まで)

（敬称略 五十音順（　　）内は都道府県社会福祉士会名・所属）

【正会員の理事】

会　長	（代 表 理 事）	西島　善久	（大　阪・社会福祉法人　玉美福祉会）
副会長	（業務執行理事）	中島　康晴	（広　島・特定非営利活動法人　地域の絆）
副会長	（業務執行理事）	山崎　智美	（神奈川・社会福祉法人　母子育成会 しゃんぐりら地域包括支援センター）
副会長	（業務執行理事）	栗原　直樹	（埼　玉・公益社団法人　埼玉県社会福祉士会）
	（理　　事）	安藤　千晶	（静　岡・社会福祉法人　静岡市社会福祉協議会）
		伊東　良輔	（福　岡・一般社団法人　ぱるむ）
		岡本　達也	（富　山・富山県庁）
		島崎　義弘	（愛　媛・社会福祉法人　今治市社会福祉協議会）
		竹田　　匡	（北海道・釧路町役場　企画財政部）
		中田　雅章	（岡　山・中田社会福祉士事務所）
		中山　貴之	（兵　庫・神戸女子大学　健康福祉学部）
		橋　　典孝	（石　川・金沢市地域包括支援センターかすが）
		星野　美子	（東　京・ＴＲＹ星野社会福祉士事務所）

【正会員の監事】

江原　伸弘（神奈川・ＪＡ神奈川県中央会）

【正会員以外の監事】

宗　　直樹（宗会計事務所）

都道府県社会福祉士会 会長・事務局長一覧(2021.3.31現在)

都道府県社会福祉士会	会　長	事 務 局 長
北海道	神内秀之介	前鼻　弘靖
青　森	鳴海　春輝	最上　和幸
岩　手	坂口　繁治	熊谷　雅順
宮　城	折腹実己子	千葉　訓偉
秋　田	和田　士郎	佐藤　俊一
山　形	鈴木　一成	鈴木　孝
福　島	松本　喜一	
茨　城	竹之内章代	小森　弘道
栃　木	松永千恵子	野尻　政彦
群　馬	新木　恵一	山﨑　孝
埼　玉	本橋　朝子	新井　美代子
千　葉	渋沢　茂	樗林　元樹
東　京	後藤　哲男	一二三　徹
神奈川	隅河内　司	菅野美和子
新　潟	星井　勝博	田崎　基
長　野	萱津　公子	小池　正志
山　梨	田村　正人	保坂　辰男
富　山	清水　剛志	岡本　達也
石　川	堂田　俊樹	末松　良浩
福　井	竹澤　賢樹	武藤　功士
静　岡	髙橋　邦典	板倉　幸夫
岐　阜	安達　智紀	浅野　茂之
愛　知	前田　修	神谷　真人
三　重	嶋垣　智之	奥村　秀郎
滋　賀	高田　佐介	横田　章夫
京　都	福富　昌城	滕　憲之
大　阪	前川阿紀子	直木　愼吾
兵　庫	谷口　弘	西野佳名子
奈　良	西田　利昭	都築　哲翁
和歌山	玉置　薫	雑賀　輝正
鳥　取	河津　薫	岸本　照之
島　根	加川　充浩	長廻　芳行
岡　山	中村　真教	山瀬　徹夫
広　島	山中 康平	亀野　幸一郎
山　口	梅木　幹司	山髙　正義
香　川	三瀬　誠	栗田　猛
愛　媛	米田　順哉	鈴木　正幸
徳　島	和泉　芳枝	多田　祐
高　知	徳弘　博国	宮地　正恵
福　岡	百枝　孝泰	青柳　壮悟
佐　賀	大垣内　勇	田代　典久
長　崎	小川　睦	塩塚　博史
熊　本	深谷　誠了	大保　透
大　分	白田　晃久	鹿嶋　隆志
宮　崎	川﨑　順子	新名　章
鹿児島	東　和沖	須藤　奈津子
沖　縄	石川　和徳	比嘉　暢哉

※各社会福祉士会からの届出に基づいて作成

公益社団法人日本社会福祉士会
2020年度　委員会委員一覧

◎印は委員長を示す
○印は副委員長を示す
（氏名50音順・敬称略）

ソーシャルワークを考える政治的アプローチプロジェクトチーム

◎中島　康晴（広　島）　栗原　直樹（埼　玉）　西島　善久（大　阪）
山崎　智美（神奈川）

財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム

◎中島　康晴（広　島）　岡﨑　昌枝（香　川）　萱津　公子（長　野）
河津　　薫（鳥　取）　島崎　義弘（愛　媛）　鈴木　一成（山　形）
田代　典久（佐　賀）　福富　昌城（京　都）　前田　　修（愛　知）
山下　　康（神奈川）

倫理綱領改定作業プロジェクトチーム

◎西島　善久（大　阪）　竹沢　昌子（東　京）　土谷　長子（兵　庫）
中田　雅章（岡　山）　前嶋　　弘（兵　庫）

実践研究推進プロジェクトチーム

◎中山　貴之（兵　庫）　久留須直也（鹿児島）　中島　康晴（広　島）
長岩　嘉文（愛　知）　成田すみれ（神奈川）　原田　欣宏（栃　木）

綱紀委員会

◎菅原　龍弥（埼　玉）　○関戸　康之（非会員）　○坂田　久典（広　島）
一迺穂光彦（京　都）　加藤　雅之（福　井）　木村　謙二（非会員）
鈴木　　孝（山　形）　滝口　　真（非会員）　本間　昭夫（青　森）
宮崎　正行（兵　庫）

学会運営委員会

◎中山　貴之（兵　庫）　○成田すみれ（神奈川）　今村　浩司（福　岡）
梅木　幹司（山　口）　大江　祥子（山　形）　大田和裕子（茨　城）
丸山　　晃（東　京）　溝渕　智則（高　知）　吉原　　徹（茨　城）

選挙管理委員会

◎菅野美和子（神奈川）　新木　惠一（群　馬）　榑林　元樹（千　葉）
田村　正人（山　梨）　丸山　　晃（東　京）

権利擁護センターぱあとなあ運営協議会

◎山崎　智美（神奈川）　安藤　千晶（静　岡）　稲吉　江美（福　岡）
内山　恵子（群　馬）　塚本　鋭裕（愛　知）　星野　美子（東　京）
古井　慶治（静　岡）　山田美代子（大　阪）

後見委員会

◎星野　美子（東　京）　大川　浩平（大　阪）　大輪　典子（東　京）
小幡　秀夫（福　岡）　熊倉　千佳（東　京）　坂口　繁治（岩　手）
田邊　　寿（三　重）

意思決定支援プロジェクトチーム

◎星野　美子（東　京）　大輪　典子（東　京）　酒井　　誠（富　山）
田邊　　寿（三　重）　西原留美子（神奈川）　山崎　智美（神奈川）

法人としての社会福祉士会の成年後見制度への関わり検討プロジェクトチーム

◎星野　美子（東　京）　鈴木　　孝（山　形）　熊倉　千佳（東　京）
深澤　　亮（神奈川）　梅津　和弘（大　阪）　小幡　秀夫（福　岡）
古賀　　理（佐　賀）

ぱあとなあ活動報告書プロジェクトチーム

◎星野　美子（東　京）　岩佐　宏希（北海道）　相馬　達也（秋　田）
岡野　範子（東　京）　五味　恭子（静　岡）　大川　浩平（大　阪）
芝田　浩之（高　知）　猿渡　真吾（福　岡）

未成年後見検討プロジェクトチーム

◎山崎　智美（神奈川）　大田和裕子（茨　城）　岡部　知子（東　京）
栗原　直樹（埼　玉）　坂口　繁治（岩　手）　田邉　哲雄（兵　庫）
宮下麻衣子（熊　本）

権利擁護推進あり方検討委員会

◎安藤　千晶（静　岡）　石﨑　　剛（北海道）　石川　和徳（沖　縄）
岡田多恵子（愛　媛）　齊藤　　建（島　根）　田村　満子（大　阪）
土居　正志（山　梨）　野村　幸代（茨　城）

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携あり方検討委員会（厚生労働省補助事業）

◎山野目章夫（非会員）　◎上山　　泰（非会員）　石垣　裕美（非会員）
今井　　忠（非会員）　海野　芳隆（静　岡）　川井　誉久（非会員）
久保　厚子（非会員）　櫻田なつみ（非会員）　笹川　和哉（非会員）
佐藤　　健（非会員）　住田　敦子（愛　知）　髙橋　良太（非会員）

田邊　寿（三　重）　中井　俊雄（岡　山）　永田　祐（京　都）
中村　健治（北海道）　花俣ふみ代（非会員）　星野　美子（東　京）
水島　俊彦（非会員）　森　和俊（非会員）　八木　将仁（非会員）
矢頭　範之（非会員）　山崎　智美（神奈川）

高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式　プロジェクト委員会
（厚生労働省委託事業）

◎菊地　和則（東　京）　安藤　千晶（静　岡）　篠田　浩（岐　阜）
髙橋　智子（東　京）　田村　満子（大　阪）　西山宏二郎（非会員）
星　康二郎（非会員）　宮本　雅透（長　野）　矢野　和雄（非会員）
山田　祐子（非会員）

高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式　作業部会（厚生労働省委託事業）

◎安藤　千晶（静　岡）　坂井　崇徳（非会員）　篠田　浩（岐　阜）
髙橋　通江（北海道）　田村　満子（大　阪）　土屋　典子（東　京）
松本　信彦（非会員）　宮本　雅透（長　野）

高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業（厚生労働省老健事業）

◎髙橋　紘士（非会員）　安藤　千晶（静　岡）　浦田　民恵（東　京）
江越　正嘉（佐　賀）　金丸　絵里（非会員）　木内健太郎（神奈川）
黒田　光代（非会員）　篠田　浩（岐　阜）　新谷久美子（静　岡）
千菅英理子（岩　手）　田村　満子（大　阪）　山口　光治（長　野）

地域包括ケア推進委員会

◎竹田　匡（北海道）　梅本　政隆（福　岡）　阪田　健嗣（島　根）
佐藤　正枝（新　潟）　中　恵美（石　川）　中澤　伸（神奈川）
福富　昌城（京　都）　山内　智史（埼　玉）

子ども家庭支援委員会

◎栗原　直樹（埼　玉）　幸野　通浩（大　阪）　酒井　珠江（広　島）
坂口　繁治（岩　手）　鈴木　庸裕（愛　知）　田邉　哲雄（兵　庫）
松村　茂（東　京）

スクールソーシャルワークプロジェクトチーム

◎栗原　直樹（埼　玉）　内田　宏明（長　野）　後藤　久美（静　岡）
後藤　みか（大　分）　坂口　繁治（岩　手）　清水　剛志（富　山）
鈴木　庸裕（愛　知）

生活困窮者支援委員会

◎島崎　義弘（愛　媛）　一色　茂雄（神奈川）　小林　聖子（東　京）
近藤　健太（兵　庫）　土屋　幸己（静　岡）　中井　俊雄（岡　山）
村下　佳秀（東　京）

リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

◎山下　　康（神奈川）　梅津　和弘（大　阪）　菅野　紀枝（静　岡）
木下　大生（東　京）　関口　暁雄（非会員）　徳田　　暁（非会員）

独立型社会福祉士委員会

◎小川　幸裕（青　森）　○池田　和枝（長　崎）　髙田　美保（栃　木）
髙橋　岳志（岩　手）　松谷　恵子（広　島）　横田　一也（大　阪）

マクロソーシャルワーク出版企画プロジェクト

◎竹田　　匡（北海道）　大島　千帆（東　京）　乙幡美佐江（東　京）
原田奈津子（東　京）　渡辺　裕一（山　梨）

生涯研修センター企画・運営委員会

◎中田　雅章（岡　山）　栗原　直樹（埼　玉）　高野八千代（新　潟）
田上　　明（東　京）　中島　竜彦（石　川）　中島　康晴（広　島）
西島　善久（大　阪）　山崎　智美（神奈川）

基礎研修教材開発プロジェクトチーム

◎中田　雅章（岡　山）　◎山崎　智美（神奈川）　土谷　長子（兵　庫）
中島　竜彦（石　川）　松本　喜一（福　島）　山口　千恵（福　岡）

認定社会福祉士登録推進委員会

◎橋　　典孝（石　川）　橘　　康彦（山　口）　野口　百香（東　京）
前嶋　　弘（兵　庫）

現任研修見直し委員会（厚生労働省補助事業）

◎中田　雅章（岡　山）　荒井　浩道（東　京）　加山　　弾（非会員）
逸持治典子（福　島）　髙良　麻子（東　京）　髙山由美子（東　京）
中島　康晴（広　島）

スーパービジョン調査研究委員会（厚生労働省補助事業）

◎野村　豊子（非会員）　岡田　まり（京　都）　齊藤　順子（非会員）
高野八千代（新　潟）　田村　綾子（非会員）　藤林　慶子（非会員）
前嶋　　弘（兵　庫）　宮崎　清恵（兵　庫）

公 開

アドバイザーリスト登録者

2021 年 3 月 31 日現在

所属士会	氏　名	分 野 等	備　考
青森県	小川 幸裕（ゆきひろ）	【その他(独立型社会福祉士)】	
山形県	鈴木 ひとみ	【障害】	
茨城県	竹之内 章代	【障害】	
埼玉県	愛沢 隆一	【児童・家庭】	
	遅塚 昭彦	【障害】	
千葉県	森戸（もりと） 崇行（たかゆき）	【障害】	
東京都	髙良（こうら） 麻子	【高齢、児童・家庭、地域社会・多文化】	
	松友 了（りょう）	【障害、地域社会・多文化】	
	山本 繁樹	【高齢、障害、地域社会・多文化】	
	加藤 慶（けい）	【高齢、障害、児童・家庭、医療、地域社会・多文化】	
	小髙（こだか） 真美（まなみ）	【その他(自殺予防)】	
愛知県	見平 隆	【高齢、障害、児童・家庭、地域社会・多文化】	
三重県	市川 知律	【障害】	
京都府	中川 るみ	【更生保護】	
	長澤 哲也	【スクールソーシャルワーカー】	
	福富（ふくとみ） 昌城（まさき）	【高齢】	
大阪府	田村 満子	【高齢、障害、児童・家庭、地域社会・多文化、権利擁護】	
奈良県	西田 利昭	【障害】	
和歌山県	河合（かわい） 馨（かおる）	【障害、生活保護】	
	小長谷（おばせ） 恭史（みつひと）	【高齢】	
大分県	鹿嶋 隆志	【その他(災害)】	
沖縄県	島村 聡（さとる）	【障害】	

公益社団法人日本社会福祉士会
2020年度　賛助会員一覧

	賛助会員名
1	中央法規出版株式会社
2	日本医療大学 生涯学習センター　社会福祉士通信科
3	佛教大学
4	新日本法規出版株式会社
5	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
6	学校法人瓶井学園日本メディカル福祉専門学校
7	損害保険ジャパン株式会社
8	北星学園大学図書館
9	国際こども・福祉カレッジ
10	皇學館大学
11	株式会社ミネルヴァ書房
12	公益財団法人日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所
13	川廷　宗之
14	神戸女子大学健康福祉学部社会福祉学科
15	一般社団法人シルバーサービス振興会
16	有限会社マッシュ
17	学校法人日本放送協会学園
18	上智社会福祉専門学校
19	公益社団法人　成年後見センター・リーガルサポート
20	有限会社新元社
21	株式会社トータル保険サービス
22	株式会社テコム
23	ILPお茶の水医療福祉専門学校
24	リコージャパン株式会社
25	株式会社ガム・コーポレーション
26	日本加除出版株式会社
27	株式会社リーガル
28	株式会社ヴィンテージ
29	SOTシステムコミュニティ株式会社
30	公益財団法人テクノエイド協会
31	株式会社ディーエムエス
32	東洋羽毛工業株式会社
33	株式会社サンワ
34	公益財団法人さわやか福祉財団
35	株式会社日立システムズ

2021年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表（変更となる可能性があります）

月	日	企 画 名	会　場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
4	11	全国生涯研修委員会議	本会事務局	○		47都道府県士会
	17	第1回業務執行理事打合せ　第1回理事会	本会事務局			
5	8	生涯研修センター協議会	本会事務局	○		15人
	15	第2回業務執行理事打合せ　第2回理事会	本会事務局			
	22	ぱあとなあ活動報告書IT化説明会	オンライン	○		100人
6	19	第33回通常総会　第3回理事会	東京都内			
7	3	第3回業務執行理事打合せ				
	3-4	第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）				
	17	第4回業務執行理事打合せ　第4回理事会	本会事務局			
8	15	倫理綱領伝達研修	オンライン		○	50人
	21	第5回業務執行理事打合せ・第5回理事会				
9	18	第6回業務執行理事打合せ　第6回理事会	本会事務局			
10	2	第7回理事会	東京都内			
	2-3	都道府県社会福祉士会会長会議	東京都内			
	17	全国生涯研修委員会議	東京都内	○		47都道府県士会
	30-31	スーパーバイザー養成研修	オンライン		○	50人
11	6	都道府県ぱあとなあ連絡協議会	オンライン	○	○	47都道府県士会
	13	生涯研修センター協議会	本会事務局	○		15人
	20	第7回業務執行理事打合せ　第8回理事会	本会事務局			
12	18	第8回業務執行理事打合せ　第9回理事会	本会事務局			
1	15	第9回業務執行理事打合せ　第10回理事会	本会事務局			
2	5	第10回業務執行理事打合せ　第11回理事会	本会事務局			
3	19	第12回理事会　臨時総会	東京都内			

○開催月が未定の本会行事予定

月	日	企 画 名	会　場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
	未定	生活困窮者支援ソーシャルワーク研修	オンライン			80人
	未定	生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会	オンライン			150人
	未定	独立型社会福祉士研修	オンライン			80人
	未定	独立型社会福祉士全国実践研究集会	オンライン			150人
	未定	司法福祉全国研究集会	オンライン			150人
	未定	第8期虐待対応専門研修～アドバイザーコース～	未定		○	60人
	未定	地域包括ケア全国実践研究集会	オンライン			
	未定	マクロソーシャルワーク研修	オンライン			
	未定	多文化ソーシャルワークセミナー（JFSW事業に変更）	オンライン			
	未定	スクールソーシャルワーク全国実践研究集会	オンライン			200人

公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局
〒１６０－０００４
東京都新宿区四谷１－１３カタオカビル２階
電　話　０３－３３５５－６５４１
ＦＡＸ　０３－３３５５－６５４３
E-mail：info@jacsw.or.jp